

静岡県部活動ガイドライン

【資料編】

静岡県教育委員会

(平成31年3月)

- 資料1 運動部活動検討委員設置要項及び部活動ガイドライン作成ワーキンググループ設置要項
(県教育委員会「運動部活動の在り方に関する調査研究事業(民間活力による運動部活動支援体制の構築のための実践研究)」による委員会)
- 資料2 中学校学習指導要領(平成29年3月)(抜粋)及び中学校学習指導要領解説
(一部修正) 高等学校学習指導要領(平成30年3月)(抜粋)及び高等学校学習指導要領解説
- 資料3 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン
(スポーツ庁・文部科学省初等中等教育局・文化庁)
- 資料4 部活動に関するアンケート調査集計結果
(県教育委員会 平成29年11月調査)
- 資料5 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)
(スポーツ庁・文部科学省初等中等教育局・文化庁 部活動指導員の設置について)
- 資料6 県立学校に勤務する部活動指導員の身分等取扱いの運用について
(部活動指導員の運用について県教育委員会からの通知)
- 資料7 事故の防止及び対応について
(一部追加)(事故等の防止、事故マニュアル等)
- 資料8 体罰根絶に向けて
(県教育委員会「運動部活動指導の工夫・改善支援事業」運動部活動等推進委員会及び運動部活動地域実践研究委員会)
- 資料9 体罰根絶全国共通ルールの制定について(通知)
(全国高等学校体育連盟 平成26年5月20日)
- 資料10 運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応」再度のお知らせ(通知)
(日本中学校体育連盟 平成30年3月29日)
- 資料11 しずおかスポーツ人材バンク
(県教育委員会 スポーツ人材活用推進事業)

運動部活動検討委員会設置要項

1 趣旨

生徒の健全な成長の促進や、教員の業務負担軽減、効率的な指導等を考慮した運動部活動の運営の適正化に向けて、活動時間や休養日の設定、指導の充実、部活動指導員等の規則、活用、効果的な指導体制等を検討するための委員会を設置する。

2 構成員

- (1) 委員会は、18人以内で構成する。
- (2) 委員は、学識経験者等から、静岡県教育委員会教育長が委嘱し、または命ずる。
- (3) 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- (4) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (5) 委員長は、副委員長を指名する。
- (6) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (7) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- (8) 委員の任期は、委嘱され、または命ぜられた日から平成31年3月31日までとする。
- (9) 委員長が必要と認めた場合は、ワーキンググループを設置することができる。

3 業務の内容

次の事項について検討する。

- (1) 運動部活動ガイドライン作成について
- (2) 部活動指導員の規制、活用について
- (3) 運動部活動における民間企業等の活用について
- (4) その他、運動部活動の推進に関することについて

4 事務局

委員会の庶務は、静岡県教育委員会健康体育課において処理する。

5 その他

この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(別表1) 運動部活動検討委員会構成員

	役 職	氏 名
有識者	静 岡 大 学 教 育 学 部	新 保 淳
	首 都 大 学 東 京 都 市 教 養 学 部	西 島 央
	順 天 堂 大 学 ス ポ ー ツ 科 学 科	鈴 木 宏 哉
	ス ポ ー ツ ラ イ タ ー (元 静 岡 新 聞 社)	加 藤 訓 義
関係団体	静 岡 県 体 育 協 会	石 川 恵 一 朗
	静 岡 県 高 等 学 校 長 協 会	加 藤 洋 一
	静 岡 県 高 等 学 校 体 育 連 盟	
	静 岡 県 高 等 学 校 野 球 連 盟	中 澤 秀 紀
	静 岡 県 校 長 会 ・ 静 岡 県 中 学 校 体 育 連 盟	堀 和 弘
	熱 海 市 教 育 委 員 会	塩 見 和 彦
	静 岡 県 私 学 協 会	坂 根 英 夫
	静 岡 県 公 立 高 等 学 校 P T A 連 合 会	平 野 貴 久
	静 岡 県 P T A 連 絡 協 議 会	良 知 克 明
	ス ポ ー ツ ド ク タ ー 協 議 会	芳 村 直
教育委員会 事務局	教 育 総 務 課 長	渋 谷 浩 史
	義 務 教 育 課 長	宮 崎 文 秀
	高 校 教 育 課 長	小 野 田 裕 之
	特 別 支 援 教 育 課 長	山 崎 勝 之
	健 康 体 育 課 長	福 永 秀 樹
オブザーバー	文 化 ・ 観 光 部 私 学 振 興 課 長	田 中 真 生
	静 岡 県 高 等 学 校 文 化 連 盟	石 川 善 久
	静 岡 県 中 学 校 文 化 連 盟	伊 藤 静 雄

(別表2) 運動部活動検討委員会ワーキング・グループ

(ガイドラインワーキング・グループ)

大 学	静 岡 大 学 教 育 学 部	野 津 一 浩
関係団体	静 岡 県 高 等 学 校 体 育 連 盟	幾 留 純 二
	静 岡 県 中 学 校 体 育 連 盟	小 田 通 也
	島 田 市 教 育 委 員 会	岩 尾 秀 幸
教育委員会 事務局	教 育 総 務 課	菅 沼 日 出 彦
		鎌 田 正 幸
	義 務 教 育 課	若 田 泰 一
	高 校 教 育 課	田 中 剛
		杉 山 忍
	特 別 支 援 教 育 課	杉 山 金 吾
健 康 体 育 課	村 田 佳 代	

(民間連携の活用ワーキング・グループ)

委 員	経 済 関 係 者	推 薦
	経 済 関 係 者	推 薦
	経 済 産 業 部	推 薦
	健 康 福 祉 部	推 薦
	健 康 体 育 課	鈴 木 淳 矢

部活動ガイドライン～運動部活編～作成ワーキンググループ設置要項

1 目的

部活動ガイドライン作成ワーキンググループ（部活動ガイドラインワーキングと言う。）は、「運動部活動検討委員会」により設置され、適切な運動部活動指導についての協議を行い、部活動ガイドラインを作成する。

2 内容

- (1) 運動部活動事項の適正化についての事項の検討
- (2) 運動部活動指導において、専門的な知識を有した協議が必要な事項
- (3) その他委員長が必要と認めた事項についての検討等

3 組織

- (1) 運動部活動ワーキング委員は委員長が置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。
- (2) 運動部活動ワーキングの庶務は、静岡県教育委員会健康体育課において処理する。
- (3) 本要項に定めるもののほか、運動部活動ワーキングの運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

4 委員

有識者	国立大学法人静岡大学	野津 一浩
中学校関係者	静岡県中学校体育連盟	小田 通也
高等学校関係者	静岡県高等学校体育連盟	幾留 純二
市教育委員会	島田市教育委員会	岩尾 秀幸
県教育委員会	教育総務課	菅沼 日出彦
	教育総務課	鎌田 正幸
	義務教育課	若田 泰一
	高校教育課	田中 剛
	高校教育課	杉山 忍
	特別支援教育課	杉山 金吾
	健康体育課	村田 佳代

運動部活動検討委員会及び部活動ガイドライン～運動部活編～
作成ワーキンググループ協議経過等

【部活動検討委員会】

回	日 時	検討内容
第 1 回	平成29年 9 月 13 日	1 運動部活動の適正化に向けた基本方針について 2 部活動ガイドラインについて 3 外部指導者の活用について
第 2 回	平成29年12月 25 日	1 アンケート調査の結果 2 部活動ガイドライン骨子（案）
第 3 回	平成30年 2 月 8 日	1 運動部活動ガイドラインの検討状況について 2 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子（案）（スポーツ庁） 3 静岡県部活動ガイドライン～運動部編～（案）
第 4 回	平成30年 3 月 14 日	1 部活動ガイドラインについて

【部活動ガイドライン～運動部編～作成ワーキング】

回	日 時	検討内容
第 1 回	平成29年10月 20 日	1 部活動ガイドラインについて 2 部活動アンケートについて 3 部活動指導員について
第 2 回	平成29年12月 18 日	1 部活動アンケートについて 2 部活動ガイドラインについて 3 「運動部活動ガイドラインの検討状況について（依頼）」（案）について
第 3 回	平成30年 1 月 29 日	1 「運動部活動ガイドラインの検討状況について」について 2 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子（案）」（スポーツ庁）について 3 「静岡県部活動ガイドライン～運動部活動編～（案）」について

文部科学省では、平成29年3月31日に学校教育法施行規則の一部改正と中学校学習指導要領の改訂を行った。新学習指導要領等は平成33年度から全面的に実施することとし、平成30年度から一部を移行措置として先行実施することとしている。高等学校については、平成30年3月30日に高等学校学習指導要領を公示するとともに、平成34年度から年次進行により段階的に適用することとしている。また、平成31年度から移行措置として先行実施することとしている。

以下、新学習指導要領及び学習指導要領解説における、部活動に関する項目を抜粋した。

【 部活動の意義と留意点等 】

- 中学校学習指導要領（平成29年3月）（抜粋）
 - 第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項
 - 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
 - (り) 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。
- ◎ 高等学校学習指導要領（平成30年3月）（抜粋）
 - 第1章 総則 第6款 学校運営上の留意事項
 - 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
 - ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

【 運動部の活動 】

● 中学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編（平成29年7月）（抜粋）

運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

したがって、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮することが大切である。また、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。さらに、運動部の活動も学校教育活動の一環であることから、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も参考に指導を行うことが大切である。

加えて、運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないように留意する必要がある。そのため、例えば、競技を「すること」のみならず、生徒自らが所属する運動部の活動を振り返りつつ、目標、練習計画等の在り方や地域との関わり方等について定期的に意見交換をする場を設定するなど考えられる。このように、運動部の活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定するなど、生徒の現在及び将来の生活を見渡しながらか、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。また、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

なお、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が平成29年4月1日から施行され、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにした。

設置者及び各学校においては、部活動指導員を活用する場合、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、生徒の自発的、自主的な参加が促進されるよう部活動指導員との密接な連携を図ることが必要である。

その際、部活動が、各学校の教育目標の実現に向けた主体的・対話的で深い学びの場となるよう、研修等の機会を適切に確保するなど、部活動指導員の指導力向上を図ることができる機会を適切に確保することが求められる。

【 運動部の活動 】

◎高等学校学習指導要領解説 保健体育編 体育編（平成30年7月）（抜粋）

運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。

したがって、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮することが大切である。また、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。さらに、運動部の活動も学校教育活動の一環であることから、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も参考に指導を行うことが大切である。

加えて、運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要がある。そのため、例えば、競技を「すること」のみならず、生徒自らが所属する運動部の活動を振り返りつつ、目標、練習計画等の在り方や地域との関わり方等について定期的に意見交換をする場を設定することなどが考えられる。このように、運動部の活動の意義が充分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の現在及び将来の生活を見渡しながらか、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。また、生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

なお、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が平成29年4月1日から施行され、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにした。

設置者及び各学校においては、部活動指導員を活用する場合、部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、生徒の自発的、自主的な参加が促進されるよう部活動指導員との密接な連携を図ることが必要である。

その際、部活動が、各学校の教育目標の実現に向けた主体的・対話的で深い学びの場となるよう、研修等の機会を適切に確保するなど、部活動指導員の指導職向上を図ることができる機会を適切に確保することが求められる。

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン

平成30年3月



スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

目 次

前 文	… 1
本ガイドライン策定の趣旨等	… 1
1 適切な運営のための体制整備	… 2
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 4
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	… 5
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	… 6
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	… 8
終わりに	… 8
○ 運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）	…10
○ 参 考	
・ 中学校学習指導要領 平成29年3月（抜粋）	…22
・ 中学校学習指導要領解説 保健体育編 平成29年7月（抜粋）	…22
・ 安全確保のための取組に関する参考資料掲載ウェブサイト	…23
・ 部活動指導員に対する研修内容（例）	…24

前 文

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養^{かん}に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。
- 将来においても、全国の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本ガイドライン策定の趣旨等

- 本ガイドラインは、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
 - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
 - ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

- 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。都道府県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。
- 本ガイドラインの基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- スポーツ庁は、本ガイドラインに基づく全国の運動部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 都道府県は、本ガイドラインに則り、運動部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な運動部活動の取組に関する「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。
- イ 市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本ガイドラインに則り、都道府県の「運動部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。
- ウ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長は、上記ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- オ 学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、都道府県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員¹の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修²を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 都道府県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成29年3月14日付け28ス庁第704号）」において、部活動指導員を制度化した概要、留意事項として部活動指導員の職務、規則等の整備、任用、研修、生徒の事故への対応、適切な練習時間や休養日の設定、生徒、保護者及び地域に対する理解の促進等について示されている。

カ 都道府県、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」³を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3 当該通知において、「部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を命ずる場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底すること。」等について示されている。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

- ア 中央競技団体⁴は、競技の普及の役割に鑑み、運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を作成する。
- イ 中央競技団体は、上記アの指導手引をホームページに掲載・公開するとともに、公益財団法人日本中学校体育連盟や都道府県等と連携して、全国の学校における活用を依頼し、普及を図る。
- ウ 運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究⁵も踏まえ、以下を基準とする。
- 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
 - 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 スポーツ競技の国内統括団体

5 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

イ 都道府県は、1（1）に掲げる「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえて休養日及び活動時間等を設定し、明記する。

ウ 学校の設置者は、1（1）に掲げる「設置する学校に係る運動部活動の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、都道府県が策定した方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記エに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

エ 校長は、1（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、学校の設置者が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

オ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市区町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること⁶、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である⁷中で、現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。

6 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、保健体育の授業を除く1週間の総運動時間が60分未満である中学校2年生女子の割合は19.4%で、このうち、0分の割合は13.6%であった。

7 スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成30年2月公表）では、運動部や地域のスポーツクラブに所属していない、又は、文化部に所属していると答えた中学校2年生が運動部活動に参加する条件は、「好きな、興味のある運動やスポーツを行うことができる（男子42.9%・女子59.1%）」、「友達と楽しめる（男子42.7%・女子60.4%）」、「自分のペースで行うことができる（男子44.4%・女子53.8%）」が上位であった。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 地方公共団体は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 都道府県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 公益財団法人日本体育協会⁸、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、都道府県もしくは学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。

また、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力する。

ウ 地方公共団体は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 都道府県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

8 団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更予定（2018年4月1日）。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 公益財団法人日本中学校体育連盟は、主催する学校体育大会について、4を踏まえ、単一の学校からの複数チームの参加、複数校合同チームの全国大会等への参加、学校と連携した地域スポーツクラブの参加などの参加資格の在り方、参加生徒のスポーツ障害・外傷の予防の観点から、大会の規模もしくは日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを速やかに行う。

また、都道府県中学校体育連盟が主催する大会においても、同様の見直しが行われるよう、必要な協力や支援を行う。

イ 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等を定める。

ウ 校長は、都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者が定める上記イの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

終わりに

- 本ガイドラインは、生徒の視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体的取組について示すものであるが、今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、ジュニア期におけるスポーツ環境の整備については、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。
- このため、地方公共団体は、本ガイドラインを踏まえた運動部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策を検討する必要がある。
- また、競技団体は、競技の普及の観点から、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、競技力向上の観点から、地方公共団体や公益財団法人日本体育協会⁸、地域の体育協会等とも連携し、各地の将来有望なアスリートとして優れた素質を有する生徒を、本格的な育成・強化コースへ導くことができるよう、発掘・育成の仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

運動部活動での指導のガイドライン

平成25年5月 文部科学省

1. 本ガイドラインの趣旨について ……11
2. 生徒にとってのスポーツの意義 ……11
3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について ……11
4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項 ……13

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

- ① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう ……13
- ② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう ……13
- ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう ……14

実際の活動での効果的な指導に向けて

- ④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう ……15
- ⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう ……17
 - 通常のスポート指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例 ……18
 - 学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例 ……19
 - 有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）として考えられるものの例 ……19
 - 体罰等の許されない指導と考えられるものの例 ……20

指導力の向上に向けて

- ⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう ……21
- ⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう ……21

1. 本ガイドラインの趣旨について

- 運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な参加により、顧問の教員をはじめとした関係者の取組や指導の下に運動やスポーツを行うものであり、各学校で多様な活動が行われています。
- 本ガイドラインに記述する内容は、これまでに文部科学省が作成した資料（「みんなで作る運動部活動」平成11年3月）等で掲げているもの、地方公共団体、学校、指導者によっては既に取り組んできたものもありますが、今後の各中学校、高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）での運動部活動での指導において必要である又は考慮が望まれる基本的な事項、留意点をあらためて整理し、示したものです。
- 本ガイドラインを踏まえて、各地方公共団体、学校、指導者（顧問の教員及び外部指導者をいう。以下同じ。）が、運動部活動での具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、それぞれの特色を生かした適切で効果的な指導を行うことにより、運動部活動が一層充実していくことを期待します。

2. 生徒にとってのスポーツの意義

- スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっています。特に、心身の成長の過程にある中学校、高等学校の生徒にとって、体力を向上させるとともに、他者を尊重し他者と協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど、人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものです。
運動部活動において生徒がスポーツに親しむことは、学校での授業等での取組、地域や家庭での取組とあいまって、スポーツ基本法の基本理念を実現するものとなります。

3. 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等について

① 運動部活動は学校教育の一環として行われるものです

- 現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことについて明確に示しています。
具体的には、中学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第7節保健体育で運動部活動について、高等学校学習指導要領では、第1章総則で部活動について、第2章第6節保健体育で運動部活動について、下記のとおり規定しています。
なお、学習指導要領にこのように規定されたことをもって、生徒の自主的、自発的な参加により行われるとの部活動の性格等が変わるものではありません。

② 運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが望まれます

- 学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられます。
 - ・ スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
 - ・ 体力の向上や健康の増進につながる。
 - ・ 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
 - ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
 - ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
 - ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。
- このように、運動部活動は、各学校の教育課程での取組とあいまって、学校教育が目指す生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしていると考えられます。
- 継続的にスポーツを行う上で、勝利を目指すこと、今以上の技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではありませんが、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどが無いようにすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められます。

③ 生徒の自主的、自発的な活動の場の充実に向けて、運動部活動、総合型地域スポーツクラブ等が地域の特色を生かして取り組むこと、また、必要に応じて連携することが望まれます

- 生徒が取り組みたいスポーツの種目、身に付けたい技能や記録の向上の程度は様々です。より高い水準の技能や記録に挑むことを重視する生徒、自分なりのペースでスポーツに親しみたい生徒、一つの種目よりも様々な種目に挑戦したい生徒等があります。

各地方公共団体、学校では、生徒の多様なニーズを把握するとともに、それらに応え、運動部活動への参加の効果を一層高めるために、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目実施、複数校による合同実施等の様々な取組が望まれます。さらに学校の取組だけではなく、総合型地域スポーツクラブ等との連携や地域のスポーツ指導者、施設の活用など、地域社会全体が連携、協働した取組も望ま

れます。その際には、学校、地域関係者が相互に情報提供し、理解しつつ、取り組むことが望めます。

4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう

〈学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有〉

- 運動部活動は、顧問の教員の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられますが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、各活動の運営、指導が顧問の教員に任せきりとならないようにすることが必要です。
校長のリーダーシップのもと、教員の負担軽減の観点にも配慮しつつ、学校組織全体で運動部活動の運営や指導の目標、方針を検討、作成するとともに、日常の運営、指導において、必要な場合には校長が適切な指示をしたり、顧問の教員等の間で意見交換、指導の内容や方法の研究、情報共有を図ることが必要です。この取組の中で、体罰等が許されないことの意識の徹底を図ることも必要です。
- 目標、方針等の作成及び日常の指導において生徒の健康管理、安全確保、栄養管理等に取り組む場合には、学校内の保健体育科担当の教諭、養護教諭、栄養教諭等の専門的知見を有する関係者の協力を得ることも効果的であると考えられます。
- 生徒に対しても、各部内のみならず学校内の各部のキャプテンやリーダー的な生徒が横断的に活動の在り方等について意見や情報を交換することを促すことも望まれます。

〈保護者等への目標、計画等の説明と理解〉

- 保護者等に対して、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望まれます。

② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう

〈外部指導者等の協力確保、連携〉

- 顧問の教員の状況や生徒のニーズ等によっては、当該スポーツ種目の技術的な指導は、地域などでの優れた指導力を有する外部指導者が中心となって行うことが効果的である場合も考えられます。
また、指導、健康管理等において、地域のスポーツドクター、トレーナー等の協力を得ることも有意義であると考えられます。
これらの外部指導者等の協力を得る場合には、学校の取組以外に、地方公共団体、関係団体、総合型地域スポーツクラブ、医療関係者等とも連携、情報交換しながら、協力を得られる外部指導者等の情報等を把握していくことが重要です。

〈外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備〉

- 運動部活動は学校教育の一環として、学校、顧問の教員により進められる教育活動であることから、外部指導者等の協力を得る場合には、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画、具体的な指導の内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、学校、顧問の教員と外部指導者等との間で十分な調整を行い、外部指導者等の理解を得るとともに、相互に情報を共有することが必要です。技術的な指導においても、必要なときには顧問の教員は外部指導者に適切な指示を行うこととして、指導を外部指導者に任せきりとならないようにすることが必要です。
- 外部指導者等は学校の取組に対する理解を深め、その目標や方針等を踏まえた適切な指導や取組を行うことが求められます。

③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

〈生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成〉

- 運動部活動は、学校教育の一環として行われるものですが、生徒の自主的、自発的な参加によるものです。生徒の間には、好きなスポーツの技能を高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見付けたいなど、運動部活動を行うに際して様々な目的、目標があります。
各運動部活動の顧問の教員は、運営・指導者としての一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要です。
この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導の方針の設定が必要です。
- さらに、この目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導（活動）内容とそのねらい、指導（練習）方法、活動の期間や時間等を明確にした計画を作成して、入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要です。
- 目標等の設定、計画の作成に際しては、運動部活動が、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味、関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなどにより、各学校の教育課程と関連させながら学校教育全体として生徒の「生きる力」の育成を図ることへの留意が望まれます。
また、活動をとおして生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直していくことが望まれます。

〈年間を通したバランスのとれた活動への配慮〉

- 生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようになること、生涯にわたっ

てスポーツに親しむ基盤をつくることができるようにすること、運動部活動の取組で疲れて授業に集中できなくなることがないようにすること等が重要です。

厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習することとは異なるものです。年間を通して、一年間を試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること、参加する大会や練習試合を精選すること、より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること、一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること、一日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要です。

これらは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面での疲労回復のためにも重要です。

〈年間の活動の振り返りと次年度への反映〉

- 組織的な教育活動として、目標を生徒に示して共通理解を図りながら、具体的な活動を行い、成果を検証していくPDCAサイクルによる活動が望まれます。

実際の活動での効果的な指導に向けて

④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう

〈科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施〉

- 運動部活動での指導の内容や方法は、生徒のバランスのとれた心身の成長に寄与するよう、科学的な根拠がある又は社会的に認知されているものであることが必要であるとともに、運動部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえて、生徒に対する説明及び生徒の理解により行われることが必要です。

このため、指導者は、活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等を生徒が理解できるように適切に伝えることが重要です。また、日常の指導でも、指導者と生徒の間のコミュニケーションの充実により、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいのか等を理解させていくことが重要です。

〈生徒が主体的に自立して取り組む力の育成〉

- 個々の生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、運動部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等について自ら設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげる、また、生徒同士で、部活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習にかかる事柄等について、筋道立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるというような生徒が主体的に自立して取り組む力を、指導者は、指導を通して発達段階に応じて育成することが重要です。

教育課程の各教科等での思考力・判断力・表現力等の育成とそのための言語活動の取組と合わせて、運動部活動でも生徒が主体的に自立して取り組む力の育成のための言語活動に取り組むことが考えられます。

〈生徒の心理面を考慮した肯定的な指導〉

- 指導者は、生徒自らが意欲をもって取り組む姿勢となるよう、雰囲気づくりや心理面での指導の工夫が望まれます。生徒のよいところを見つけて伸ばしていく肯定的な指導、叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれます。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意が必要です。
また、それぞれの目標等に向けて様々な努力を行っている生徒に対して、評価や励ましの観点から積極的に声を掛けていくことが望まれます。

〈生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導〉

- 活動の目標によっては大きな肉体的な負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下での練習も想定されますが、指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況や精神状況を把握しながら指導することが大切です。また、キャプテンの生徒は心身両面で他の生徒よりも負担がかかる場合もあるため、適切な助言その他の支援に留意することが大切です。
- 指導者が試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することもありますが、競技、練習継続の意欲を失わせるようなものは不適當、不適切です。
生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解し、厳しい言葉等を発した後は生徒へのフォローアップについても留意することが望まれます。

〈指導者と生徒の信頼関係づくり〉

- 運動部活動は自主的、自発的な活動であるため、指導者が生徒に対して、指導の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な指導の内容や方法であること等を明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、両者の信頼関係づくりが活動の前提となります。ただし、信頼関係があれば指導に当たって体罰等を行っても許されるはずとの認識は誤りであり、決して許されません。

〈上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり〉

- 運動部活動は、複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、生徒の参加する目的や技能等が様々であること等の特色をもち、学級担任としての学級経営とは異なる指導が求められます。
指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養^{かん}等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要です。

〈事故防止、安全確保に注意した指導〉

- 近年も運動部活動で生徒の突然死、頭頸部の事故、熱中症等が発生しており、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体としての万全の体制づくりが必要です。
指導者は、生徒はまだ自分の限界、心身への影響等について十分な知識や技能を

もっていないことを前提として、計画的な活動により、各生徒の発達の段階、体力、習得状況等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、生徒の体調等の確認、関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認、事故が起こった場合の対処の仕方の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意することが必要です。

また、生徒自身が、安全に関する知識や技能について、保健体育等の授業で習得した内容を活用、発展させたり、新たに身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保することができるようにすることが大切です。

- 運動部活動中、顧問の教員は生徒の活動に立ち会い、直接指導することが原則ですが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要です。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解しておくことが望まれます。

⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

- 運動部活動での指導では、学校、指導者、生徒、保護者の間での十分な説明と相互の理解の下で、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境、安全確保、気象状況等を総合的に考えた科学的、合理的な内容、方法により行われることが必要です。
- 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。

校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。

学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年3月13日に「体罰根絶宣言」を公表しています。

日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟は、平成25年4月25日に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しています。

両宣言は各団体のホームページに掲載されています。

- 学校教育において教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、「当該児童生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた

児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。これにより、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。」とされています。（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月13日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知））

- 運動部活動での指導における個別の事案が通常の指導か、体罰等の許されない指導に該当するか等を判断するに当たっては、上記のように、様々な条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がありますが、参考として下記の整理が考えられます。

各地方公共団体、学校、指導者は、このような整理の基となる考え方を参考に、スポーツの指導での共通的及び各スポーツ種目の特性に応じた指導内容や方法等を考慮しつつ、検討、整理のうえ、一定の認識を共有し、実践していくことが必要です。

通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

（生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶついたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。）

（例）

- ・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・ 柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者 of 生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
- ・ 練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・ 野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・ 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

(例)

- ・ 試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。
- ・ 練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

有形力の行使であるが正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されるところと考えられる行為）として考えられるものの例

上記の「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」では、「児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置である懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。」とされています。下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。

- 生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対し、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・ 生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り、体をきつく押さえる。

- 他の生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対し、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- ・ 練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危害が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえ付けて制止させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
(例)
 - ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

指導力の向上に向けて

⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう

〈科学的な指導内容、方法の積極的な取り入れ〉

- 指導者は、効果的な指導に向けて、自分自身のこれまでの実践、経験にたよるだけでなく、指導の内容や方法に関して、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなど、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、指導において活用することが重要です。

事故防止、安全確保、生徒の発達の段階を考慮せず肩、肘、腰、膝などの酷使によるスポーツ障害を防ぐことのためにも望まれます。

〈学校内外での指導力向上のための研修、研究〉

- 指導者は、国、地方公共団体、大学等の研究者、関係団体、医学関係者等による研修、講習や科学的な知見、研究成果等の公表の場を積極的に活用することが望まれます。

地方公共団体、学校は、指導者のこれらの研修等への参加に際しての必要な配慮や支援が望まれます。

- 顧問の教員は、学校の教育課程での担当教科等や生徒指導上での指導の内容や方法の研究と同様に、運動部活動での指導方法等についても積極的な実践研究が望まれます。

学校内や地域の研究会などで、顧問の教員同士で共同して研究したり、研究成果を情報共有していくことも望まれます。

⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

〈校長等の管理職の理解〉

- 運動部活動は学校教育の一環であることを踏まえ、校長等の管理職は、学校組織全体での取組を進めるために、運動部活動の意義、運営や指導の在り方について理解を深めることが重要です。

〈運動部活動のマネジメント力その他多様な指導力の習得〉

- 指導者は、運動部活動が総合的な人間形成の場となるよう、当該スポーツ種目の技術的な指導、ルール、審判に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させることが望まれます。

< 参 考 >

○ 中学校学習指導要領 平成29年3月（抜粋）

第1章 総 則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 (略)

○ 中学校学習指導要領解説 保健体育編 平成29年7月（抜粋）

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 部活動の意義と留意点等

部活動の指導及び運営等に当たっては，第1章総則第5の1ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。

中学生の時期は，生徒自身の興味・関心に応じて，教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など，生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中において，中学生が学校外の様々な活動に参加することは，ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ，幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは，生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。

特に，学校教育の一環として行われる部活動は，異年齢との交流の中で，生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり，生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど，その教育的意義が高いことも指摘されている。

そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく，例えば，運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り，競技を「すること」のみならず，「みる，支える，知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら，自己の適性等に応じて，生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど，教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で，その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
- ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
- ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、

をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。(後略)

○ 安全確保のための取組に関する参考資料掲載ウェブサイト

(文部科学省)

- ▶ 学校における体育活動中の事故防止について(報告書) 平成24年7月
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

- ▶ 学校の管理下における事故の事例や統計情報等
 - ・学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点
 - ・学校の管理下の災害—基本統計—
<http://jpnsport.go.jp/anzen/home/tabid/284/Default.aspx>
- ▶ 学校における突然死予防必携
http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/sudden/tabid/228/Default.aspx
- ▶ 熱中症を予防しよう —知って防ごう熱中症—
http://jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/nettyuusyo//tabid/848/Default.aspx

○ 部活動指導員に対する研修内容（例）

学校の設置者等及び学校において実施する部活動指導員を対象とした研修の内容について、それぞれ以下に例を示す。

【学校の設置者等において実施する研修】

- ✓ 部活動指導員制度の概要（身分、職務、勤務形態、報酬・費用弁償、災害補償等）
- ✓ 学校教育及び学習指導要領
- ✓ 部活動の意義及び位置付け
- ✓ 服務（校長の監督を受けること、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）
- ✓ 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ✓ 顧問や部活動を担当する教諭等との情報共有
- ✓ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ✓ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ✓ 生徒指導に係る対応
- ✓ 事故が発生した場合の現場対応
- ✓ 女子生徒や障害のある生徒などへの配慮
- ✓ 保護者等への対応
- ✓ 部活動の管理運営（会計管理等）

【学校において実施する研修】

- ✓ 学校、各部の活動の目標や方針（各部の練習時間や休養日の徹底も含む）
- ✓ 学校、各部が抱える課題
- ✓ 学校、各部における用具・施設の点検・管理

部活動に関するアンケート集計結果

1 調査方法

(1) 調査対象

- ・公立高校（全日制 87 校）と公立中学校（171 校*政令市を除く）を対象に調査
- ・学校（管理職・教員）は、インターネットを利用した全数調査
- ・生徒及び保護者は、質問紙による抽出調査

(各校種 15 校抽出 1 校につき各学年 1 クラス)

【全数調査】インターネットによる調査

学校（管理職）	中学校 171 校	高校 87 校
全教員（常勤講師を含む）	中学校 約 4,400 名	高校 約 4,500 名

【抽出調査】質問紙による調査

		静東	静西	抽出数	備考	
生徒 (3,000 名) 保護者 (3,000 名)	中学校	8 校	7 校	約 1,500 名	各学年 1 クラス (30 名以上) を対 象とする。1 校約 100 名ずつのサン プル数となる。	
	高 校	東部	中部	西部		約 1,200 名
		普通 総合	4 校	4 校		
	専 門	1 校	1 校	1 校	約 300 名	

(2) 調査期間 平成 29 年 11 月 13 日 ~ 11 月 24 日

2 アンケート回答数

①【学 校（管理職）】

学校数	258 校
回答数	258 校
回答率	100%

②【教 員】

教員数	8,962 名
回答数	6,599 名
回答率	74%

③【生徒・保護者】

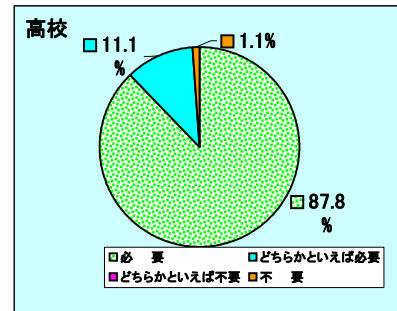
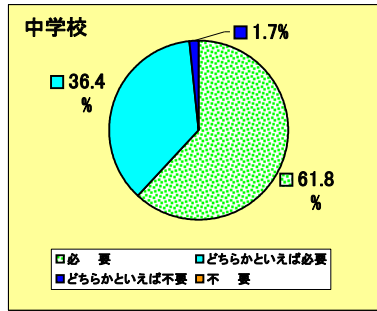
	学校数	生徒	保護者
公立中学	15 校	1,246 名	1,231 名
県立高校（全日制）	15 校	1,692 名	1,658 名
回 答 数	30 校	2,938 名	2,889 名

【配布版】アンケートまとめ(学校)

問5 部活動の必要性

	中学	高校
必要	107 61.8%	79 87.8%
どちらかといえば必要	63 36.4%	10 11.1%
どちらかといえば不要	3 1.7%	0 0.0%
不要	0 0.0%	1 1.1%
合計	173	90

(校)

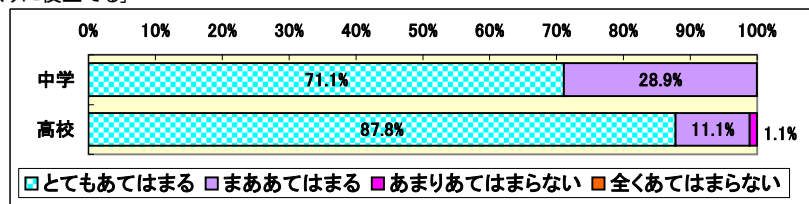


問6 部活動の意義や目的

① [豊かな感性や、健やかでたくましい身体づくりに役立つ]

	中学	高校
とてもあてはまる	123 71.1%	79 87.8%
まああてはまる	50 28.9%	10 11.1%
あまりあてはまらない	0 0.0%	1 1.1%
全くあてはまらない	0 0.0%	0 0.0%
合計	173	90

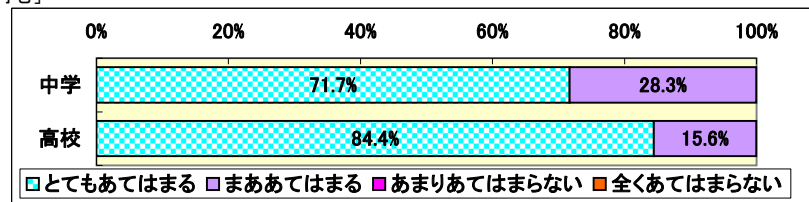
(校)



② [仲間や教員との関わりを通して、社会性を育む]

	中学	高校
とてもあてはまる	124 71.7%	76 84.4%
まああてはまる	49 28.3%	14 15.6%
あまりあてはまらない	0 0.0%	0 0.0%
全くあてはまらない	0 0.0%	0 0.0%
合計	173	90

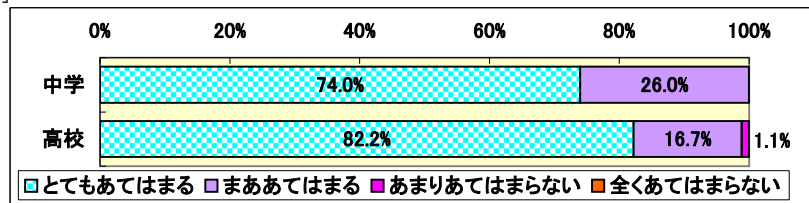
(校)



③ [目標に向かって努力する態度を身につける]

	中学	高校
とてもあてはまる	128 74.0%	74 82.2%
まああてはまる	45 26.0%	15 16.7%
あまりあてはまらない	0 0.0%	1 1.1%
全くあてはまらない	0 0.0%	0 0.0%
合計	173	90

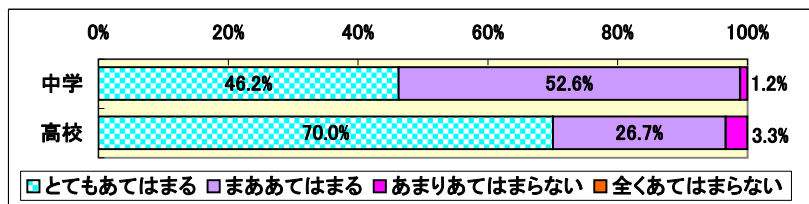
(校)



④ [自己有用感を高める]

	中学	高校
とてもあてはまる	80 46.2%	63 70.0%
まああてはまる	91 52.6%	24 26.7%
あまりあてはまらない	2 1.2%	3 3.3%
全くあてはまらない	0 0.0%	0 0.0%
合計	173	90

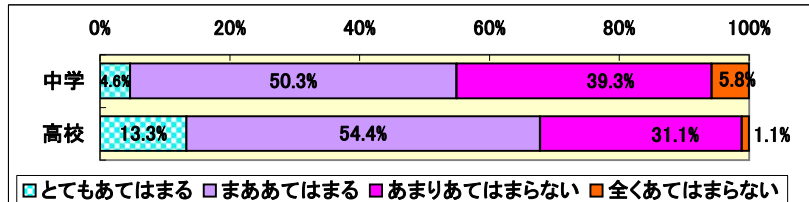
(校)



⑤ [学習意欲を向上させる]

	中学	高校
とてもあてはまる	8 4.6%	12 13.3%
まああてはまる	87 50.3%	49 54.4%
あまりあてはまらない	68 39.3%	28 31.1%
全くあてはまらない	10 5.8%	1 1.1%
合計	173	90

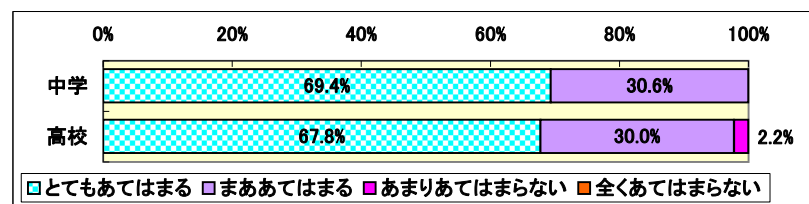
(校)



⑥ [あいさつや礼儀などの規律を学ぶ]

	中学	高校
とてもあてはまる	120 69.4%	61 67.8%
まああてはまる	53 30.6%	27 30.0%
あまりあてはまらない	0 0.0%	2 2.2%
全くあてはまらない	0 0.0%	0 0.0%
合計	173	90

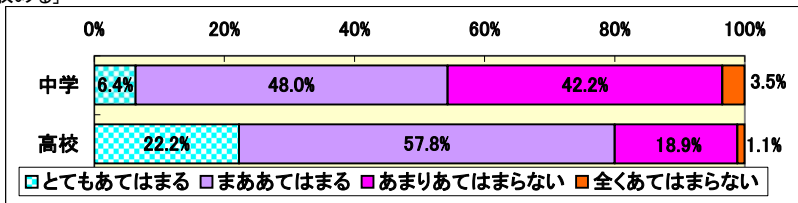
(校)



⑦ [高い技能を身につけ、大会等でよい成績を収める]

	中学	高校
とてもあてはまる	11 6.4%	20 22.2%
まああてはまる	83 48.0%	52 57.8%
あまりあてはまらない	73 42.2%	17 18.9%
全くあてはまらない	6 3.5%	1 1.1%
合計	173	90

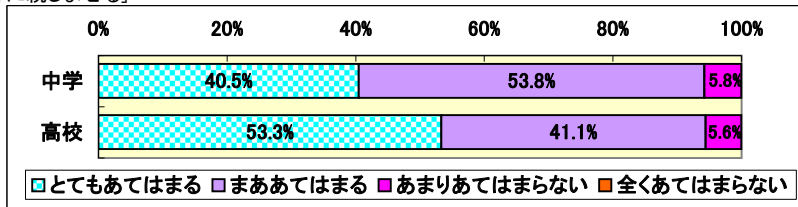
(校)



⑧ [結果にこだわらず、スポーツや文化、科学等に親しませる]

	中学	高校
とてもあてはまる	70 40.5%	48 53.3%
まああてはまる	93 53.8%	37 41.1%
あまりあてはまらない	10 5.8%	5 5.6%
全くあてはまらない	0 0.0%	0 0.0%
合計	173	90

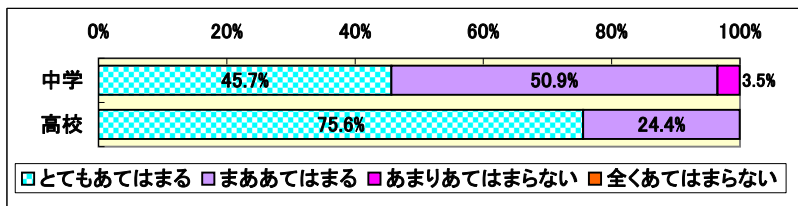
(校)



⑨ [学校全体を活性化することができる]

	中学	高校
とてもあてはまる	79 45.7%	68 75.6%
まああてはまる	88 50.9%	22 24.4%
あまりあてはまらない	6 3.5%	0 0.0%
全くあてはまらない	0 0.0%	0 0.0%
合計	173	90

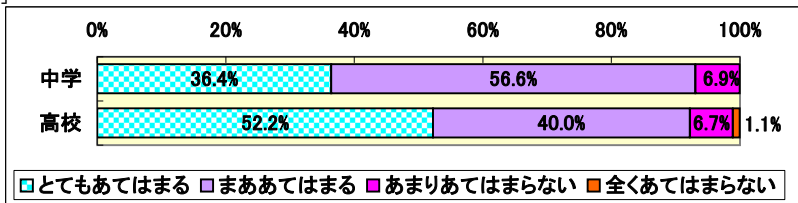
(校)



⑩ [教員が生徒理解を深めるために重要である]

	中学	高校
とてもあてはまる	63 36.4%	47 52.2%
まああてはまる	98 56.6%	36 40.0%
あまりあてはまらない	12 6.9%	6 6.7%
全くあてはまらない	0 0.0%	1 1.1%
合計	173	90

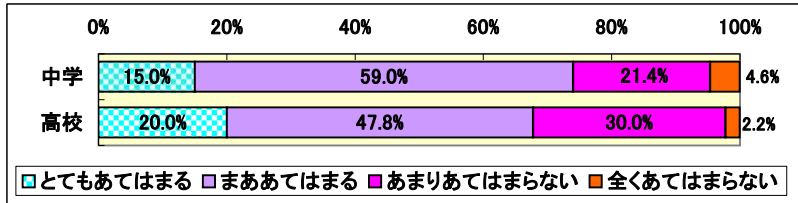
(校)



⑪ [問題行動を予防することができる]

	中学	高校
とてもあてはまる	26 15.0%	18 20.0%
まああてはまる	102 59.0%	43 47.8%
あまりあてはまらない	37 21.4%	27 30.0%
全くあてはまらない	8 4.6%	2 2.2%
合計	173	90

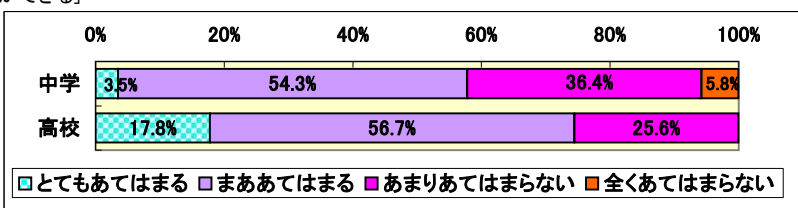
(校)



⑫ [進学や就職などの進路指導に役立てることができる]

	中学	高校
とてもあてはまる	6 3.5%	16 17.8%
まああてはまる	94 54.3%	51 56.7%
あまりあてはまらない	63 36.4%	23 25.6%
全くあてはまらない	10 5.8%	0 0.0%
合計	173	90

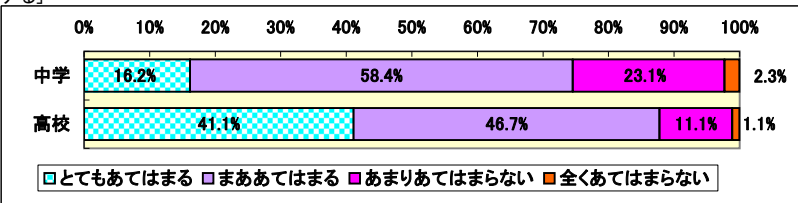
(校)



⑬ [校風や伝統を守り、学校全体の規律を維持する]

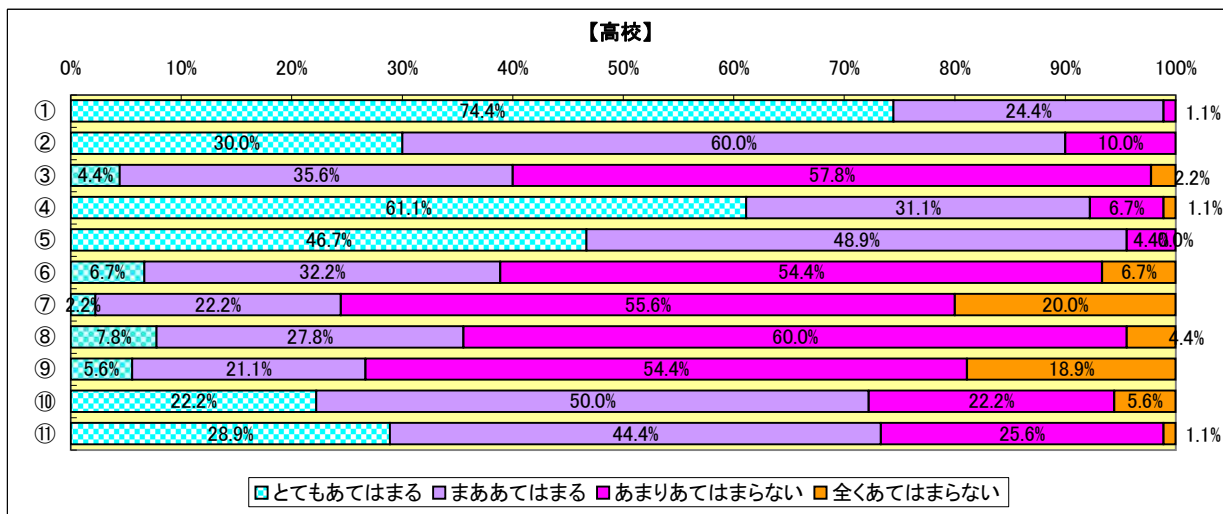
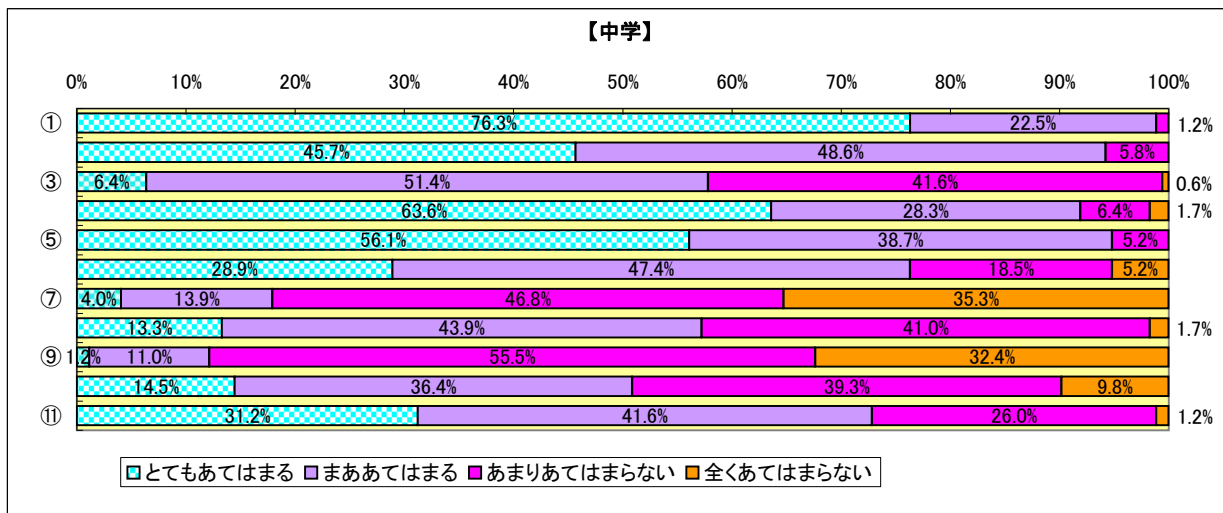
	中学	高校
とてもあてはまる	28 16.2%	37 41.1%
まああてはまる	101 58.4%	42 46.7%
あまりあてはまらない	40 23.1%	10 11.1%
全くあてはまらない	4 2.3%	1 1.1%
合計	173	90

(校)



問7 部活動の課題

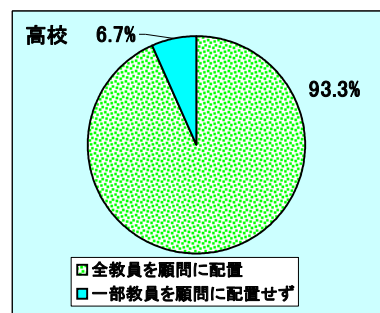
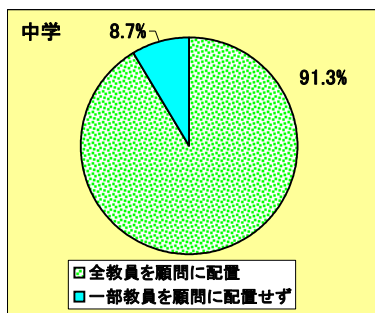
項目	とてもあてはまる		まああてはまる		あまりあてはまらない		全くあてはまらない	
	中学	高校	中学	高校	中学	高校	中学	高校
① [教員の業務量の多さにつながっている]	76.3%	74.4%	22.5%	24.4%	1.2%	1.1%	0.0%	0.0%
② [教員の精神的な負担になっている]	45.7%	30.0%	48.6%	60.0%	5.8%	10.0%	0.0%	0.0%
③ [教員の指導が過熱しすぎている]	6.4%	4.4%	51.4%	35.6%	41.6%	57.8%	0.6%	2.2%
④ [教員数が足りず、顧問の配置が難しい]	63.6%	61.1%	28.3%	31.1%	6.4%	6.7%	1.7%	1.1%
⑤ [技術指導ができる顧問が足りない]	56.1%	46.7%	38.7%	48.9%	5.2%	4.4%	0.0%	0.0%
⑥ [部員数が不足して活動が維持できない]	28.9%	6.7%	47.4%	32.2%	18.5%	54.4%	5.2%	6.7%
⑦ [部員数が多すぎて活動に支障がある]	4.0%	2.2%	13.9%	22.2%	46.8%	55.6%	35.3%	20.0%
⑧ [保護者への対応が困難である]	13.3%	7.8%	43.9%	27.8%	41.0%	60.0%	1.7%	4.4%
⑨ [住民からの苦情対応が困難である]	1.2%	5.6%	11.0%	21.1%	55.5%	54.4%	32.4%	18.9%
⑩ [活動場所不足や施設・設備の不備がある]	14.5%	22.2%	36.4%	50.0%	39.3%	22.2%	9.8%	5.6%
⑪ [予算が不足している]	31.2%	28.9%	41.6%	44.4%	26.0%	25.6%	1.2%	1.1%



問8 顧問の配置

	中学	高校
全教員を顧問に配置	158 91.3%	84 93.3%
一部教員を顧問に配置せず	15 8.7%	6 6.7%
合計	173	90

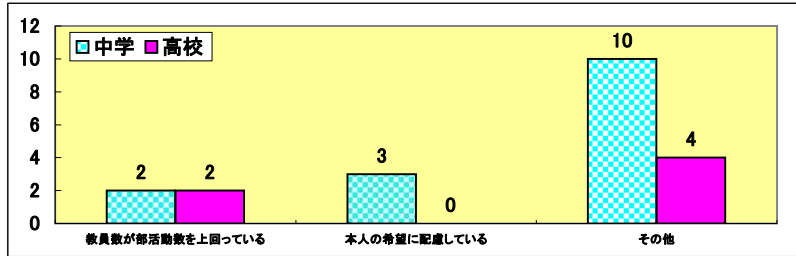
(校)



A 一部配置しない理由

	中学	高校
教員数が部活動数を上回っている	2	2
本人の希望に配慮している	3	0
その他	10	4
合計	15	6

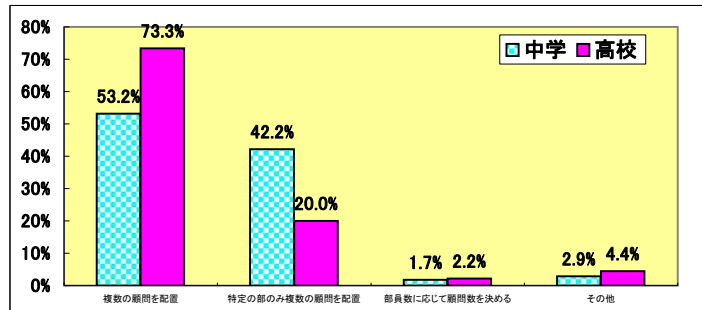
(校)



問9 顧問の配置

	中学	高校
複数の顧問を配置	92 53.2%	66 73.3%
特定の部のみ複数の顧問を配置	73 42.2%	18 20.0%
部員数に応じて顧問数を決める	3 1.7%	2 2.2%
その他	5 2.9%	4 4.4%
合計	173	90

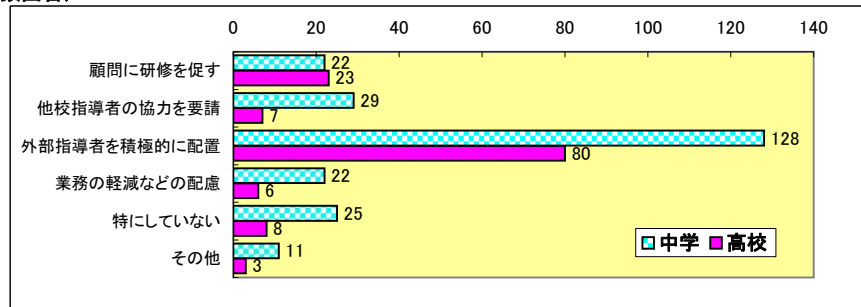
(校)



問10 指導できない場合の学校対応(複数回答)

	中学	高校
顧問に研修を促す	22	23
他校指導者の協力を要請	29	7
外部指導者を積極的に配置	128	80
業務の軽減などの配慮	22	6
特にしていない	25	8
その他	11	3

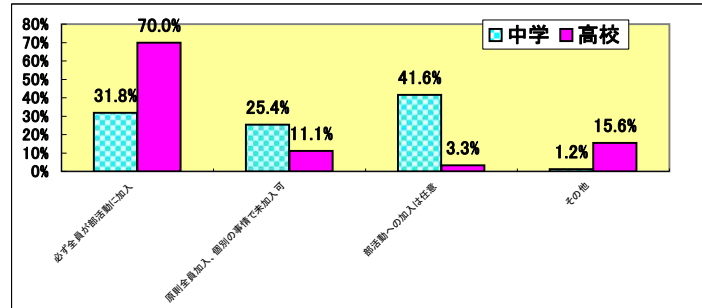
(校)



問11 生徒の加入制度

	中学	高校
必ず全員が部活動に加入	55 31.8%	63 70.0%
原則全員加入、個別の事情で未加入可	44 25.4%	10 11.1%
部活動への加入は任意	72 41.6%	3 3.3%
その他	2 1.2%	14 15.6%
合計	173	90

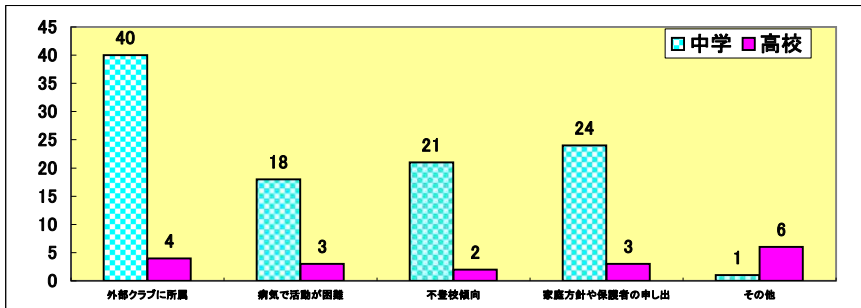
(校)



A 個別事情(複数回答)

	中学	高校
外部クラブに所属	40	4
病気で活動が困難	18	3
不登校傾向	21	2
家庭方針や保護者の申し出	24	3
その他	1	6

(校)



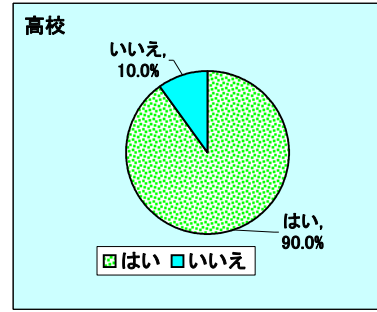
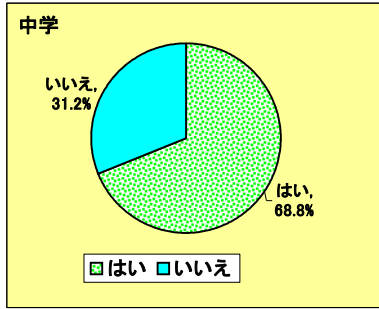
B 任意加入の入部%(文化部含む)

	10%	45%	55%	70%	75%	80%	85%	90%	95%
中学	1	0	1	3	4	7	16	24	16
高校	0	1	0	0	0	0	0	1	1

(校)

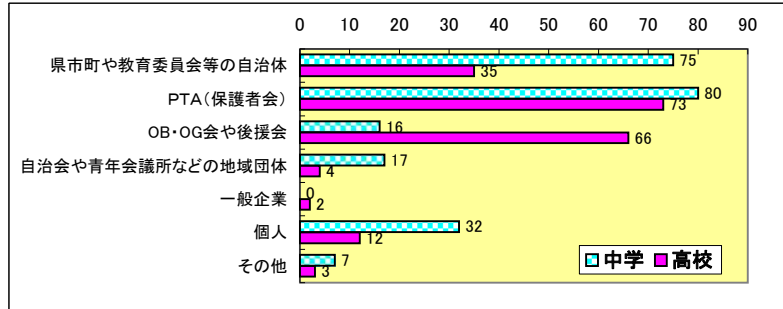
問12 部活動への支援の有無

	中学	高校
はい	119 68.8%	81 90.0%
いいえ	54 31.2%	9 10.0%
合計	173	90



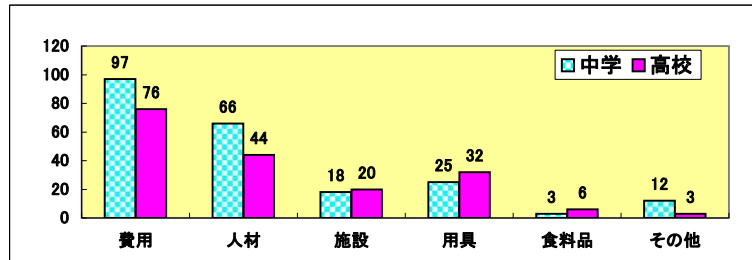
A 支援団体(複数回答)

	中学	高校
県市町や教育委員会等の自治体	75	35
PTA(保護者会)	80	73
OB・OG会や後援会	16	66
自治会や青年会議所などの地域団体	17	4
一般企業	0	2
個人	32	12
その他	7	3



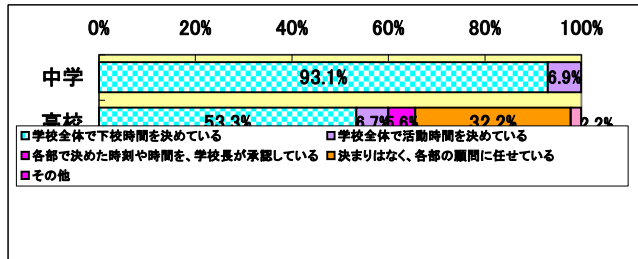
B 支援方法(複数回答)

	費用	人材	施設	用具	食料品	その他
中学	97	66	18	25	3	12
高校	76	44	20	32	6	3



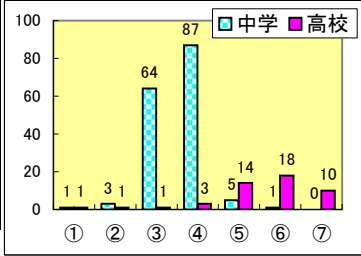
問13 放課後の活動の決まり

	中学	高校
学校全体で下校時間を決めている	161 93.1%	48 53.3%
学校全体で活動時間を決めている	12 6.9%	6 6.7%
各部で決めた時刻や時間を、学校長が承認している	0 0.0%	5 5.6%
決まりはなく、各部の顧問に任せている	0 0.0%	29 32.2%
その他	0 0.0%	2 2.2%
合計	173	90



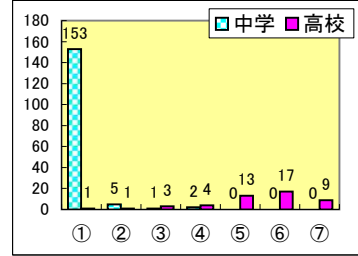
A 活動時刻(最長)

	中学	高校
① 午後5時まで	1	1
② 午後5時30分まで	3	1
③ 午後6時まで	64	1
④ 午後6時30分まで	87	3
⑤ 午後7時まで	5	14
⑥ 午後7時30分まで	1	18
⑦ 午後7時30分以降	0	10
合計	161	48



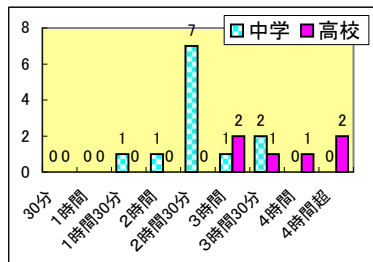
B 活動時刻(最短)

	中学	高校
① 午後5時まで	153	1
② 午後5時30分まで	5	1
③ 午後6時まで	1	3
④ 午後6時30分まで	2	4
⑤ 午後7時まで	0	13
⑥ 午後7時30分まで	0	17
⑦ 午後7時30分以降	0	9
合計	161	48



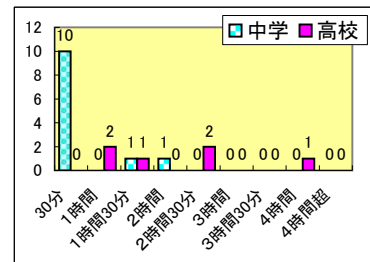
C 活動時間(最長)

	中学	高校
30分	0	0
1時間	0	0
1時間30分	1	0
2時間	1	0
2時間30分	7	0
3時間	1	2
3時間30分	2	1
4時間	0	1
4時間超	0	2
合計	12	6



D 活動時間(最短)

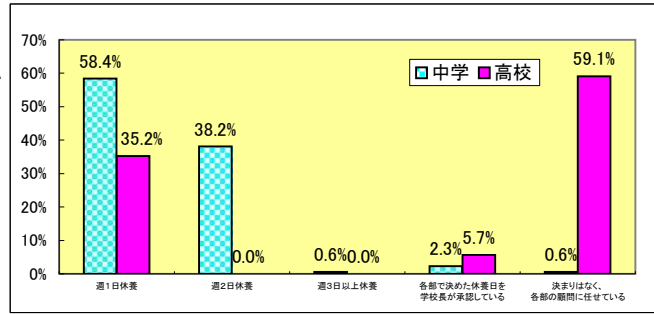
	中学	高校
30分	10	0
1時間	0	2
1時間30分	1	1
2時間	1	0
2時間30分	0	2
3時間	0	0
3時間30分	0	0
4時間	0	1
4時間超	0	0
合計	12	6



問14 平日の休養日ルール

	中学	高校
週1日休養	101 58.4%	31 35.2%
週2日休養	66 38.2%	0 0.0%
週3日以上休養	1 0.6%	0 0.0%
各部署で決めた休養日を学校長が承認している	4 2.3%	5 5.7%
決まりはなく、各部署の顧問に任せている	1 0.6%	52 59.1%
合計	173	88

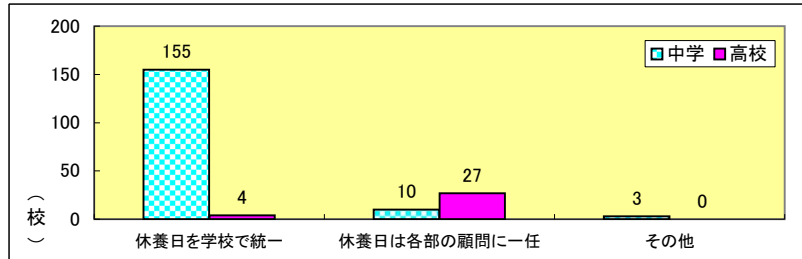
(校)



A 休養日の設定

	中学	高校
休養日を学校で統一	155	4
休養日は各部署の顧問に一任	10	27
その他	3	0
合計	168	31

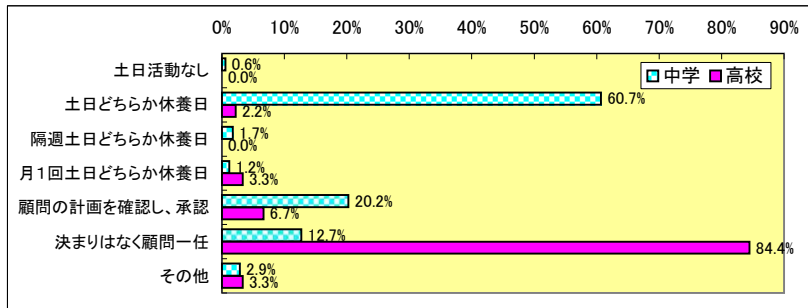
(校)



問15 週休日の活動ルール

	中学	高校
土日活動なし	1 0.6%	0 0.0%
土日どちらか休養日	105 60.7%	2 2.2%
隔週土日どちらか休養日	3 1.7%	0 0.0%
月1回土日どちらか休養日	2 1.2%	3 3.3%
顧問の計画を確認し、承認	35 20.2%	6 6.7%
決まりはなく顧問一任	22 12.7%	76 84.4%
その他	5 2.9%	3 3.3%
合計	173	90

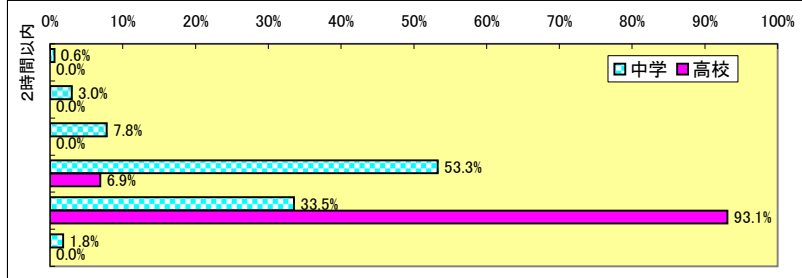
(校)



A 活動時間ルール

	中学	高校
2時間以内	1 0.6%	0 0.0%
3時間以内	5 3.0%	0 0.0%
4時間以内	13 7.8%	0 0.0%
顧問の計画を確認し、承認	89 53.3%	6 6.9%
決まりはなく顧問一任	56 33.5%	81 93.1%
その他	3 1.8%	0 0.0%
合計	167	87

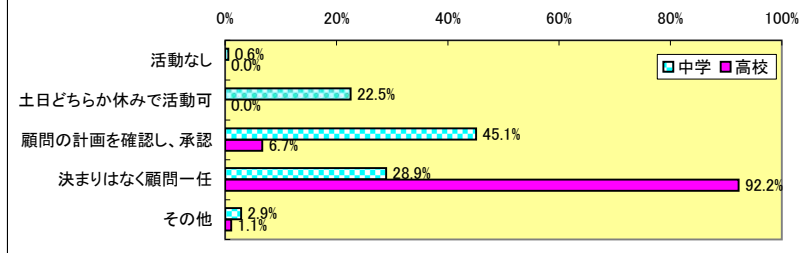
(校)



問16 祝日のルール

	中学	高校
活動なし	1 0.6%	0 0.0%
土日どちらか休みで活動可	39 22.5%	0 0.0%
顧問の計画を確認し、承認	78 45.1%	6 6.7%
決まりはなく顧問一任	50 28.9%	83 92.2%
その他	5 2.9%	1 1.1%
合計	173	90

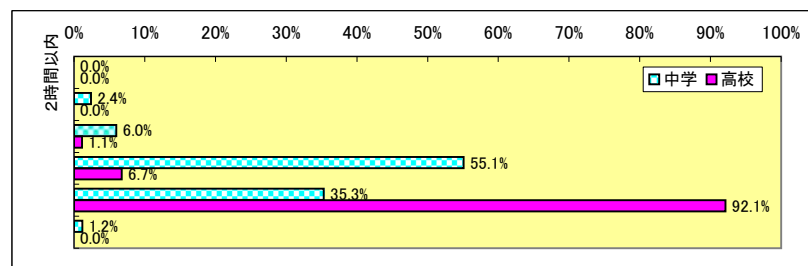
(校)



A 活動時間ルール

	中学	高校
2時間以内	0 0.0%	0 0.0%
3時間以内	4 2.4%	0 0.0%
4時間以内	10 6.0%	1 1.1%
顧問の計画を確認し、承認	92 55.1%	6 6.7%
決まりはなく顧問一任	59 35.3%	82 92.1%
その他	2 1.2%	0 0.0%
合計	167	89

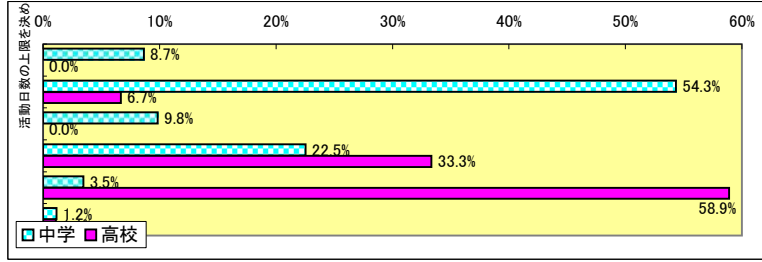
(校)



問17 長期休業活動日ルール

	中学	高校
活動日数の上限を決める	15 8.7%	0 0.0%
活動しない期間を決める	94 54.3%	6 6.7%
活動の上限と期間の両方を決める	17 9.8%	0 0.0%
顧問の計画を確認し、承認	39 22.5%	30 33.3%
決まりはなく顧問一任	6 3.5%	53 58.9%
その他	2 1.2%	1 1.1%
合計	173	90

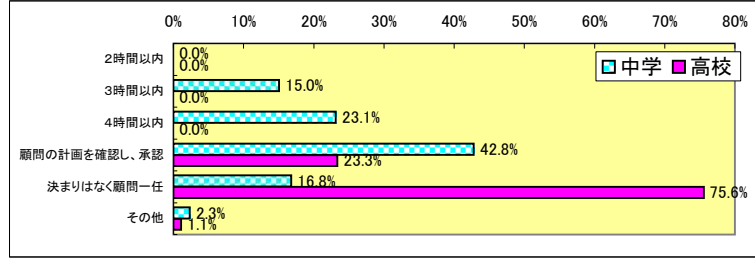
(校)



問18 長期休業中活動時間ルール

	中学	高校
2時間以内	0 0.0%	0 0.0%
3時間以内	26 15.0%	0 0.0%
4時間以内	40 23.1%	0 0.0%
顧問の計画を確認し、承認	74 42.8%	21 23.3%
決まりはなく顧問一任	29 16.8%	68 75.6%
その他	4 2.3%	1 1.1%
合計	173	90

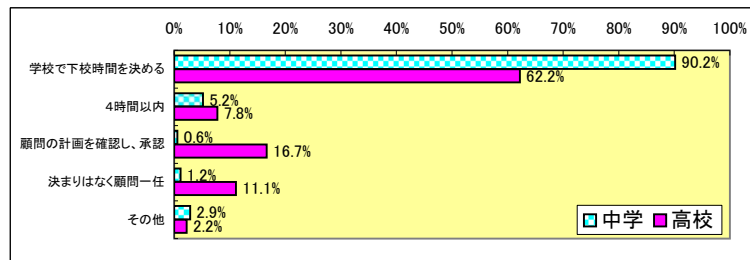
(校)



問19 放課後の適切な活動

	中学	高校
学校で下校時間を決める	156 90.2%	56 62.2%
4時間以内	9 5.2%	7 7.8%
顧問の計画を確認し、承認	1 0.6%	15 16.7%
決まりはなく顧問一任	2 1.2%	10 11.1%
その他	5 2.9%	2 2.2%
合計	173	90

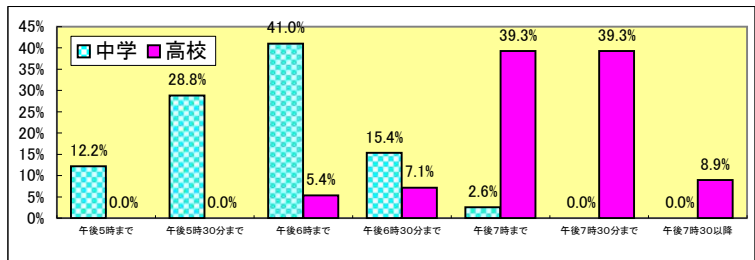
⇒A
⇒B



A 適切な下校時刻

	中学	高校
午後5時まで	19 12.2%	0 0.0%
午後5時30分まで	45 28.8%	0 0.0%
午後6時まで	64 41.0%	3 5.4%
午後6時30分まで	24 15.4%	4 7.1%
午後7時まで	4 2.6%	22 39.3%
午後7時30分まで	0 0.0%	22 39.3%
午後7時30以降	0 0.0%	5 8.9%
合計	156	56

(校)



B 適切な活動時間

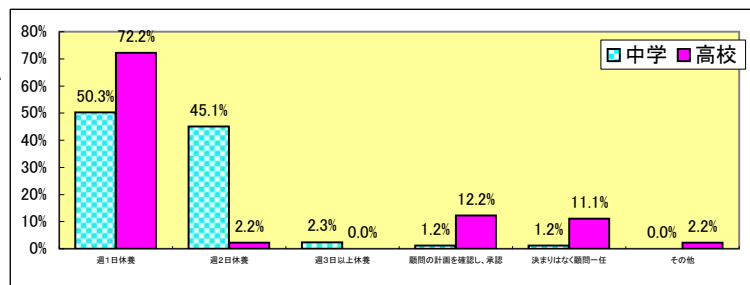
	30分	1時間	1.5時間	2時間	2.5時間	3時間	3.5時間	4時間	4時間超
中学	0	0	2	7	0	0	0	0	0
高校	0	1	0	1	1	3	0	1	0

(校)

問20 平日適切な休養日

	中学	高校
週1日休養	87 50.3%	65 72.2%
週2日休養	78 45.1%	2 2.2%
週3日以上休養	4 2.3%	0 0.0%
顧問の計画を確認し、承認	2 1.2%	11 12.2%
決まりはなく顧問一任	2 1.2%	10 11.1%
その他	0 0.0%	2 2.2%
合計	173	90

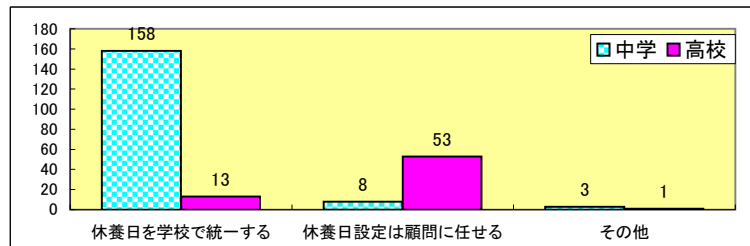
(校)



A 平日の休養日設定

	中学	高校
休養日を学校で統一する	158	13
休養日設定は顧問に任せる	8	53
その他	3	1
合計	169	67

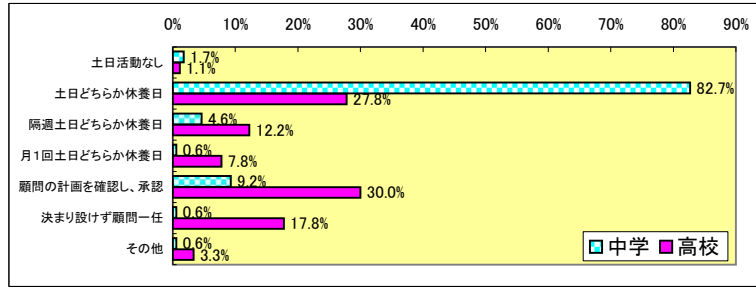
(校)



問21 週休日の適切な活動

	中学	高校
土日活動なし	3 1.7%	1 1.1%
土日どちらか休養日	143 82.7%	25 27.8%
隔週土日どちらか休養日	8 4.6%	11 12.2%
月1回土日どちらか休養日	1 0.6%	7 7.8%
顧問の計画を確認し、承認	16 9.2%	27 30.0%
決まり設けず顧問一任	1 0.6%	16 17.8%
その他	1 0.6%	3 3.3%
合計	173	90

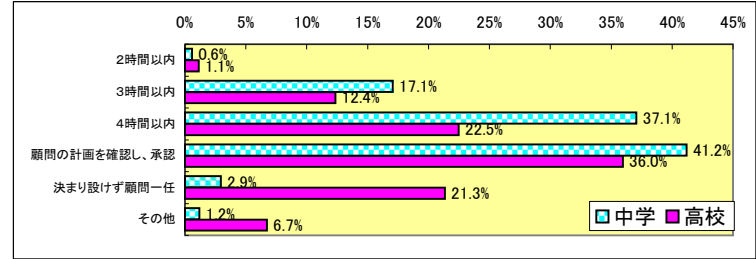
(校)



A 適切な活動時間

	中学	高校
2時間以内	1 0.6%	1 1.1%
3時間以内	29 17.1%	11 12.4%
4時間以内	63 37.1%	20 22.5%
顧問の計画を確認し、承認	70 41.2%	32 36.0%
決まり設けず顧問一任	5 2.9%	19 21.3%
その他	2 1.2%	6 6.7%
合計	170	89

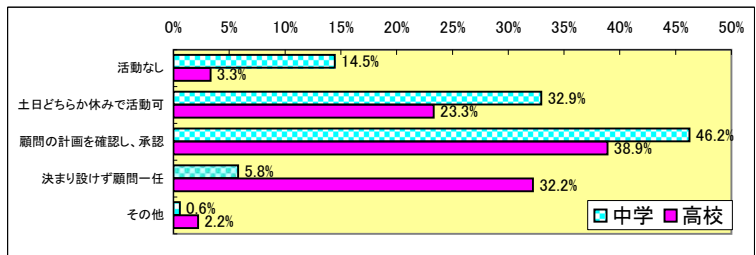
(校)



問22 祝日の適切な活動

	中学	高校
活動なし	25 14.5%	3 3.3%
土日どちらか休みで活動可	57 32.9%	21 23.3%
顧問の計画を確認し、承認	80 46.2%	35 38.9%
決まり設けず顧問一任	10 5.8%	29 32.2%
その他	1 0.6%	2 2.2%
合計	173	90

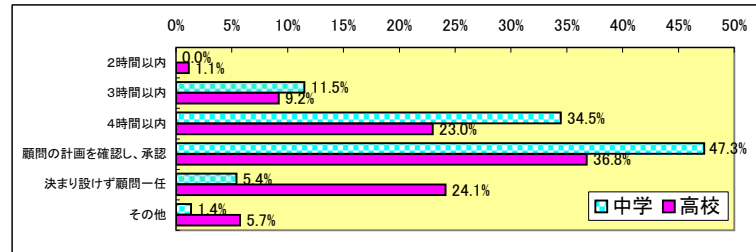
(校)



A 適切な活動時間

	中学	高校
2時間以内	0 0.0%	1 1.1%
3時間以内	17 11.5%	8 9.2%
4時間以内	51 34.5%	20 23.0%
顧問の計画を確認し、承認	70 47.3%	32 36.8%
決まり設けず顧問一任	8 5.4%	21 24.1%
その他	2 1.4%	5 5.7%
合計	148	87

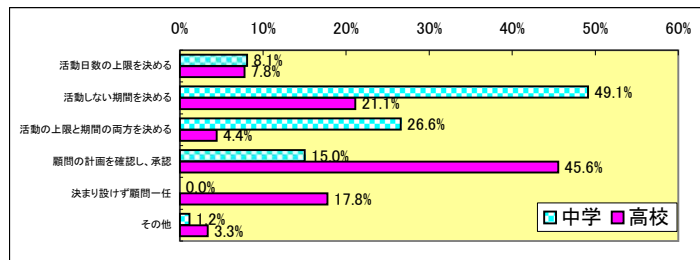
(校)



問23 長期休業中の適切なルール

	中学	高校
活動日数の上限を決める	14 8.1%	7 7.8%
活動しない期間を決める	85 49.1%	19 21.1%
活動の上限と期間の両方を決める	46 26.6%	4 4.4%
顧問の計画を確認し、承認	26 15.0%	41 45.6%
決まり設けず顧問一任	0 0.0%	16 17.8%
その他	2 1.2%	3 3.3%
合計	173	90

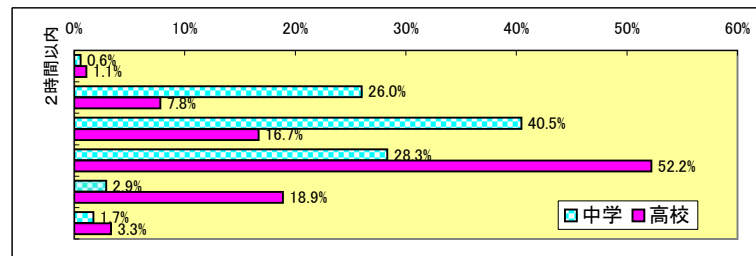
(校)



問24 適切な活動時間

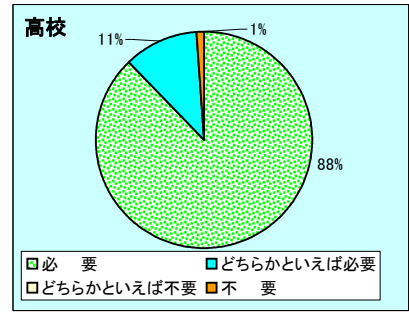
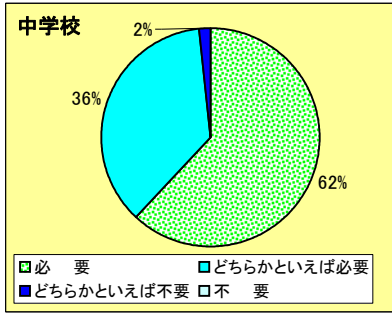
	中学	高校
2時間以内	1 0.6%	1 1.1%
3時間以内	45 26.0%	7 7.8%
4時間以内	70 40.5%	15 16.7%
顧問の計画を確認し、承認	49 28.3%	47 52.2%
決まり設けず顧問一任	5 2.9%	17 18.9%
その他	3 1.7%	3 3.3%
合計	173	90

(校)



問25 外部指導者の有無

	中学	高校	
はい	150 86.7%	83 92.2%	⇒C、D、E
いいえ	23 13.3%	7 7.8%	⇒A
合計	173	90	(校)



A 配置しない理由(複数回答)

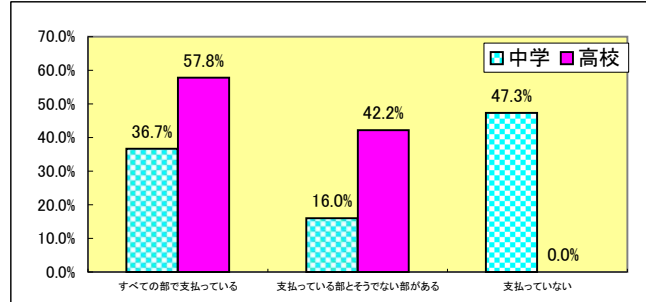
	中学	高校
教員だけで指導できる	7	0
財源がない	1	1
人材がない	3	1
その他	4	2

(校)

C 旅費や謝金

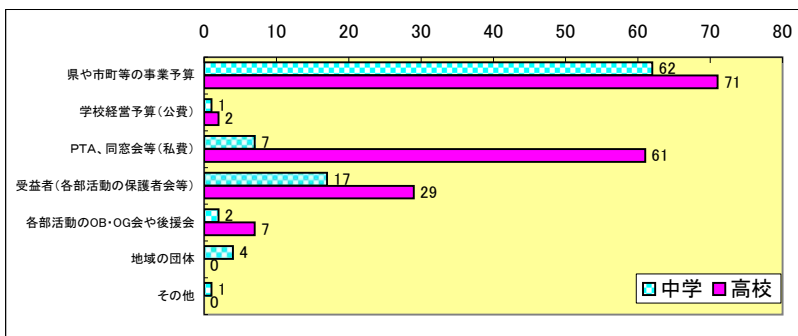
	中学	高校
すべての部で支払っている	55 36.7%	48 57.8%
支払っている部とそうでない部がある	24 16.0%	35 42.2%
支払っていない	71 47.3%	0 0.0%
合計	150	83

(校)



D 費用の支出元(複数回答)

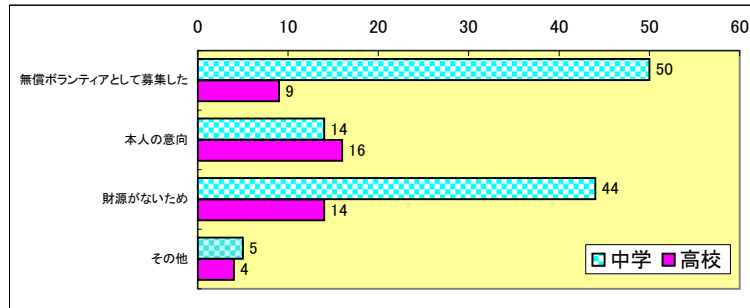
	中学	高校
県や市町等の事業予算	62	71
学校経営予算(公費)	1	2
PTA、同窓会等(私費)	7	61
受益者(各部活動の保護者会等)	17	29
各部活動のOB・OG会や後援会	2	7
地域の団体	4	0
一般企業	0	0
個人の寄付	0	0
その他	1	0



E 費用を支払わない理由(複数回答)

	中学	高校
無償ボランティアとして募集した	50	9
本人の意向	14	16
財源がないため	44	14
その他	5	4

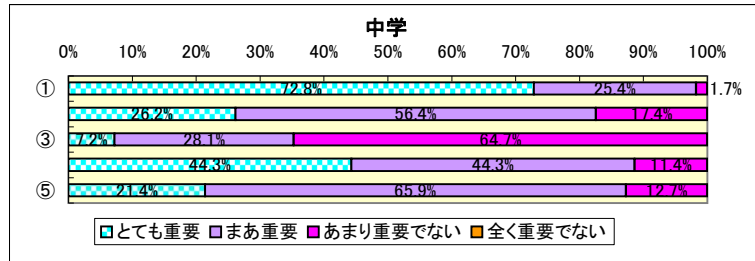
(校)



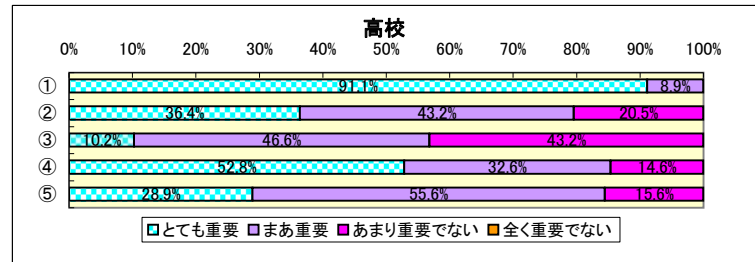
問26 外部指導者活用の目的や意義

- ① [技術指導ができない顧問をサポートするため]
- ② [技術指導ができる顧問のスキルアップのため]
- ③ [技術指導ができる、できないにかかわらず、試合などで良い結果]
- ④ [教員の多忙化を解消するため]
- ⑤ [保護者や生徒の要望に応えるため]

中学	①	②	③	④	⑤
とても重要	72.8%	26.2%	7.2%	44.3%	21.4%
まあ重要	25.4%	56.4%	28.1%	44.3%	65.9%
あまり重要でない	1.7%	17.4%	64.7%	11.4%	12.7%
全く重要でない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



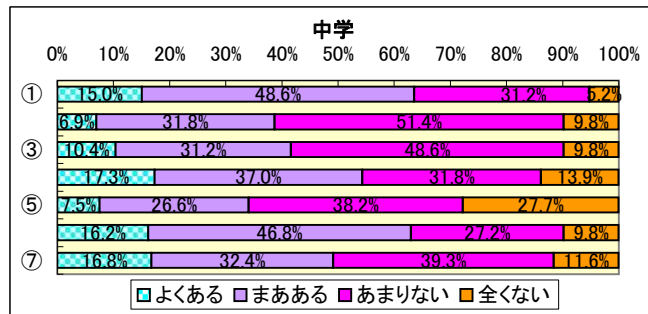
高校	①	②	③	④	⑤
とても重要	91.1%	36.4%	10.2%	52.8%	28.9%
まあ重要	8.9%	43.2%	46.6%	32.6%	55.6%
あまり重要でない	0.0%	20.5%	43.2%	14.6%	15.6%
全く重要でない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



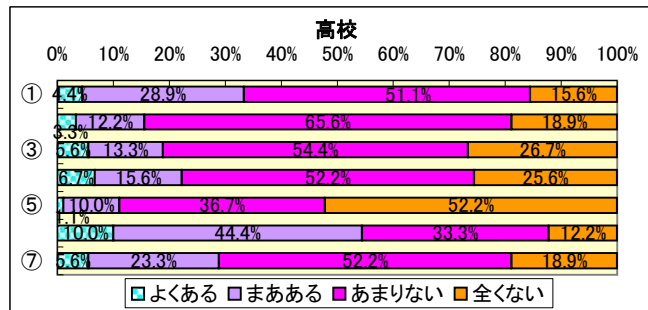
問27 外部指導者の課題

- ① [個々の生徒に対する教育的配慮が欠けることがある]
- ② [礼儀やあいさつなど、教育的指導をすることができない]
- ③ [学校の教育方針に沿って指導してもらえない]
- ④ [指導が過熱し、過剰な練習時間や練習量になる]
- ⑤ [指導が過熱し、体罰や暴言が起こることがある]
- ⑥ [顧問の多忙化解消の解決策になっていない]
- ⑦ [顧問が生徒や保護者から軽く見られてしまう]

中学	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
よくある	15.0%	6.9%	10.4%	17.3%	7.5%	16.2%	16.8%
まあある	48.6%	31.8%	31.2%	37.0%	26.6%	46.8%	32.4%
あまりない	31.2%	51.4%	48.6%	31.8%	38.2%	27.2%	39.3%
全くない	5.2%	9.8%	9.8%	13.9%	27.7%	9.8%	11.6%



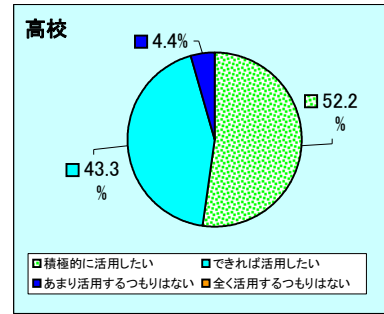
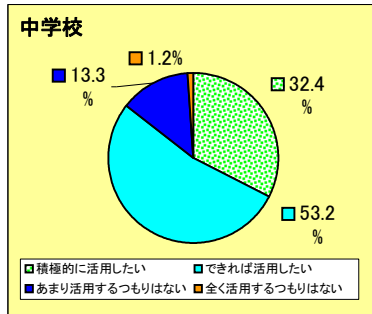
高校	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
よくある	4.4%	3.3%	5.6%	6.7%	1.1%	10.0%	5.6%
まあある	28.9%	12.2%	13.3%	15.6%	10.0%	44.4%	23.3%
あまりない	51.1%	65.6%	54.4%	52.2%	36.7%	33.3%	52.2%
全くない	15.6%	18.9%	26.7%	25.6%	52.2%	12.2%	18.9%



問28 外部指導者の活用

	中学	高校
積極的に活用したい	56 32.4%	47 52.2%
できれば活用したい	92 53.2%	39 43.3%
あまり活用するつもりはない	23 13.3%	4 4.4%
全く活用するつもりはない	2 1.2%	0 0.0%
合計	173	90

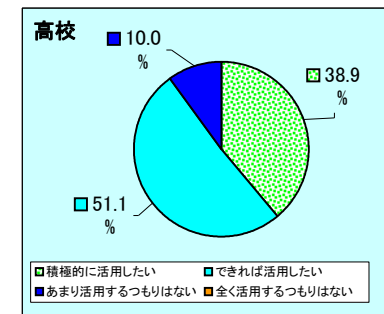
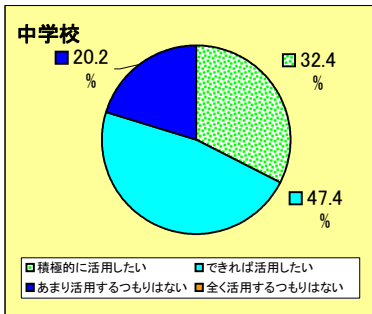
(校)



問29 部活動指導員の活用

	中学	高校
積極的に活用したい	56 32.4%	35 38.9%
できれば活用したい	82 47.4%	46 51.1%
あまり活用するつもりはない	35 20.2%	9 10.0%
全く活用するつもりはない	0 0.0%	0 0.0%
合計	173	90

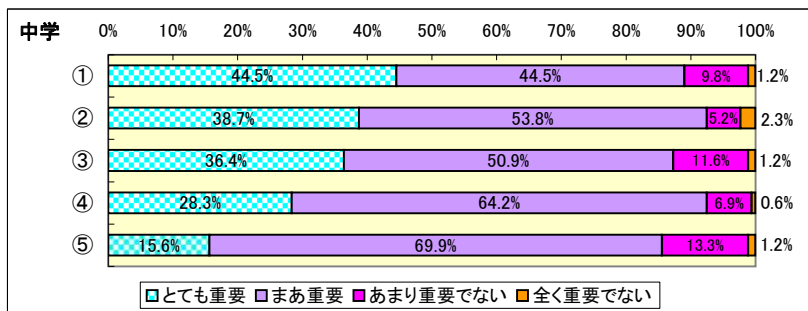
(校)



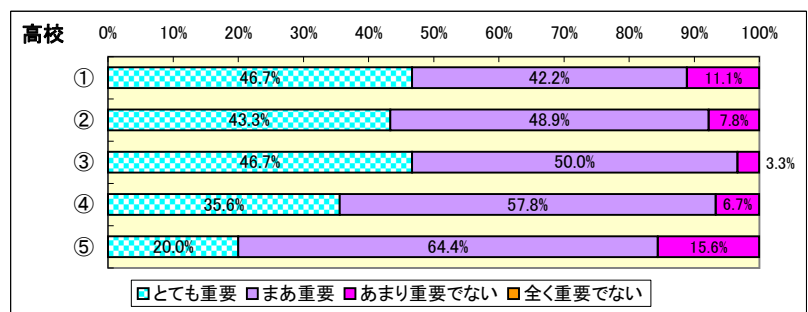
問30 部活動指導員に期待する効果

- ① [教員に時間的なゆとりができる]
- ② [教員の精神的な負担感を軽減することができる]
- ③ [部活動の顧問配置がしやすくなる]
- ④ [生徒の技能が向上する]
- ⑤ [生徒や保護者の満足度が向上する]

中学	①	②	③	④	⑤
とても重要	44.5%	38.7%	36.4%	28.3%	15.6%
まあ重要	44.5%	53.8%	50.9%	64.2%	69.9%
あまり重要でない	9.8%	5.2%	11.6%	6.9%	13.3%
全く重要でない	1.2%	2.3%	1.2%	0.6%	1.2%



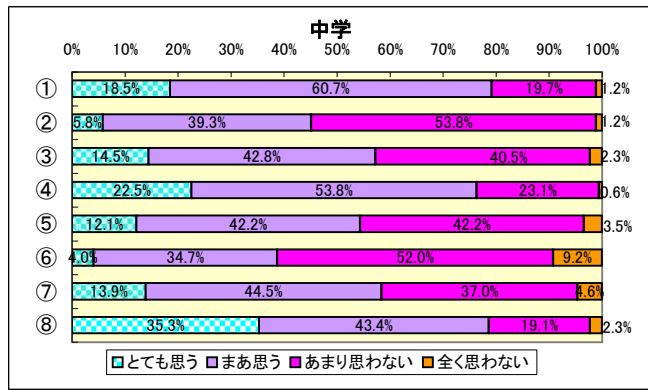
高校	①	②	③	④	⑤
とても重要	46.7%	43.3%	46.7%	35.6%	20.0%
まあ重要	42.2%	48.9%	50.0%	57.8%	64.4%
あまり重要でない	11.1%	7.8%	3.3%	6.7%	15.6%
全く重要でない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%



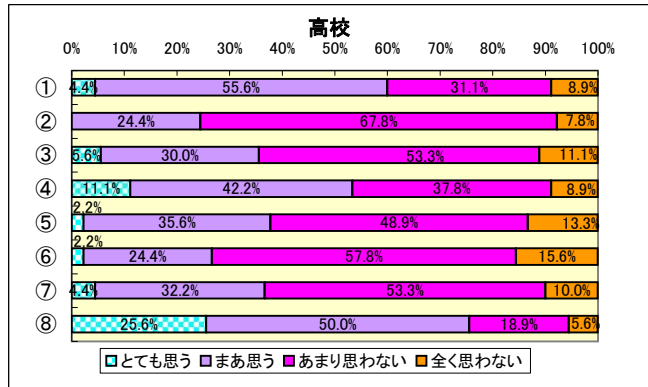
問31 部活動指導員の課題

- ① [個々の生徒に対する教育的配慮が欠ける恐れがある]
- ② [礼儀やあいさつなど、教育的指導をすることができない]
- ③ [学校の教育方針に沿って指導してもらえない]
- ④ [指導が過熱し、過剰な練習時間や練習量になる恐れがある]
- ⑤ [指導が過熱し、体罰や暴言が起こる恐れがある]
- ⑥ [顧問の多忙化解消の解決策にならない]
- ⑦ [顧問が生徒や保護者から軽く見られてしまう恐れがある]
- ⑧ [教員が指導、引率をしない場合の安全面が不安である]

中学	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
とても思う	18.5%	5.8%	14.5%	22.5%	12.1%	4.0%	13.9%	35.3%
まあ思う	60.7%	39.3%	42.8%	53.8%	42.2%	34.7%	44.5%	43.4%
あまり思わない	19.7%	53.8%	40.5%	23.1%	42.2%	52.0%	37.0%	19.1%
全く思わない	1.2%	1.2%	2.3%	0.6%	3.5%	9.2%	4.6%	2.3%



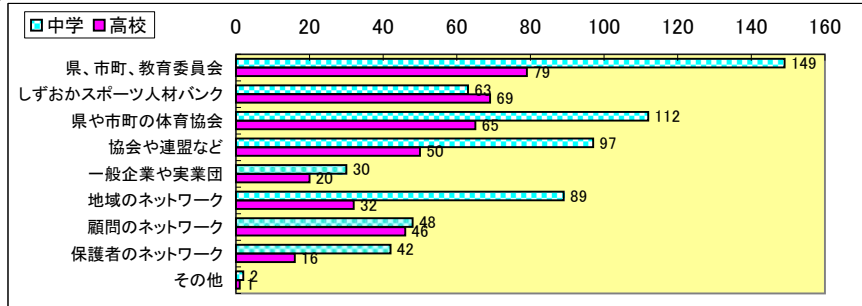
高校	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
とても思う	4.4%	0.0%	5.6%	11.1%	2.2%	2.2%	4.4%	25.6%
まあ思う	55.6%	24.4%	30.0%	42.2%	35.6%	24.4%	32.2%	50.0%
あまり思わない	31.1%	67.8%	53.3%	37.8%	48.9%	57.8%	53.3%	18.9%
全く思わない	8.9%	7.8%	11.1%	8.9%	13.3%	15.6%	10.0%	5.6%



問32 人員確保の連携先(複数回答)

	中学	高校
県、市町、教育委員会	149	79
しずおかスポーツ人材バンク	63	69
県や市町の体育協会	112	65
協会や連盟など	97	50
一般企業や実業団	30	20
地域のネットワーク	89	32
顧問のネットワーク	48	46
保護者のネットワーク	42	16
その他	2	1

(校)

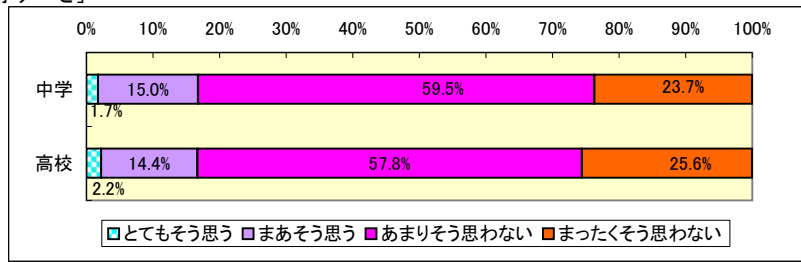


問33 今後の部活動のあり方

①[学校教育の一環であり、教員のみが指導すべき]

	中学	高校
とてもそう思う	3 1.7%	2 2.2%
まあそう思う	26 15.0%	13 14.4%
あまりそう思わない	103 59.5%	52 57.8%
まったくそう思わない	41 23.7%	23 25.6%
合計	173	90

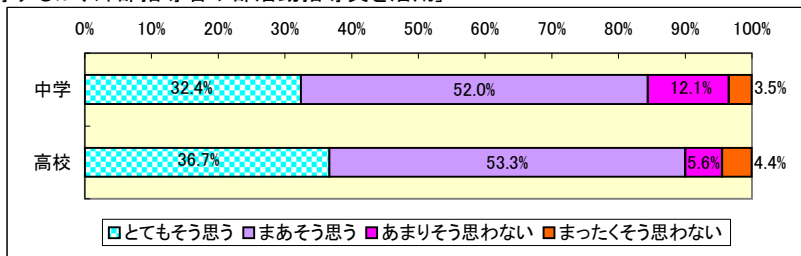
(校)



②[学校教育の一環であり、原則教員が指導するが、外部指導者や部活動指導員を活用]

	中学	高校
とてもそう思う	56 32.4%	33 36.7%
まあそう思う	90 52.0%	48 53.3%
あまりそう思わない	21 12.1%	5 5.6%
まったくそう思わない	6 3.5%	4 4.4%
合計	173	90

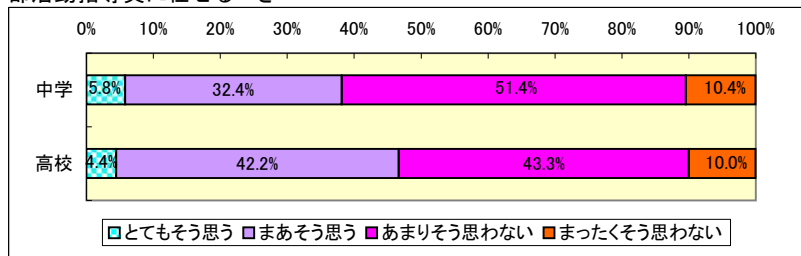
(校)



③学校教育の一環であるが、外部指導者や部活動指導員に任せるべき

	中学	高校
とてもそう思う	10 5.8%	4 4.4%
まあそう思う	56 32.4%	38 42.2%
あまりそう思わない	89 51.4%	39 43.3%
まったくそう思わない	18 10.4%	9 10.0%
合計	173	90

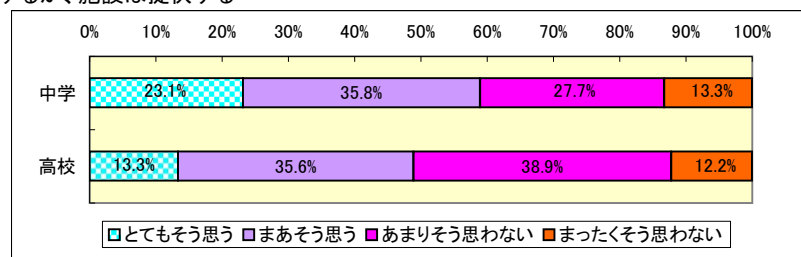
(校)



④教育活動から切り離し、社会体育に移行するが、施設は提供する

	中学	高校
とてもそう思う	40 23.1%	12 13.3%
まあそう思う	62 35.8%	32 35.6%
あまりそう思わない	48 27.7%	35 38.9%
まったくそう思わない	23 13.3%	11 12.2%
合計	173	90

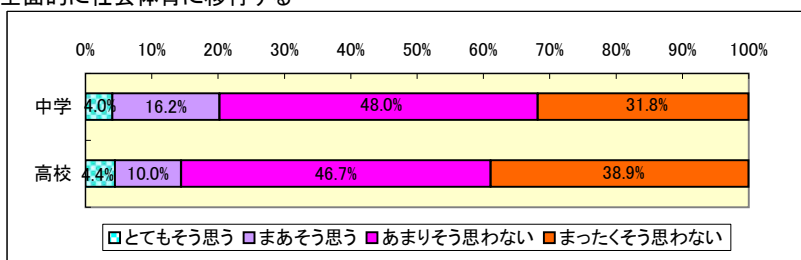
(校)



⑤ 教育活動から切り離し、施設も含めて全面的に社会体育に移行する

	中学	高校
とてもそう思う	7 4.0%	4 4.4%
まあそう思う	28 16.2%	9 10.0%
あまりそう思わない	83 48.0%	42 46.7%
まったくそう思わない	55 31.8%	35 38.9%
合計	173	90

(校)

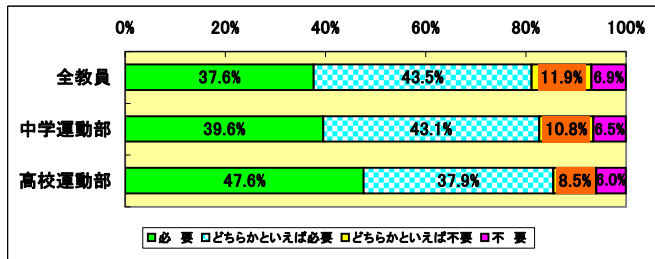


【配布版】部活動アンケート(教員)まとめ

問6 部活の必要性

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
必要	2,445	37.6%	944	39.6%	942	47.6%
どちらかといえば必要	2,829	43.5%	1,029	43.1%	750	37.9%
どちらかといえば不要	773	11.9%	258	10.8%	169	8.5%
不要	450	6.9%	155	6.5%	118	6.0%
合計	6,497		2,386		1,979	

(人)

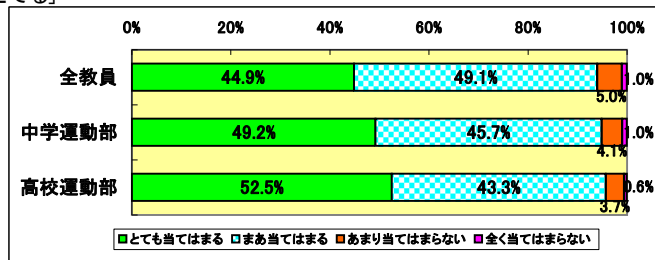


問7 部活動の目的や意義

① [豊かな感性や、健やかでたくましい身体づくりに役立つ]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	2,915	44.9%	1,173	49.2%	1,039	52.5%
まあ当てはまる	3,190	49.1%	1,091	45.7%	856	43.3%
あまり当てはまらない	325	5.0%	99	4.1%	73	3.7%
全く当てはまらない	67	1.0%	23	1.0%	11	0.6%
合計	6,497		2,386		1,979	

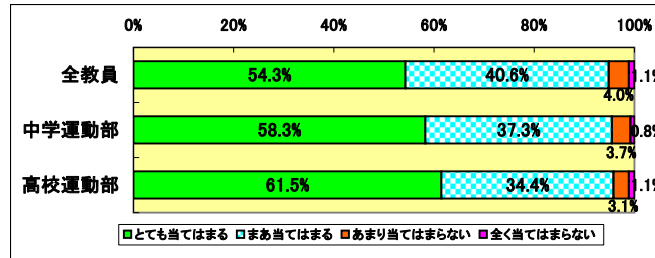
(人)



② [仲間や教員との関わりを通して、社会性を育む]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	3,528	54.3%	1,390	58.3%	1,217	61.5%
まあ当てはまる	2,636	40.6%	889	37.3%	680	34.4%
あまり当てはまらない	263	4.0%	89	3.7%	61	3.1%
全く当てはまらない	70	1.1%	18	0.8%	21	1.1%
合計	6,497		2,386		1,979	

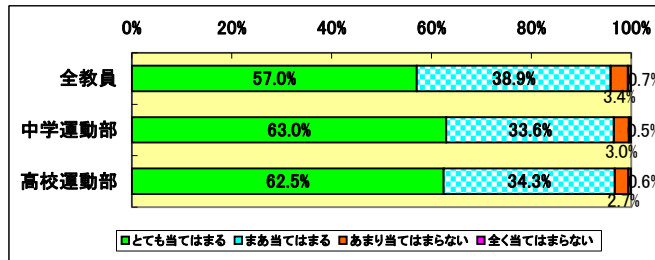
(人)



③ [目標に向かって努力する態度を身につける]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	3,705	57.0%	1,502	63.0%	1,236	62.5%
まあ当てはまる	2,527	38.9%	802	33.6%	678	34.3%
あまり当てはまらない	222	3.4%	71	3.0%	54	2.7%
全く当てはまらない	43	0.7%	11	0.5%	11	0.6%
合計	6,497		2,386		1,979	

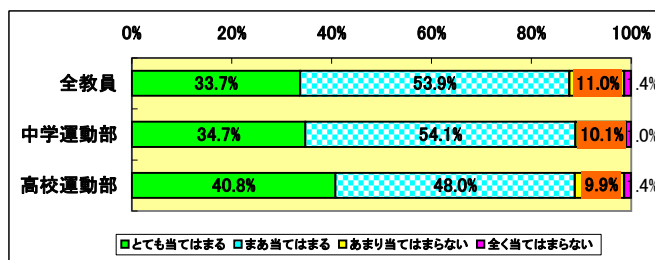
(人)



④ [自己有用感を高める]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	2,191	33.7%	829	34.7%	807	40.8%
まあ当てはまる	3,502	53.9%	1,291	54.1%	949	48.0%
あまり当てはまらない	712	11.0%	242	10.1%	195	9.9%
全く当てはまらない	92	1.4%	24	1.0%	28	1.4%
合計	6,497		2,386		1,979	

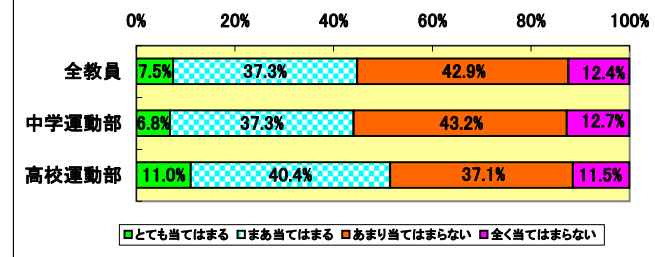
(人)



⑤ [学習意欲を向上させる]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	485	7.5%	163	6.8%	218	11.0%
まあ当てはまる	2,422	37.3%	889	37.3%	800	40.4%
あまり当てはまらない	2,785	42.9%	1,031	43.2%	734	37.1%
全く当てはまらない	805	12.4%	303	12.7%	227	11.5%
合計	6,497		2,386		1,979	

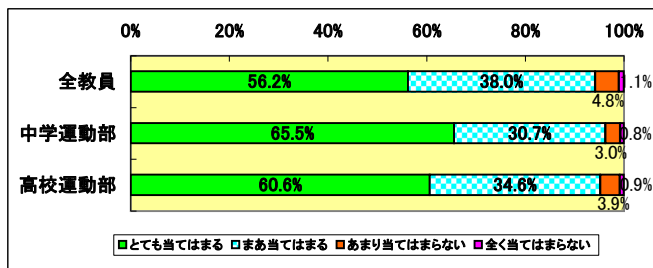
(人)



⑥ [あいさつや礼儀などの規律を学ぶ]

	全教員		運動部顧問			
	中学運動部	高校運動部	中学運動部	高校運動部		
とても当てはまる	3,652	56.2%	1,564	65.5%	1,199	60.6%
まあ当てはまる	2,467	38.0%	732	30.7%	685	34.6%
あまり当てはまらない	309	4.8%	71	3.0%	78	3.9%
全く当てはまらない	69	1.1%	19	0.8%	17	0.9%
合計	6,497		2,386		1,979	

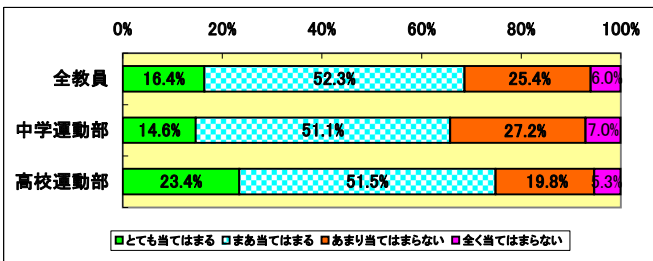
(人)



⑦ [高い技能を身につけ、大会等でよい成績を収める]

	全教員		運動部顧問			
	中学運動部	高校運動部	中学運動部	高校運動部		
とても当てはまる	1,063	16.4%	349	14.6%	463	23.4%
まあ当てはまる	3,396	52.3%	1,219	51.1%	1,019	51.5%
あまり当てはまらない	1,647	25.4%	650	27.2%	392	19.8%
全く当てはまらない	391	6.0%	168	7.0%	105	5.3%
合計	6,497		2,386		1,979	

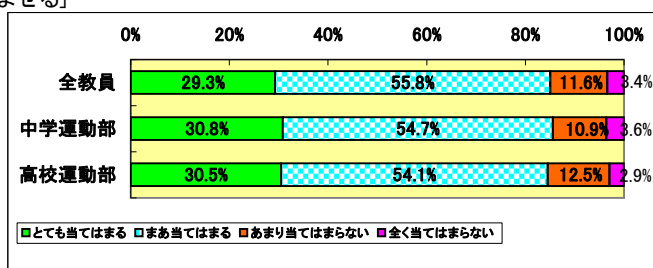
(人)



⑧ [結果にこだわらず、スポーツや文化、科学等に親しませる]

	全教員		運動部顧問			
	中学運動部	高校運動部	中学運動部	高校運動部		
とても当てはまる	1,901	29.3%	736	30.8%	603	30.5%
まあ当てはまる	3,625	55.8%	1,306	54.7%	1,070	54.1%
あまり当てはまらない	752	11.6%	259	10.9%	248	12.5%
全く当てはまらない	219	3.4%	85	3.6%	58	2.9%
合計	6,497		2,386		1,979	

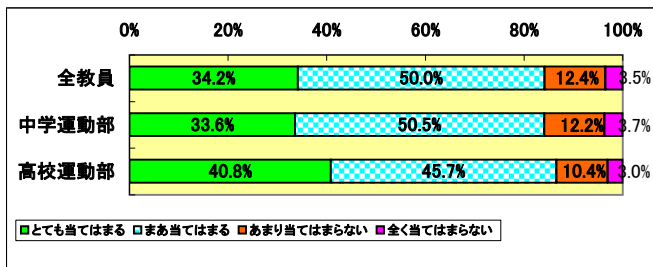
(人)



⑨ [学校全体を活性化することができる]

	全教員		運動部顧問			
	中学運動部	高校運動部	中学運動部	高校運動部		
とても当てはまる	2,219	34.2%	801	33.6%	808	40.8%
まあ当てはまる	3,248	50.0%	1,206	50.5%	905	45.7%
あまり当てはまらない	804	12.4%	291	12.2%	206	10.4%
全く当てはまらない	226	3.5%	88	3.7%	60	3.0%
合計	6,497		2,386		1,979	

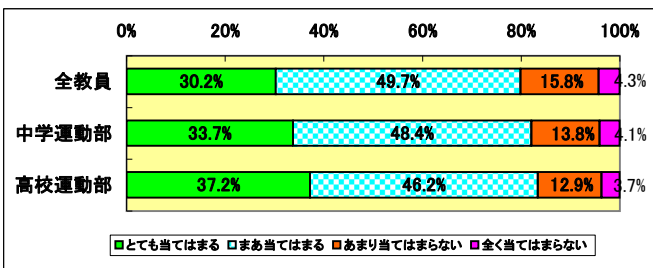
(人)



⑩ [教員が生徒理解を深めるために重要である]

	全教員		運動部顧問			
	中学運動部	高校運動部	中学運動部	高校運動部		
とても当てはまる	1,963	30.2%	805	33.7%	736	37.2%
まあ当てはまる	3,229	49.7%	1,154	48.4%	914	46.2%
あまり当てはまらない	1,028	15.8%	329	13.8%	256	12.9%
全く当てはまらない	277	4.3%	98	4.1%	73	3.7%
合計	6,497		2,386		1,979	

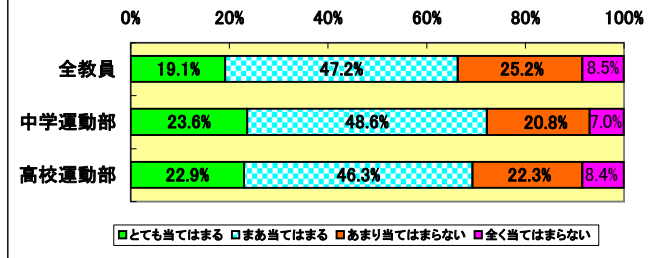
(人)



⑪ [問題行動を予防することができる]

	全教員		運動部顧問			
	中学運動部	高校運動部	中学運動部	高校運動部		
とても当てはまる	1,244	19.1%	564	23.6%	454	22.9%
まあ当てはまる	3,066	47.2%	1,160	48.6%	917	46.3%
あまり当てはまらない	1,638	25.2%	496	20.8%	441	22.3%
全く当てはまらない	549	8.5%	166	7.0%	167	8.4%
合計	6,497		2,386		1,979	

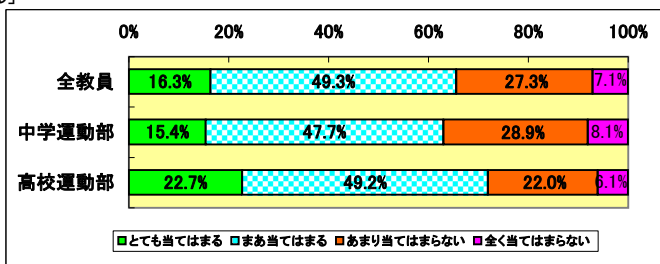
(人)



⑫ [進学や就職などの進路指導に役立てることができる]

	全教員	運動部顧問	
		中学運動部	高校運動部
とても当てはまる	1,060 16.3%	367 15.4%	449 22.7%
まあ当てはまる	3,200 49.3%	1,137 47.7%	974 49.2%
あまり当てはまらない	1,776 27.3%	689 28.9%	435 22.0%
全く当てはまらない	461 7.1%	193 8.1%	121 6.1%
合計	6,497	2,386	1,979

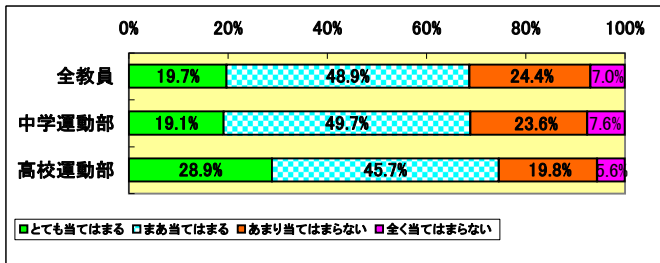
(人)



⑬ [校風や伝統を守り、学校全体の規律を維持する]

	全教員	運動部顧問	
		中学運動部	高校運動部
とても当てはまる	1,280 19.7%	456 19.1%	571 28.9%
まあ当てはまる	3,180 48.9%	1,186 49.7%	905 45.7%
あまり当てはまらない	1,585 24.4%	563 23.6%	392 19.8%
全く当てはまらない	452 7.0%	181 7.6%	111 5.6%
合計	6,497	2,386	1,979

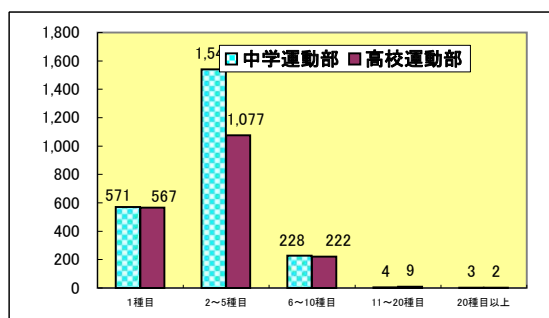
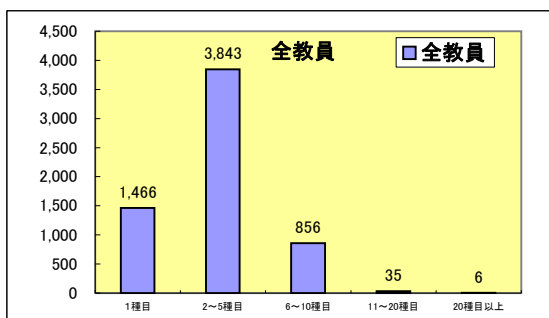
(人)



問8 今まで担当した部活動の種目数

種目数	全教員	運動部顧問	
		中学運動部	高校運動部
1種目	1,466	571	567
2～5種目	3,843	1,540	1,077
6～10種目	856	228	222
11～20種目	35	4	9
20種目以上	6	3	2

(人)

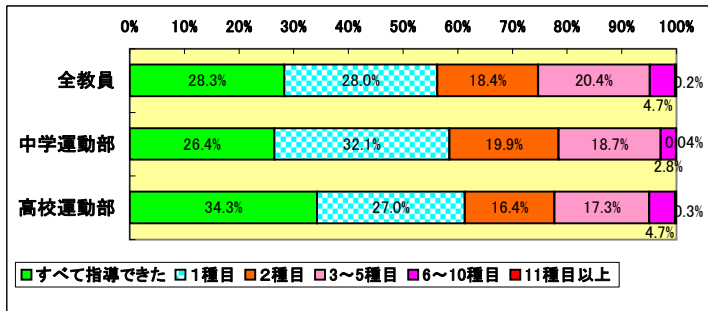


問9 技術指導できなかった部活動について

〈指導できない部活動の種目数〉

種目数	全教員	運動部顧問	
		中学運動部	高校運動部
すべて指導できた	1,837 28.3%	631 26.4%	678 34.3%
1種目	1,816 28.0%	765 32.1%	535 27.0%
2種目	1,196 18.4%	476 19.9%	324 16.4%
3～5種目	1,325 20.4%	445 18.7%	343 17.3%
6～10種目	302 4.7%	68 2.8%	94 4.7%
11種目以上	14 0.2%	1 0.04%	5 0.3%
合計	6,490	2,386	1,979

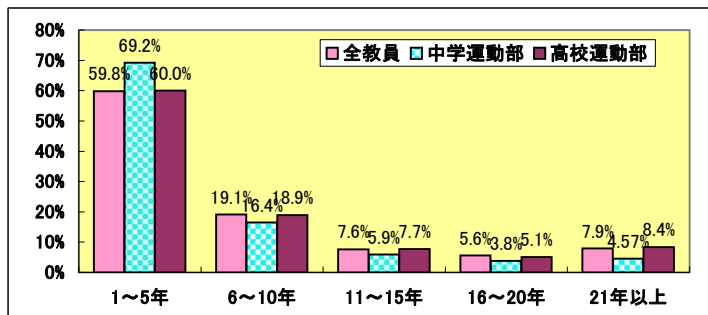
(人)



〈指導できない部活動を担当した年数 * 累計〉

種目数	全教員	運動部顧問	
		中学運動部	高校運動部
1～5年	2,781 59.8%	1,213 69.2%	781 60.0%
6～10年	890 19.1%	288 16.4%	246 18.9%
11～15年	352 7.6%	104 5.9%	100 7.7%
16～20年	259 5.6%	67 3.8%	66 5.1%
21年以上	368 7.9%	80 4.57%	109 8.4%
合計	4,650	1,752	1,302

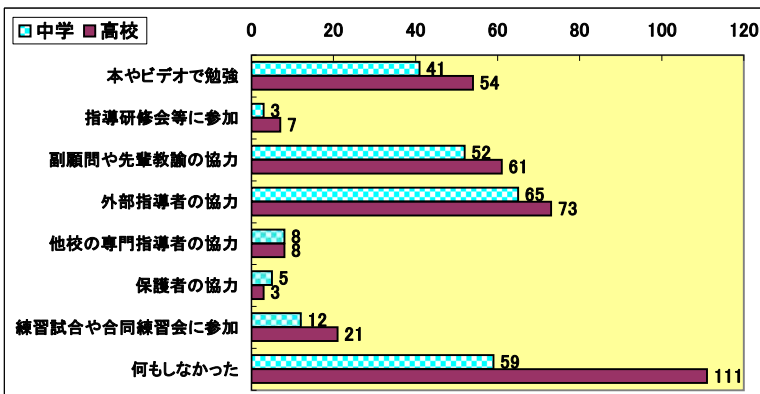
(人)



問10 指導できない場合の対応(複数回答)

項目	運動部顧問	
	中学	高校
本やビデオで勉強	41	54
指導研修会等に参加	3	7
副顧問や先輩教諭の協力	52	61
外部指導者の協力	65	73
他校の専門指導者の協力	8	8
保護者の協力	5	3
練習試合や合同練習会に参加	12	21
何もなかった	59	111

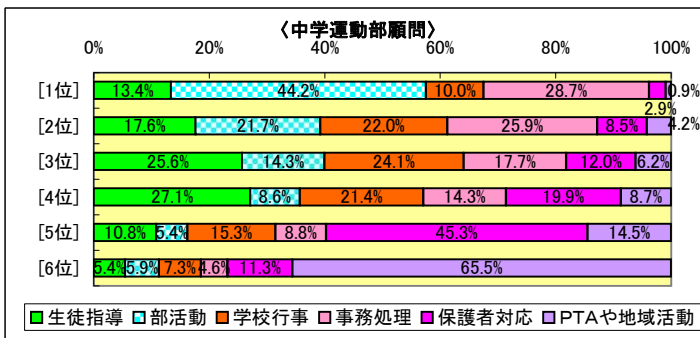
(人)



問11 日常業務の時間的負担感

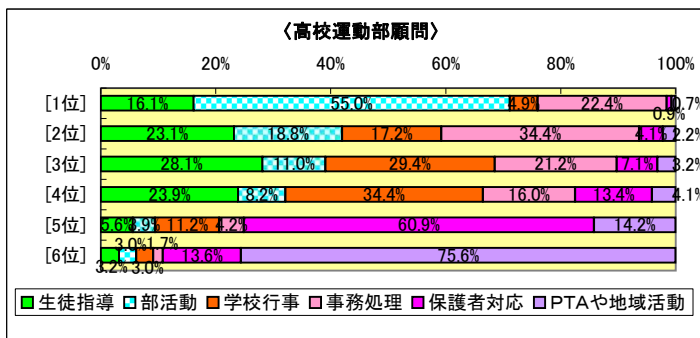
〈中学運動部顧問〉* 総数2,386人【正・副合計】

	[1位]	[2位]	[3位]	[4位]	[5位]	[6位]
生徒指導	13.4%	17.6%	25.6%	27.1%	10.8%	5.4%
部活動	44.2%	21.7%	14.3%	8.6%	5.4%	5.9%
学校行事	10.0%	22.0%	24.1%	21.4%	15.3%	7.3%
事務処理	28.7%	25.9%	17.7%	14.3%	8.8%	4.6%
保護者対応	2.9%	8.5%	12.0%	19.9%	45.3%	11.3%
PTAや地域活動	0.9%	4.2%	6.2%	8.7%	14.5%	65.5%



〈高校運動部顧問〉* 総数1,979人【正・副合計】

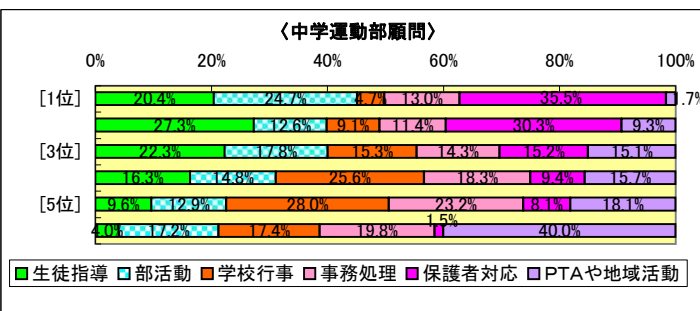
	[1位]	[2位]	[3位]	[4位]	[5位]	[6位]
生徒指導	16.1%	23.1%	28.1%	23.9%	5.6%	3.2%
部活動	55.0%	18.8%	11.0%	8.2%	3.9%	3.0%
学校行事	4.9%	17.2%	29.4%	34.4%	11.2%	3.0%
事務処理	22.4%	34.4%	21.2%	16.0%	4.2%	1.7%
保護者対応	0.9%	4.1%	7.1%	13.4%	60.9%	13.6%
PTAや地域活動	0.7%	2.2%	3.2%	4.1%	14.2%	75.6%



問12 日常業務の精神的負担感

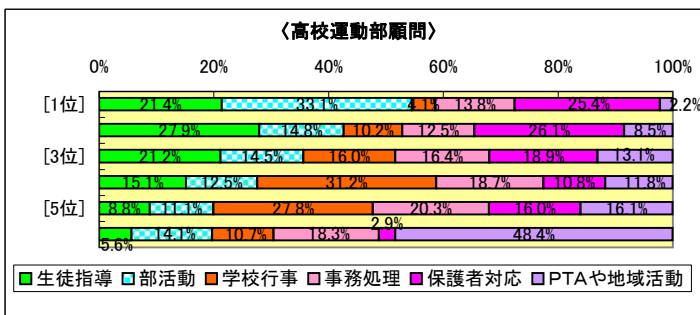
〈中学運動部顧問〉* 総数2,386人

	[1位]	[2位]	[3位]	[4位]	[5位]	[6位]
生徒指導	20.4%	27.3%	22.3%	16.3%	9.6%	4.0%
部活動	24.7%	12.6%	17.8%	14.8%	12.9%	17.2%
学校行事	4.7%	9.1%	15.3%	25.6%	28.0%	17.4%
事務処理	13.0%	11.4%	14.3%	18.3%	23.2%	19.8%
保護者対応	35.5%	30.3%	15.2%	9.4%	8.1%	1.5%
PTAや地域活動	1.7%	9.3%	15.1%	15.7%	18.1%	40.0%



〈高校運動部顧問〉* 総数1,979人

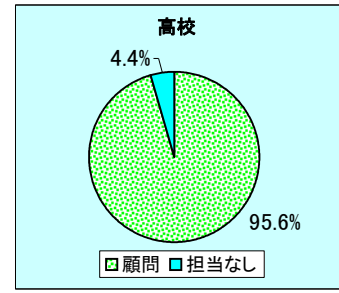
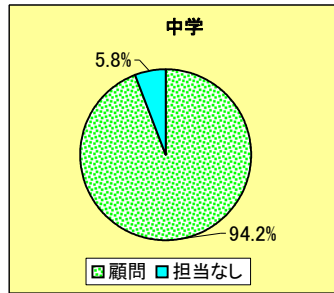
	[1位]	[2位]	[3位]	[4位]	[5位]	[6位]
生徒指導	21.4%	27.9%	21.2%	15.1%	8.8%	5.6%
部活動	33.1%	14.8%	14.5%	12.5%	11.1%	14.1%
学校行事	4.1%	10.2%	16.0%	31.2%	27.8%	10.7%
事務処理	13.8%	12.5%	16.4%	18.7%	20.3%	18.3%
保護者対応	25.4%	26.1%	18.9%	10.8%	16.0%	2.9%
PTAや地域活動	2.2%	8.5%	13.1%	11.8%	16.1%	48.4%



問13 部活動顧問数

	中学	高校	全教員
顧問	2,845	3,319	6,164
担当なし	175	151	326
無回答	1	14	15
合計	3,021	3,484	6,505

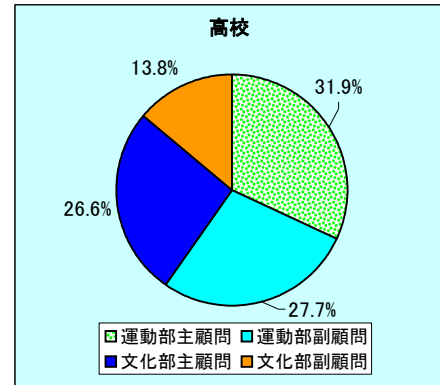
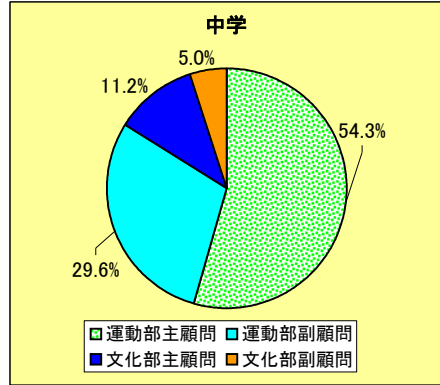
(人)



* 顧問内訳

	中学	高校	全顧問
運動部主顧問	1,545	1,058	2,603
運動部副顧問	841	921	1,762
文化部主顧問	318	883	1,201
文化部副顧問	141	457	598
合計	2,845	3,319	6,164

(人)

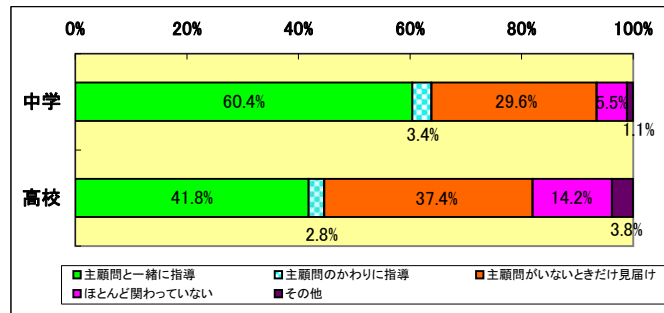


問15 運動部副顧問の関わり

A 平日の関わり

	中学	高校
主顧問と一緒に指導	508 60.4%	385 41.8%
主顧問のかわりに指導	29 3.4%	26 2.8%
主顧問がいないときだけ見届け	249 29.6%	344 37.4%
ほとんど関わっていない	46 5.5%	131 14.2%
その他	9 1.1%	35 3.8%
合計	841	921

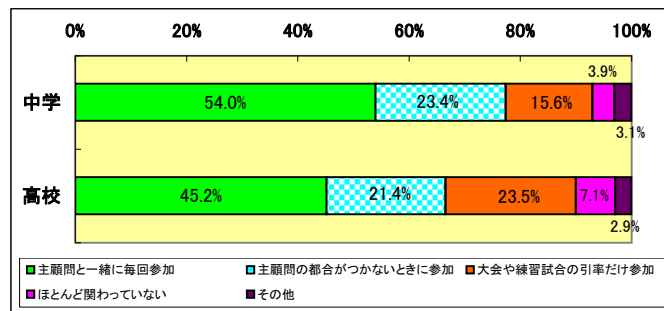
(人)



A 週休日の関わり

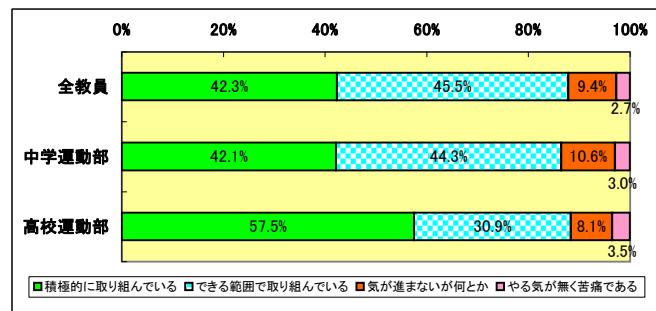
	中学	高校
主顧問と一緒に毎回参加	454 54.0%	416 45.2%
主顧問の都合がつかないときに参加	197 23.4%	197 21.4%
大会や練習試合の引率だけ参加	131 15.6%	216 23.5%
ほとんど関わっていない	33 3.9%	65 7.1%
その他	26 3.1%	27 2.9%
合計	841	921

(人)



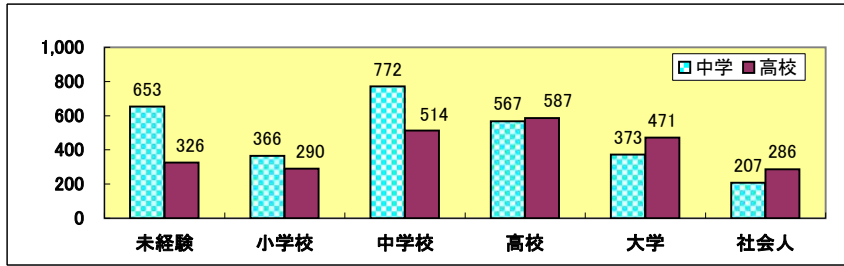
問16 部活動の取り組み姿勢(運動部主顧問)

	全教員	運動部主顧問	
		中学運動部	高校運動部
積極的に取り組んでいる	1,609 42.3%	651 42.1%	608 57.5%
できる範囲で取り組んでいる	1,730 45.5%	685 44.3%	327 30.9%
気が進まないが何とか	358 9.4%	163 10.6%	86 8.1%
やる気が無く苦痛である	103 2.7%	46 3.0%	37 3.5%
合計	3,800	1,545	1,058



問18 担当の種目経験年代(運動部主顧問)

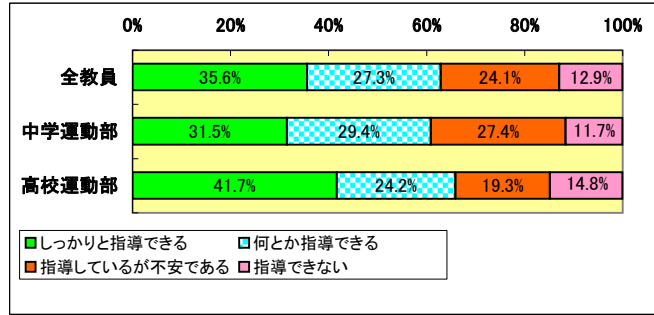
	中学	高校
未経験	653	326
小学校	366	290
中学校	772	514
高校	567	587
大学	373	471
社会人	207	286



問19 技術指導の状況(運動部主顧問)

	全教員	運動部主顧問	
		中学運動部	高校運動部
しっかりと指導できる	927 35.6%	486 31.5%	441 41.7%
何とか指導できる	711 27.3%	455 29.4%	256 24.2%
指導しているが不安である	628 24.1%	424 27.4%	204 19.3%
指導できない	337 12.9%	180 11.7%	157 14.8%
合計	2,603	1,545	1,058

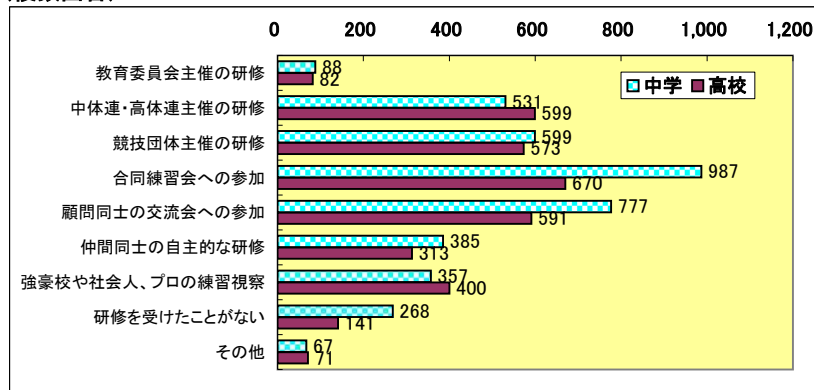
(人)



問20 部活動の研修(運動部主顧問)(複数回答)

	中学	高校
教育委員会主催の研修	88	82
中体連・高体連主催の研修	531	599
競技団体主催の研修	599	573
合同練習会への参加	987	670
顧問同士の交流会への参加	777	591
仲間同士の自主的な研修	385	313
強豪校や社会人、プロの練習視察	357	400
研修を受けたことがない	268	141
その他	67	71

(人)



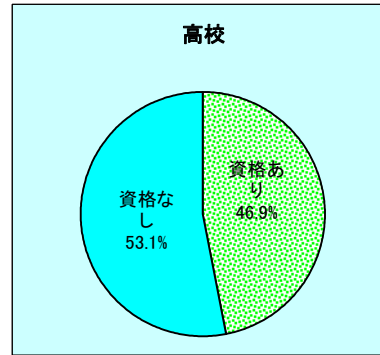
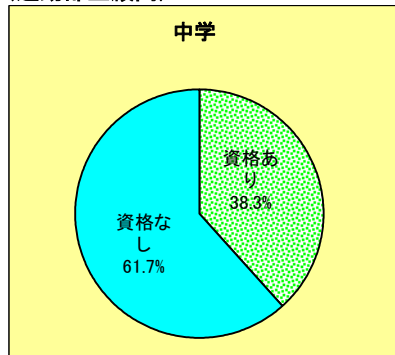
問21 部活動にかかわる指導資格等(運動部主顧問)

	中学	高校
資格あり	592	496
資格なし	953	562
合計	1,545	1,058

(人)

資格内訳(複数回答)	中学	高校
競技団体が発行する指導者資格	152	173
公式審判員資格	447	344
武道段位	74	107
日本体育協会公認スポーツ指導者資格	61	184
その他	12	11

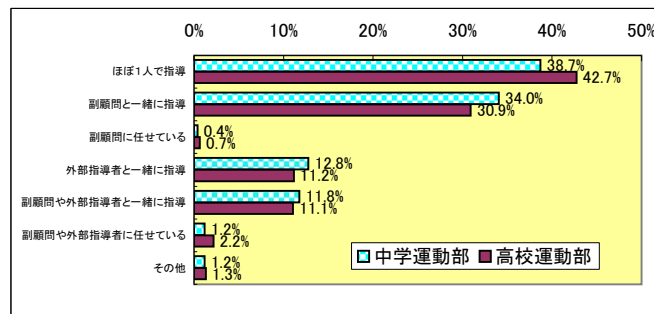
(人)



問22 主顧問の指導状況(運動部主顧問)

	運動部主顧問	
	中学運動部	高校運動部
ほぼ1人で指導	598 38.7%	452 42.7%
副顧問と一緒に指導	526 34.0%	327 30.9%
副顧問に任せている	6 0.4%	7 0.7%
外部指導者と一緒に指導	197 12.8%	118 11.2%
副顧問や外部指導者と一緒に指導	182 11.8%	117 11.1%
副顧問や外部指導者に任せている	18 1.2%	23 2.2%
その他	18 1.2%	14 1.3%
合計	1,545	1,058

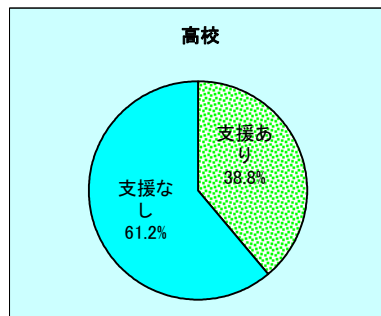
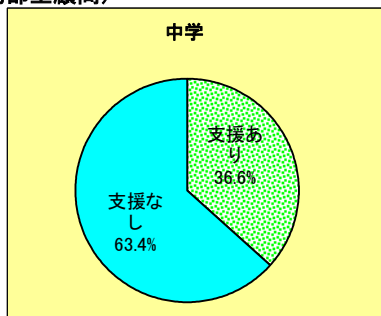
(人)



問23 部活動への支援について(運動部主顧問)

	中学	高校
支援あり	565	411
支援なし	980	647
合計	1,545	1,058

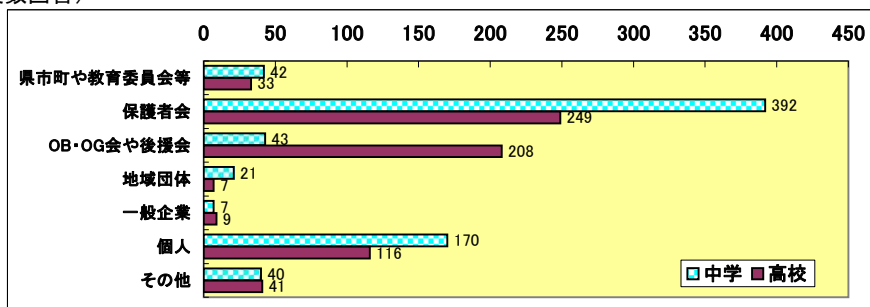
(人)



A 支援団体(運動部主顧問)(複数回答)

	中学	高校
県市町や教育委員会等	42	33
保護者会	392	249
OB・OG会や後援会	43	208
地域団体	21	7
一般企業	7	9
個人	170	116
その他	40	41

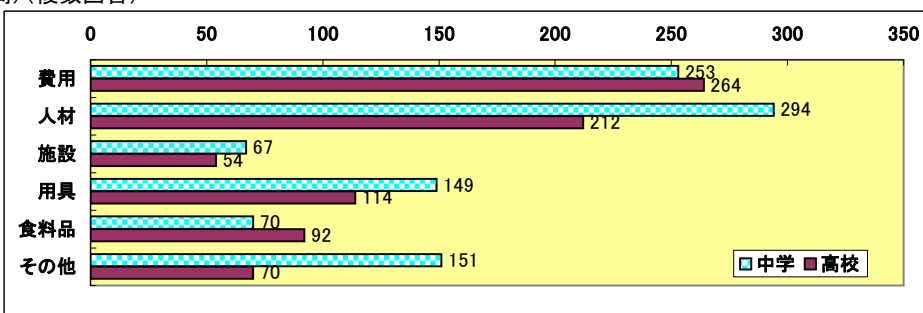
(人)



B 支援方法(運動部主顧問)(複数回答)

	中学	高校
費用	253	264
人材	294	212
施設	67	54
用具	149	114
食料品	70	92
その他	151	70

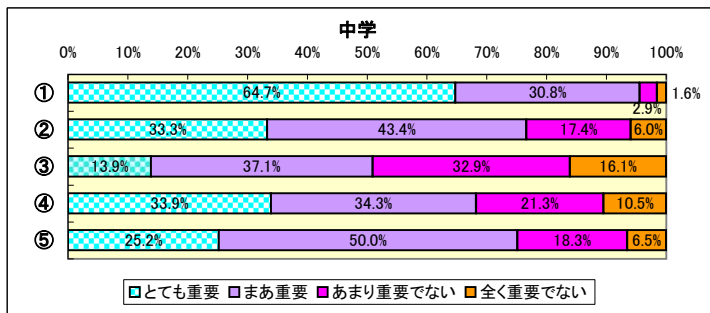
(人)



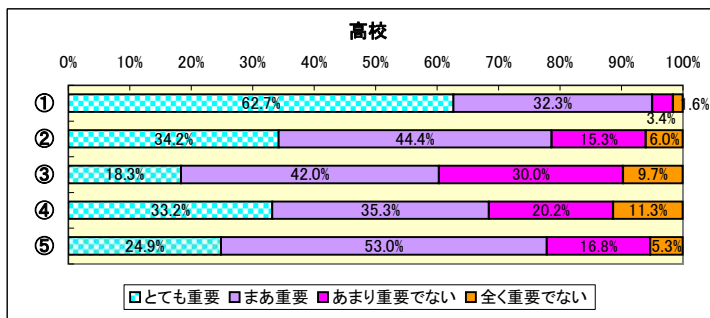
問24 外部指導者活用の目的や意義(運動部主顧問)

- ① [技術指導ができない顧問をサポートするため]
- ② [技術指導ができる顧問のスキルアップのため]
- ③ [技術指導ができる、できないにかかわらず、試合などで良い結果]
- ④ [教員の多忙化を解消するため]
- ⑤ [保護者や生徒の要望に応えるため]

中学	①	②	③	④	⑤
とても重要	64.7%	33.3%	13.9%	33.9%	25.2%
まあ重要	30.8%	43.4%	37.1%	34.3%	50.0%
あまり重要でない	2.9%	17.4%	32.9%	21.3%	18.3%
全く重要でない	1.6%	6.0%	16.1%	10.5%	6.5%



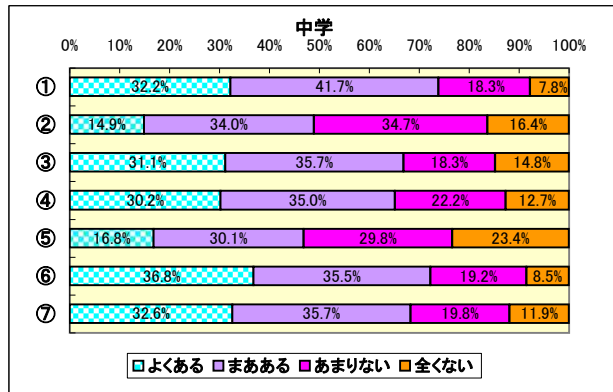
高校	①	②	③	④	⑤
とても重要	62.7%	34.2%	18.3%	33.2%	24.9%
まあ重要	32.3%	44.4%	42.0%	35.3%	53.0%
あまり重要でない	3.4%	15.3%	30.0%	20.2%	16.8%
全く重要でない	1.6%	6.0%	9.7%	11.3%	5.3%



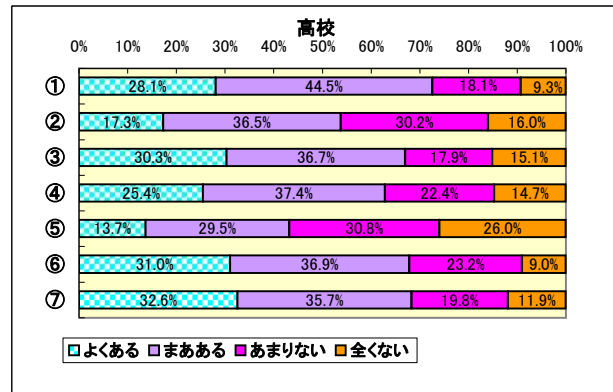
問25 外部指導者の課題(運動部主顧問)

- ① [個々の生徒に対する教育的配慮が欠けることがある]
- ② [礼儀やあいさつなど、教育的指導をすることができない]
- ③ [学校の教育方針に沿って指導してもらえない]
- ④ [指導が過熱し、過剰な練習時間や練習量になる]
- ⑤ [指導が過熱し、体罰や暴言が起こることがある]
- ⑥ [顧問の多忙化解消の解決策になっていない]
- ⑦ [顧問が生徒や保護者から軽く見られてしまう]

中学	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
よくある	32.2%	14.9%	31.1%	30.2%	16.8%	36.8%	32.6%
まあある	41.7%	34.0%	35.7%	35.0%	30.1%	35.5%	35.7%
あまりない	18.3%	34.7%	18.3%	22.2%	29.8%	19.2%	19.8%
全くない	7.8%	16.4%	14.8%	12.7%	23.4%	8.5%	11.9%



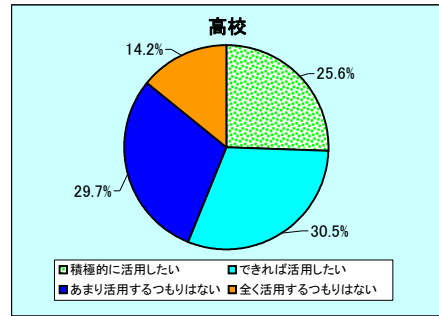
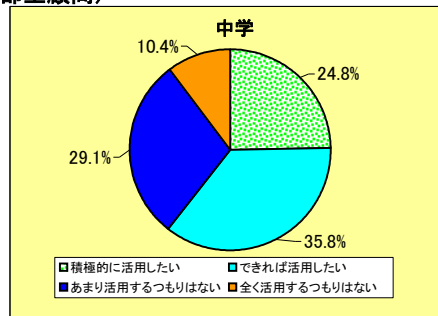
高校	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
よくある	28.1%	17.3%	30.3%	25.4%	13.7%	31.0%	32.6%
まあある	44.5%	36.5%	36.7%	37.4%	29.5%	36.9%	35.7%
あまりない	18.1%	30.2%	17.9%	22.4%	30.8%	23.2%	19.8%
全くない	9.3%	16.0%	15.1%	14.7%	26.0%	9.0%	11.9%



問26 外部指導者の活用(運動部主顧問)

	中学	高校
積極的に活用したい	383	271
できれば活用したい	553	323
あまり活用するつもりはない	449	314
全く活用するつもりはない	160	150
合計	1,545	1,058

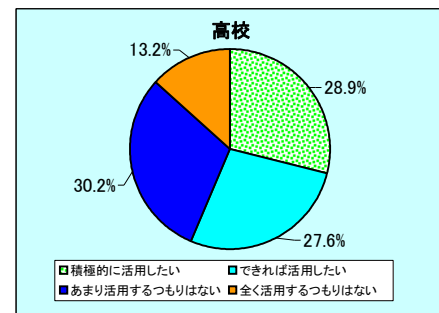
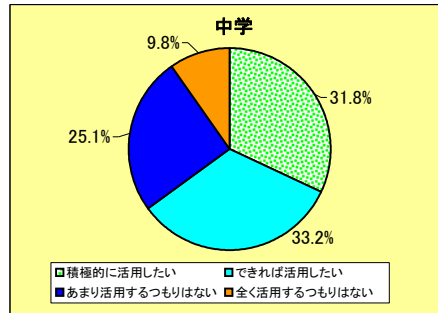
(人)



問27 部活動指導員の活用

	中学	高校
積極的に活用したい	492	306
できれば活用したい	513	292
あまり活用するつもりはない	388	320
全く活用するつもりはない	152	140
合計	1,545	1,058

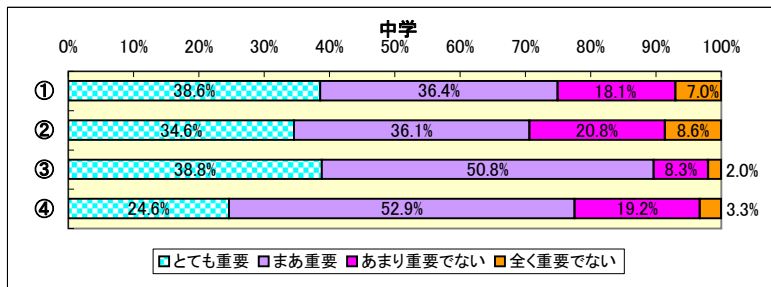
(人)



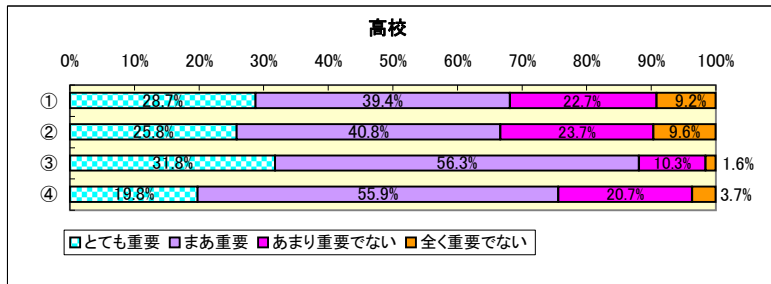
問28 部活動指導員に期待する効果(運動部主顧問)

- ① [教員に時間的なゆとりができる]
- ② [教員の精神的な負担感を軽減することができる]
- ③ [生徒の技能が向上する]
- ④ [生徒や保護者の満足度が向上する]

中学	①	②	③	④
とても重要	38.6%	34.6%	38.8%	24.6%
まあ重要	36.4%	36.1%	50.8%	52.9%
あまり重要でない	18.1%	20.8%	8.3%	19.2%
全く重要でない	7.0%	8.6%	2.0%	3.3%



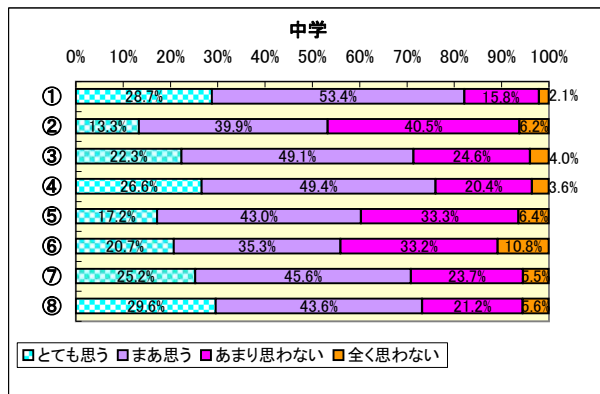
高校	①	②	③	④
とても重要	28.7%	25.8%	31.8%	19.8%
まあ重要	39.4%	40.8%	56.3%	55.9%
あまり重要でない	22.7%	23.7%	10.3%	20.7%
全く重要でない	9.2%	9.6%	1.6%	3.7%



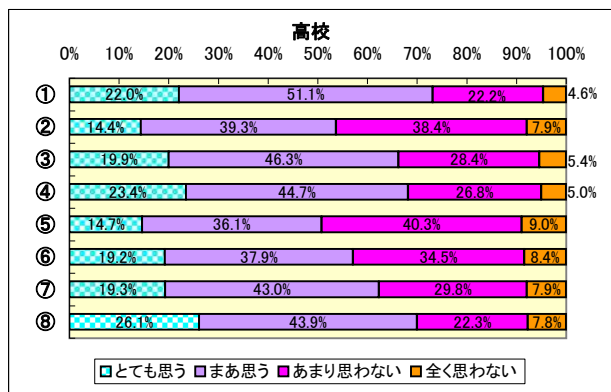
問29 部活動指導員の課題(運動部主顧問)

- ① [個々の生徒に対する教育的配慮が欠ける恐れがある]
- ② [礼儀やあいさつなど、教育的指導をすることができない]
- ③ [学校の教育方針に沿って指導してもらえない]
- ④ [指導が過熱し、過剰な練習時間や練習量になる恐れがある]
- ⑤ [指導が過熱し、体罰や暴言が起こる恐れがある]
- ⑥ [顧問の多忙化解消の解決策にならない]
- ⑦ [顧問が生徒や保護者から軽く見られてしまう恐れがある]
- ⑧ [教員が指導、引率をしない場合の安全面が不安である]

中学	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
とても思う	28.7%	13.3%	22.3%	26.6%	17.2%	20.7%	25.2%	29.6%
まあ思う	53.4%	39.9%	49.1%	49.4%	43.0%	35.3%	45.6%	43.6%
あまり思わない	15.8%	40.5%	24.6%	20.4%	33.3%	33.2%	23.7%	21.2%
全く思わない	2.1%	6.2%	4.0%	3.6%	6.4%	10.8%	5.5%	5.6%



高校	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
とても思う	22.0%	14.4%	19.9%	23.4%	14.7%	19.2%	19.3%	26.1%
まあ思う	51.1%	39.3%	46.3%	44.7%	36.1%	37.9%	43.0%	43.9%
あまり思わない	22.2%	38.4%	28.4%	26.8%	40.3%	34.5%	29.8%	22.3%
全く思わない	4.6%	7.9%	5.4%	5.0%	9.0%	8.4%	7.9%	7.8%

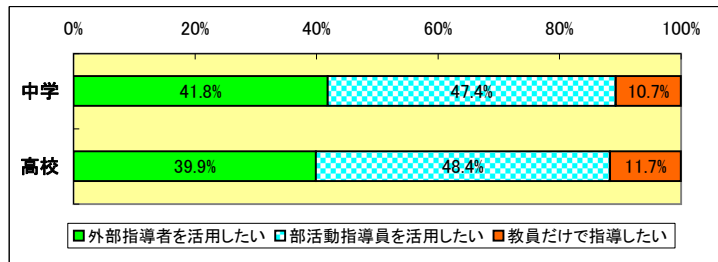


問30 外部指導者と部活動指導員の活用(運動部主顧問)

①技術指導ができない場合

	中学		高校	
外部指導者を活用したい	646	41.8%	422	39.9%
部活動指導員を活用したい	733	47.4%	512	48.4%
教員だけで指導したい	166	10.7%	124	11.7%
合計	1,545		1,058	

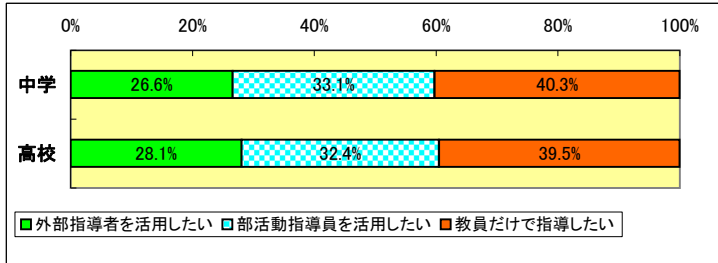
(人)



②技術指導ができる場合

	中学		高校	
外部指導者を活用したい	411	26.6%	297	28.1%
部活動指導員を活用したい	512	33.1%	343	32.4%
教員だけで指導したい	622	40.3%	418	39.5%
合計	1,545		1,058	

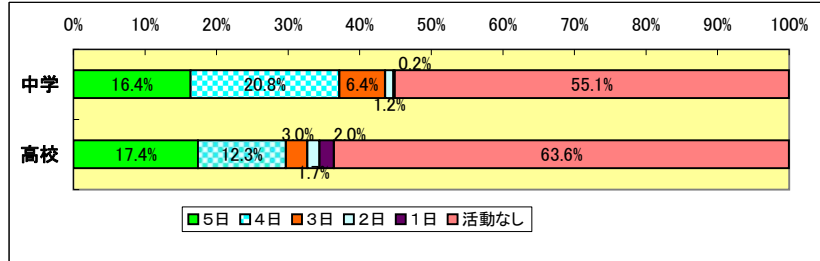
(人)



問31 朝練の活動日数の実態(運動部主顧問)

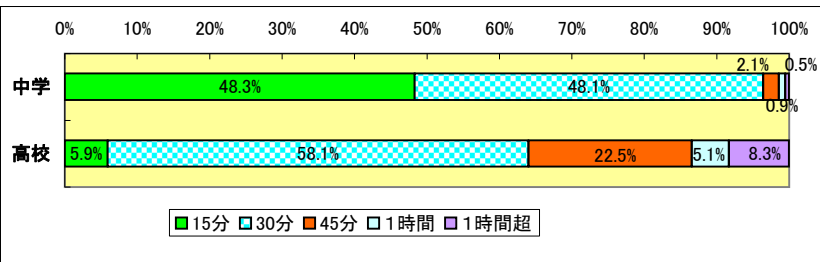
	中学		高校	
5日	253	16.4%	184	17.4%
4日	321	20.8%	130	12.3%
3日	99	6.4%	32	3.0%
2日	18	1.2%	18	1.7%
1日	3	0.2%	21	2.0%
活動なし	851	55.1%	673	63.6%
合計	1,545		1,058	

(人)



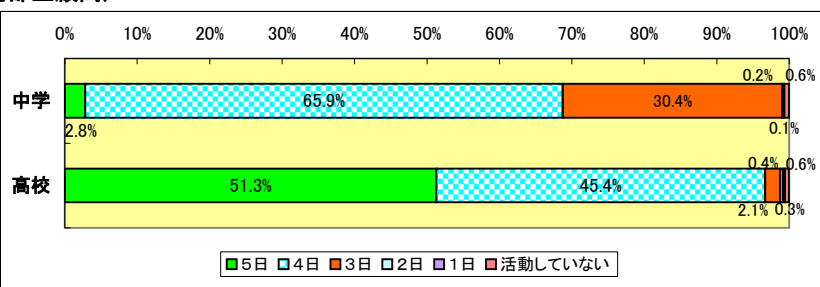
問32 朝練の活動時間(実施運動部)

	中学		高校	
15分	270	48.3%	15	5.9%
30分	269	48.1%	147	58.1%
45分	12	2.1%	57	22.5%
1時間	5	0.9%	13	5.1%
1時間超	3	0.5%	21	8.3%
合計	559		253	



問33 放課後の活動日数の実態(運動部主顧問)

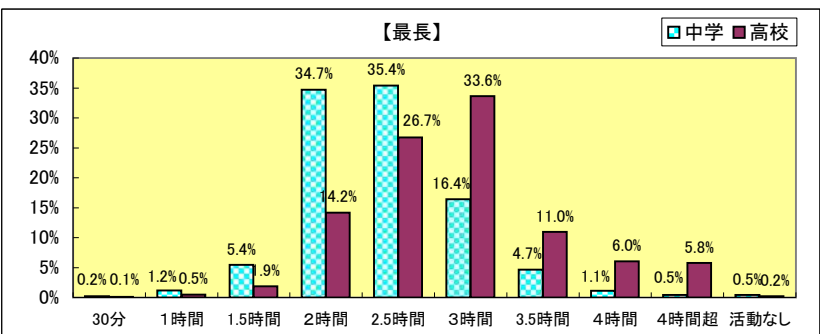
	中学		高校	
5日	44	2.8%	543	51.3%
4日	1018	65.9%	480	45.4%
3日	469	30.4%	22	2.1%
2日	3	0.2%	4	0.4%
1日	1	0.1%	3	0.3%
活動していない	10	0.6%	6	0.6%
合計	1,545		1,058	



問34 放課後活動時間(最長)

	中学		高校	
30分	3	0.2%	1	0.1%
1時間	18	1.2%	5	0.5%
1.5時間	84	5.4%	20	1.9%
2時間	536	34.7%	150	14.2%
2.5時間	547	35.4%	283	26.7%
3時間	254	16.4%	356	33.6%
3.5時間	72	4.7%	116	11.0%
4時間	17	1.1%	64	6.0%
4時間超	7	0.5%	61	5.8%
活動なし	7	0.5%	2	0.2%
合計	1545		1058	

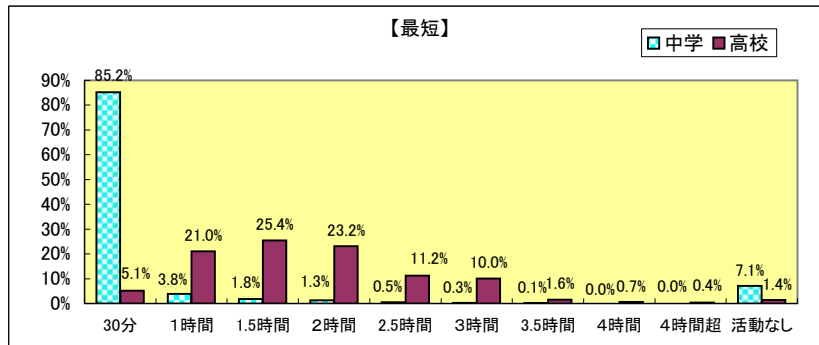
(人)



問35 放課後活動時間(最短)

	中学		高校	
30分	1316	85.2%	54	5.1%
1時間	59	3.8%	222	21.0%
1.5時間	28	1.8%	269	25.4%
2時間	20	1.3%	245	23.2%
2.5時間	7	0.5%	119	11.2%
3時間	4	0.3%	106	10.0%
3.5時間	1	0.1%	17	1.6%
4時間	0	0.0%	7	0.7%
4時間超	0	0.0%	4	0.4%
活動なし	110	7.1%	15	1.4%
合計	1545		1058	

(人)



【中学】

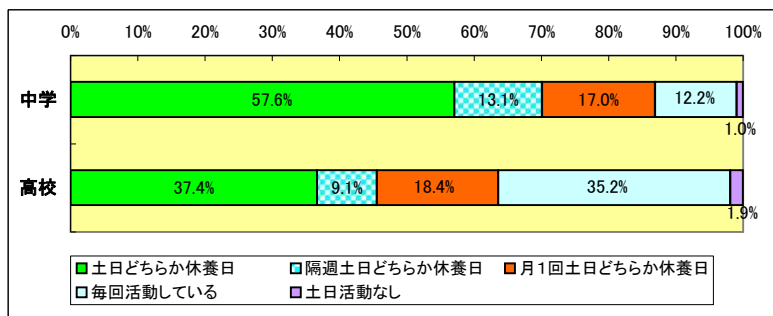
最長平均時間 144 (分)
 最短平均時間 32 (分)
 平均時間 88 (分)

【高校】

最長平均時間 175 (分)
 最短平均時間 106 (分)
 平均時間 140 (分)

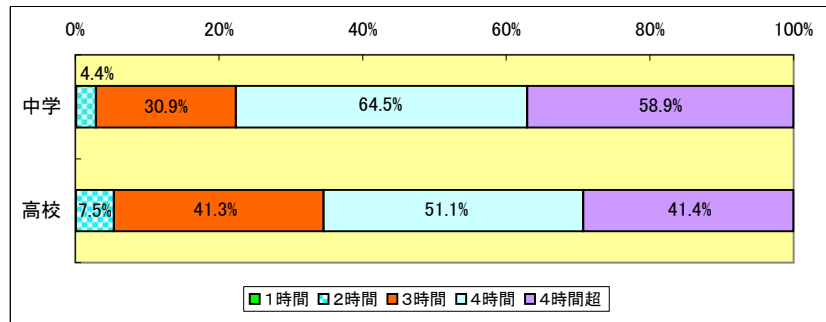
問37 週休日の活動実態

	中学		高校	
土日どちらか休養日	882	57.6%	388	37.4%
隔週土日どちらか休養日	201	13.1%	94	9.1%
月1回土日どちらか休養日	260	17.0%	191	18.4%
毎回活動している	187	12.2%	365	35.2%
土日活動なし	15	1.0%	20	1.9%
合計	1,530		1,038	



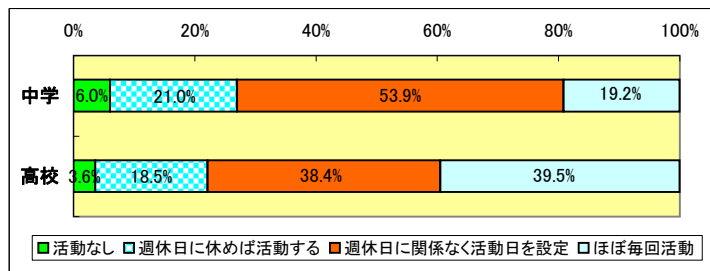
A 週休日の活動時間の実態

	中学		高校	
1時間	2	0.2%	1	0.1%
2時間	42	4.4%	55	7.5%
3時間	298	30.9%	303	41.3%
4時間	621	64.5%	375	51.1%
4時間超	567	58.9%	304	41.4%
合計	963		734	



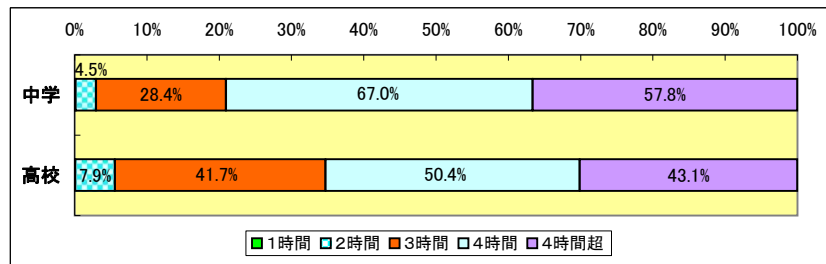
問38 祝日の活動日の実態(運動部主顧問)

	中学		高校	
活動なし	93	6.0%	38	3.6%
週休日に休めば活動する	324	21.0%	196	18.5%
週休日に関係なく活動日を設定	832	53.9%	406	38.4%
ほぼ毎回活動	296	19.2%	418	39.5%
合計	1,545		1,058	



A 祝日の活動時間の実態

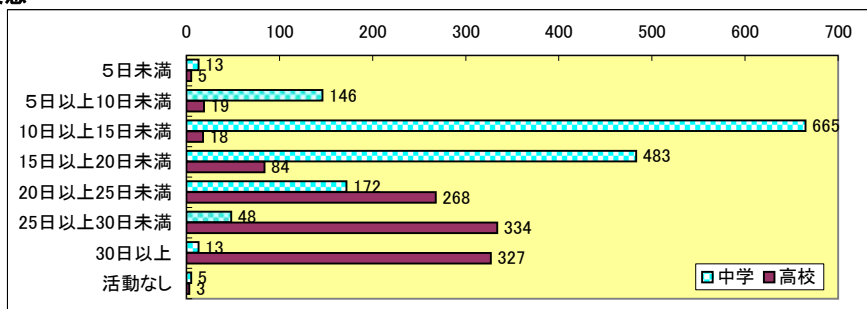
	中学		高校	
1時間	2	0.2%	1	0.1%
2時間	41	4.5%	56	7.9%
3時間	261	28.4%	297	41.7%
4時間	616	67.0%	359	50.4%
4時間超	532	57.8%	307	43.1%
合計	920		713	



問39 夏季休業の活動日数の実態

	中学	高校
5日未満	13	5
5日以上10日未満	146	19
10日以上15日未満	665	18
15日以上20日未満	483	84
20日以上25日未満	172	268
25日以上30日未満	48	334
30日以上	13	327
活動なし	5	3
合計	1,545	1,058

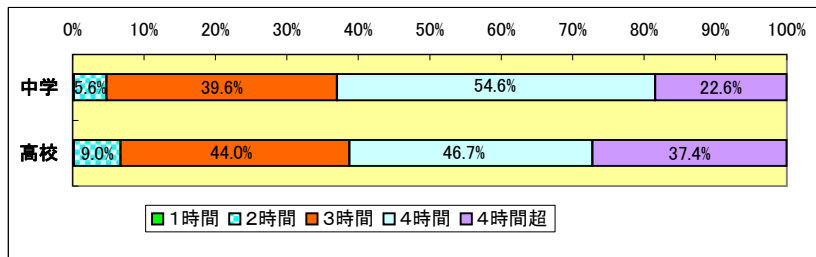
(人)



A 夏季休業の活動時間の実態

	中学	高校
1時間	3 0.2%	2 0.3%
2時間	70 5.6%	69 9.0%
3時間	497 39.6%	338 44.0%
4時間	686 54.6%	359 46.7%
4時間超	284 22.6%	287 37.4%
合計	1,256	768

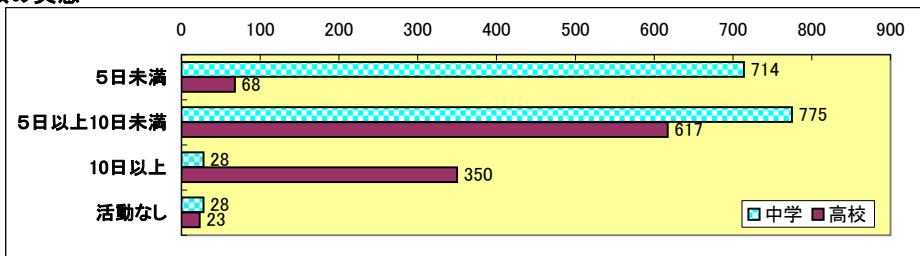
(人)



問40 冬季休業の活動日数の実態

	中学	高校
5日未満	714	68
5日以上10日未満	775	617
10日以上	28	350
活動なし	28	23
合計	1,545	1,058

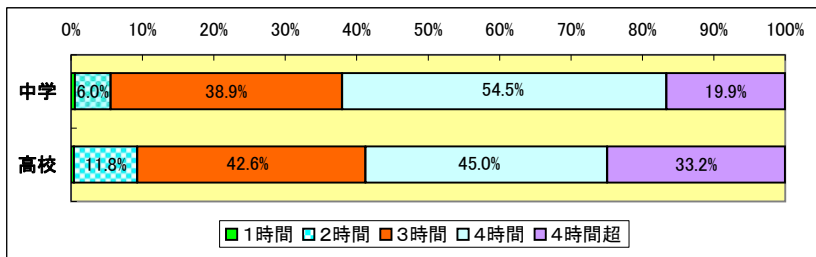
(人)



A 冬季休業の活動時間の実態

	中学	高校
1時間	8 0.6%	4 0.5%
2時間	76 6.0%	92 11.8%
3時間	492 38.9%	331 42.6%
4時間	689 54.5%	350 45.0%
4時間超	252 19.9%	258 33.2%
合計	1,265	777

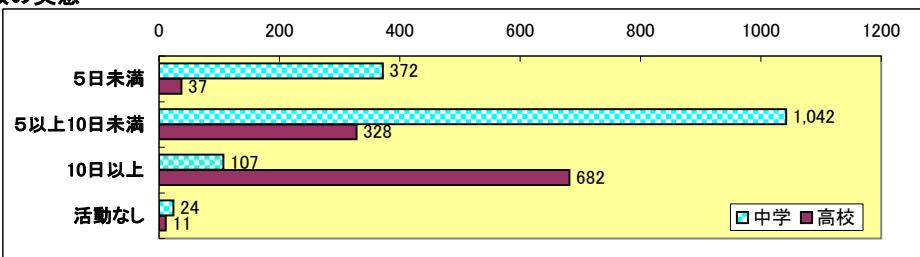
(人)



問41 春季休業の活動日数の実態

	中学	高校
5日未満	372	37
5日以上10日未満	1042	328
10日以上	107	682
活動なし	24	11
合計	1,545	1,058

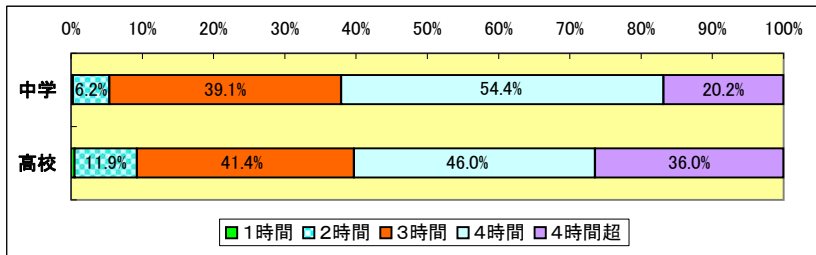
(人)



A 春季休業の活動時間の実態

	中学	高校
1時間	4 0.3%	5 0.6%
2時間	78 6.2%	92 11.9%
3時間	495 39.1%	319 41.4%
4時間	688 54.4%	354 46.0%
4時間超	256 20.2%	277 36.0%
合計	1,265	770

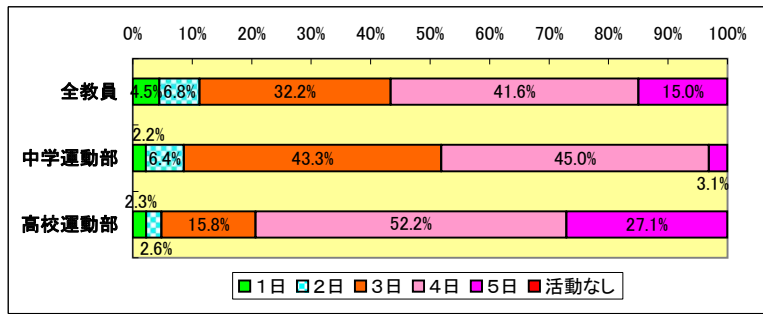
(人)



問42 適切な放課後の活動日数

	全教員	運動部顧問			
		中学運動部		高校運動部	
1日	289 4.5%	53 2.2%	45 2.3%		
2日	441 6.8%	153 6.4%	51 2.6%		
3日	2087 32.2%	1032 43.3%	313 15.8%		
4日	2702 41.6%	1073 45.0%	1034 52.2%		
5日	971 15.0%	75 3.1%	536 27.1%		
活動なし	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%		
合計	6,490	2,386	1,979		

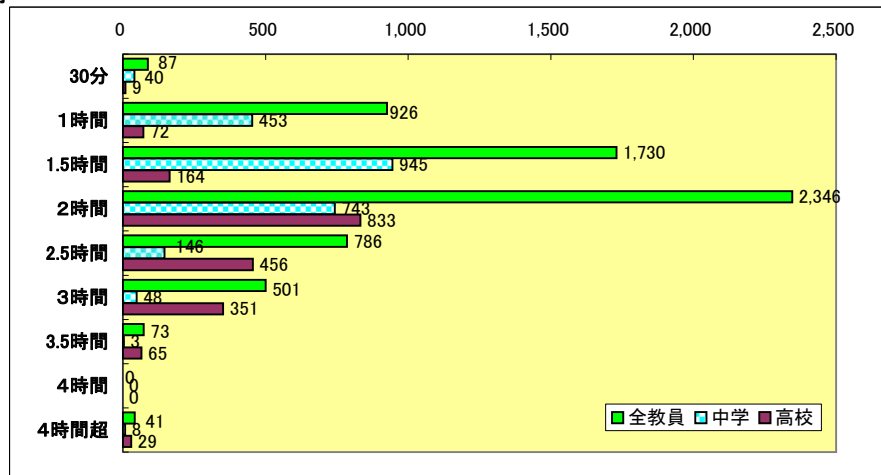
(人)



問43 適切な放課後の活動時間

	全教員	運動部顧問	
		中学	高校
30分	87	40	9
1時間	926	453	72
1.5時間	1,730	945	164
2時間	2,346	743	833
2.5時間	786	146	456
3時間	501	48	351
3.5時間	73	3	65
4時間	0	0	0
4時間超	41	8	29
合計	6,490	2,386	1,979

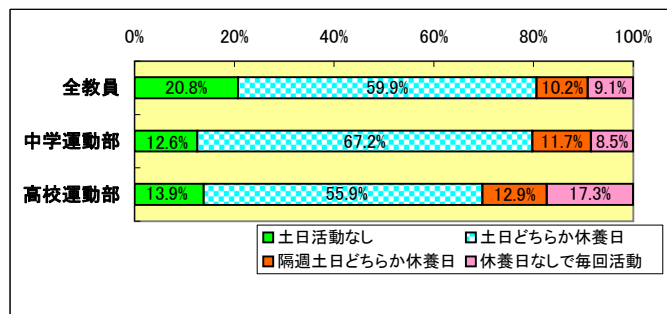
(人)



問44 適切な週休日の活動日数

	全教員	運動部顧問			
		中学運動部		高校運動部	
土日活動なし	1292 20.8%	293 12.6%	248 13.9%		
土日どちらか休養日	3726 59.9%	1567 67.2%	998 55.9%		
隔週土日どちらか休養日	638 10.2%	274 11.7%	231 12.9%		
月1回土日どちらか休養日	569 9.1%	198 8.5%	309 17.3%		
休養日なしで毎回活動	265 4.3%	54 2.3%	193 10.8%		
合計	6,225	2,332	1,786		

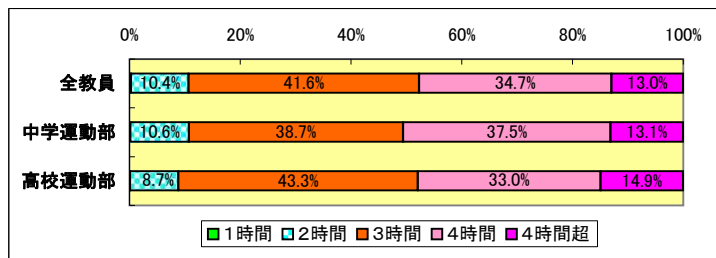
(人)



A 土日の適切な活動時間

	全教員	運動部顧問			
		中学運動部		高校運動部	
1時間	14 0.3%	4 0.2%	2 0.1%		
2時間	543 10.4%	221 10.6%	151 8.7%		
3時間	2,163 41.6%	809 38.7%	749 43.3%		
4時間	1,804 34.7%	784 37.5%	571 33.0%		
4時間超	674 13.0%	275 13.1%	258 14.9%		
合計	5,198	2,093	1,731		

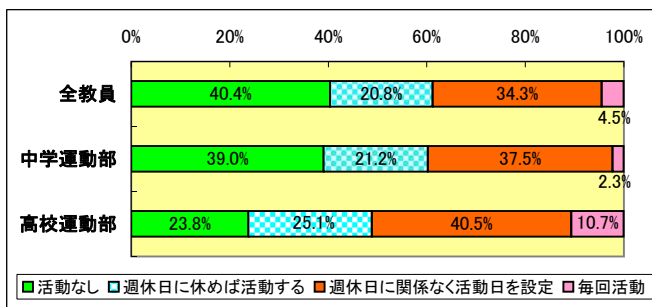
(人)



問45 適切な祝日の活動

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
活動なし	2,620	40.4%	931	39.0%	471	23.8%
週休日に休めば活動する	1,353	20.8%	506	21.2%	496	25.1%
週休日に関係なく活動日を設定	2,228	34.3%	894	37.5%	801	40.5%
毎回活動	289	4.5%	55	2.3%	211	10.7%
合計	6,490		2,386		1,979	

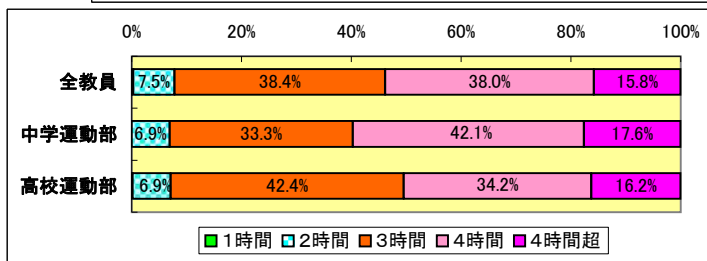
(人)



A 祝日の適切な活動時間

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
1時間	12	0.3%	0	0.0%	3	0.2%
2時間	291	7.5%	101	6.9%	104	6.9%
3時間	1,485	38.4%	485	33.3%	640	42.4%
4時間	1,470	38.0%	613	42.1%	516	34.2%
4時間超	612	15.8%	256	17.6%	245	16.2%
合計	3,870		1,455		1,508	

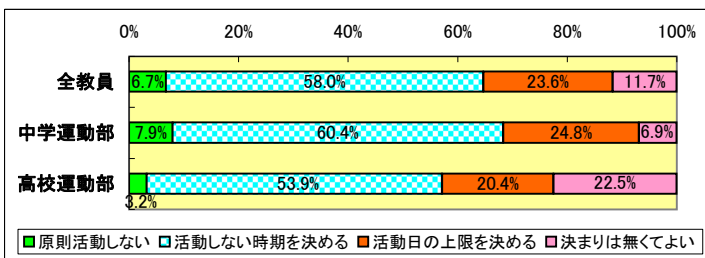
(人)



問46 適切な長期休業中の活動

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
原則活動しない	435	6.7%	189	7.9%	64	3.2%
活動しない時期を決める	3,764	58.0%	1,441	60.4%	1,067	53.9%
活動日の上限を決める	1,532	23.6%	591	24.8%	403	20.4%
決まりは無くてもよい	759	11.7%	165	6.9%	445	22.5%
合計	6,490		2,386		1,979	

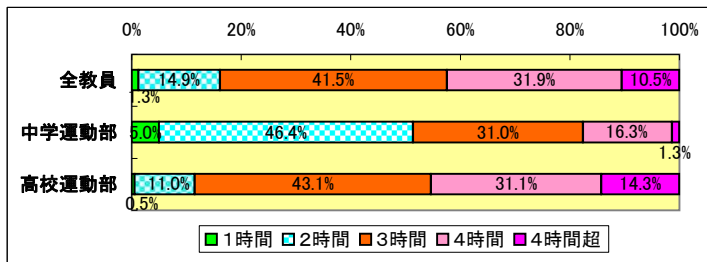
(人)



A 長期休業中の適切な活動時間

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
1時間	76	1.3%	115	5.0%	10	0.5%
2時間	900	14.9%	1,070	46.4%	210	11.0%
3時間	2,510	41.5%	716	31.0%	826	43.1%
4時間	1,931	31.9%	375	16.3%	596	31.1%
4時間超	638	10.5%	31	1.3%	273	14.3%
合計	6,055		2,307		1,915	

(人)

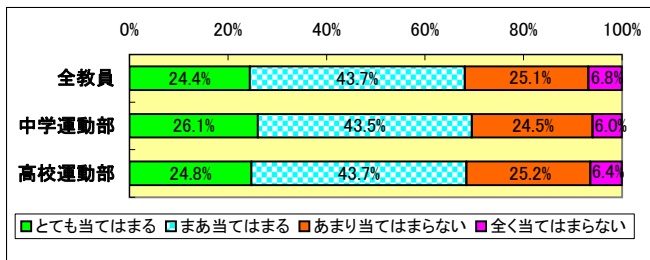


問47 部活動の課題と悩み

①[業務に追われ、部活動指導をしたくてもできない]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	1,584	24.4%	622	26.1%	490	24.8%
まあ当てはまる	2,836	43.7%	1,037	43.5%	864	43.7%
あまり当てはまらない	1,627	25.1%	584	24.5%	498	25.2%
全く当てはまらない	443	6.8%	143	6.0%	127	6.4%
合計	6,490		2,386		1,979	

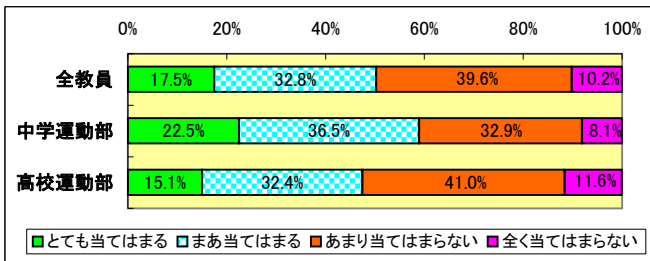
(人)



②[部活動指導に割く時間が多く、通常業務ができない]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	1,134	17.5%	536	22.5%	298	15.1%
まあ当てはまる	2,126	32.8%	871	36.5%	641	32.4%
あまり当てはまらない	2,568	39.6%	786	32.9%	811	41.0%
全く当てはまらない	662	10.2%	193	8.1%	229	11.6%
合計	6,490		2,386		1,979	

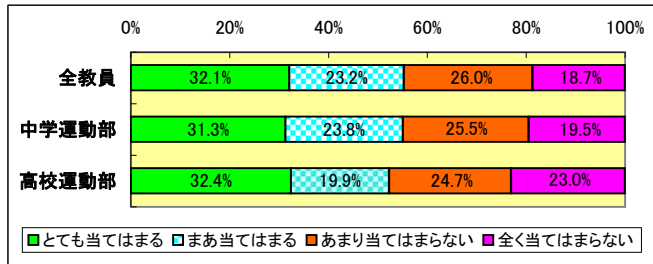
(人)



③[技術指導ができない]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	2,082	32.1%	746	31.3%	641	32.4%
まあ当てはまる	1,504	23.2%	567	23.8%	393	19.9%
あまり当てはまらない	1,690	26.0%	608	25.5%	489	24.7%
全く当てはまらない	1,214	18.7%	465	19.5%	456	23.0%
合計	6,490		2,386		1,979	

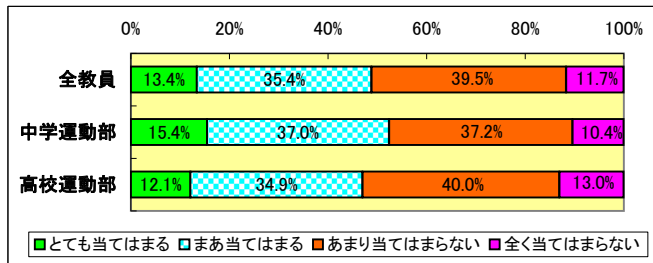
(人)



④[指導が結果につながらない]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	868	13.4%	368	15.4%	239	12.1%
まあ当てはまる	2,300	35.4%	883	37.0%	691	34.9%
あまり当てはまらない	2,564	39.5%	887	37.2%	791	40.0%
全く当てはまらない	758	11.7%	248	10.4%	258	13.0%
合計	6,490		2,386		1,979	

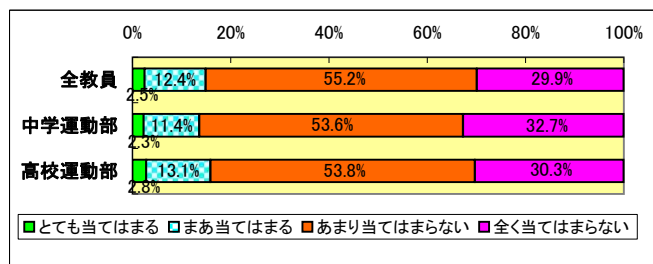
(人)



⑤[部員との人間関係が築けない]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	160	2.5%	54	2.3%	55	2.8%
まあ当てはまる	808	12.4%	271	11.4%	260	13.1%
あまり当てはまらない	3,582	55.2%	1,280	53.6%	1,064	53.8%
全く当てはまらない	1,940	29.9%	781	32.7%	600	30.3%
合計	6,490		2,386		1,979	

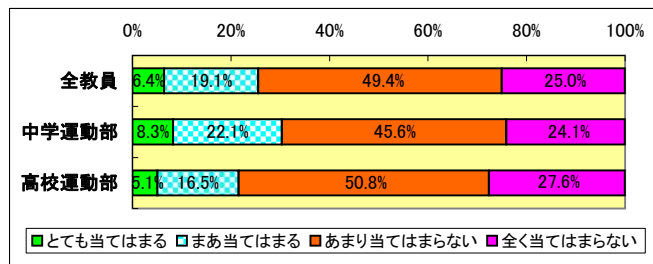
(人)



⑥[部員同士のトラブルが多い]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	418	6.4%	197	8.3%	100	5.1%
まあ当てはまる	1,241	19.1%	527	22.1%	327	16.5%
あまり当てはまらない	3,208	49.4%	1,087	45.6%	1,005	50.8%
全く当てはまらない	1,623	25.0%	575	24.1%	547	27.6%
合計	6,490		2,386		1,979	

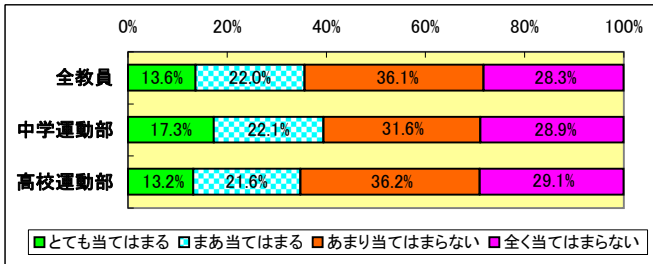
(人)



⑦[部員数が不足し、活動に支障がある]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	883	13.6%	413	17.3%	261	13.2%
まあ当てはまる	1,431	22.0%	528	22.1%	427	21.6%
あまり当てはまらない	2,340	36.1%	755	31.6%	716	36.2%
全く当てはまらない	1,836	28.3%	690	28.9%	575	29.1%
合計	6,490		2,386		1,979	

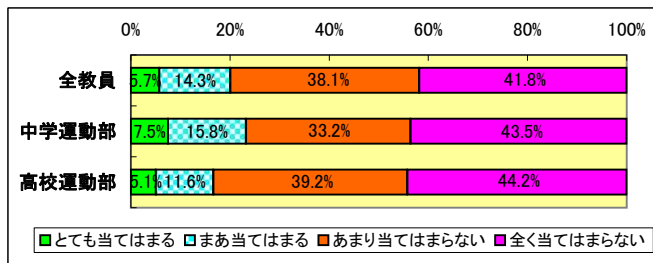
(人)



⑧[部員数が多く、活動に支障がある]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	373	5.7%	179	7.5%	100	5.1%
まあ当てはまる	930	14.3%	376	15.8%	229	11.6%
あまり当てはまらない	2,471	38.1%	792	33.2%	775	39.2%
全く当てはまらない	2,716	41.8%	1,039	43.5%	875	44.2%
合計	6,490		2,386		1,979	

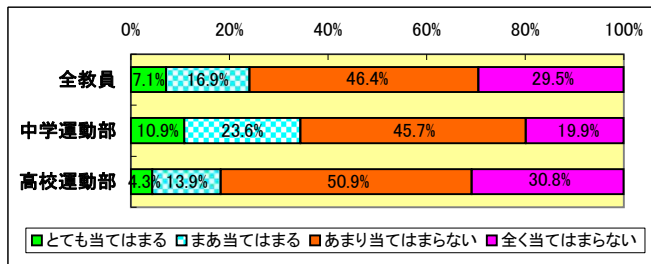
(人)



⑨[保護者への対応が困難である]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	464	7.1%	259	10.9%	86	4.3%
まあ当てはまる	1,099	16.9%	562	23.6%	275	13.9%
あまり当てはまらない	3,013	46.4%	1,091	45.7%	1,008	50.9%
全く当てはまらない	1,914	29.5%	474	19.9%	610	30.8%
合計	6,490		2,386		1,979	

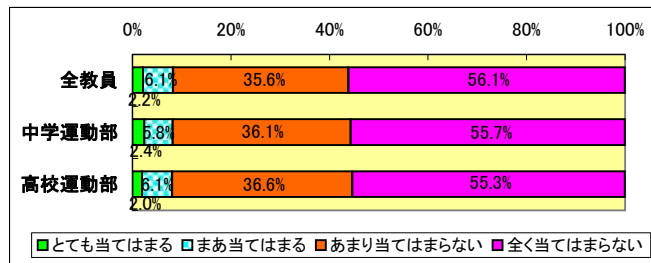
(人)



⑩[住民からの苦情対応が困難である]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	141	2.2%	58	2.4%	39	2.0%
まあ当てはまる	394	6.1%	138	5.8%	121	6.1%
あまり当てはまらない	2,312	35.6%	861	36.1%	724	36.6%
全く当てはまらない	3,643	56.1%	1,329	55.7%	1,095	55.3%
合計	6,490		2,386		1,979	

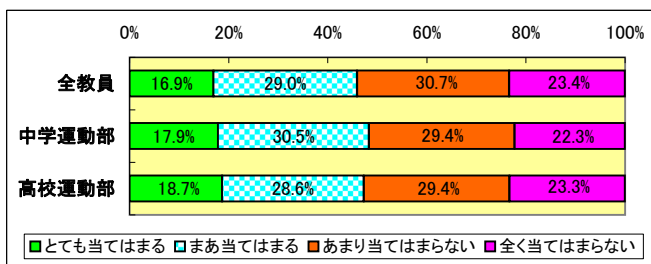
(人)



⑪[活動場所の不足や施設・設備の不備がある]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	1,099	16.9%	426	17.9%	370	18.7%
まあ当てはまる	1,880	29.0%	727	30.5%	566	28.6%
あまり当てはまらない	1,995	30.7%	701	29.4%	581	29.4%
全く当てはまらない	1,516	23.4%	532	22.3%	462	23.3%
合計	6,490		2,386		1,979	

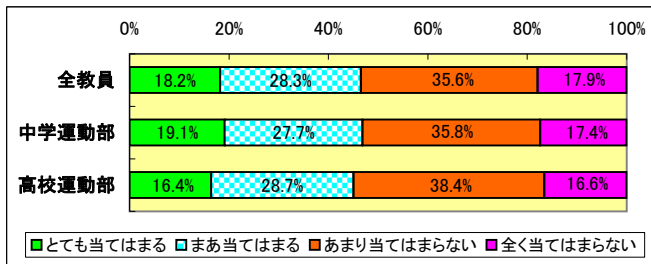
(人)



⑫[予算が不足している]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	1,184	18.2%	456	19.1%	325	16.4%
まあ当てはまる	1,836	28.3%	662	27.7%	567	28.7%
あまり当てはまらない	2,308	35.6%	853	35.8%	759	38.4%
全く当てはまらない	1,162	17.9%	415	17.4%	328	16.6%
合計	6,490		2,386		1,979	

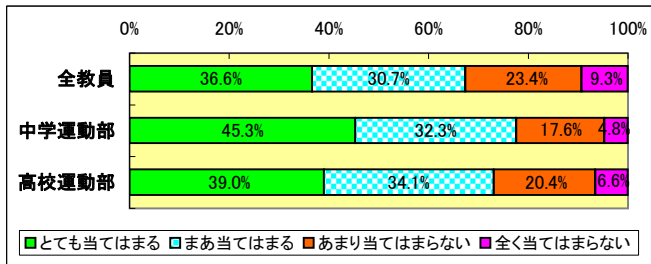
(人)



⑬[プライベートの時間がとれない]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	2,377	36.6%	1,080	45.3%	771	39.0%
まあ当てはまる	1,994	30.7%	771	32.3%	675	34.1%
あまり当てはまらない	1,516	23.4%	421	17.6%	403	20.4%
全く当てはまらない	603	9.3%	114	4.8%	130	6.6%
合計	6,490		2,386		1,979	

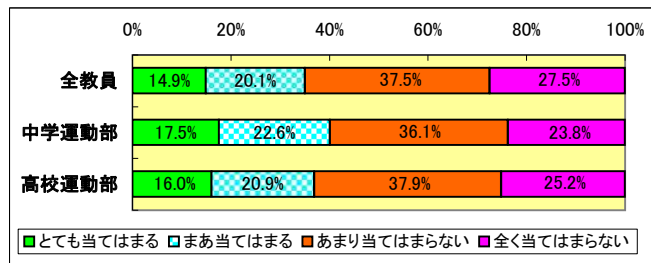
(人)



⑭[自分の家族の理解が得られない]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部		高校運動部	
とても当てはまる	966	14.9%	418	17.5%	317	16.0%
まあ当てはまる	1,307	20.1%	539	22.6%	413	20.9%
あまり当てはまらない	2,434	37.5%	862	36.1%	751	37.9%
全く当てはまらない	1,783	27.5%	567	23.8%	498	25.2%
合計	6,490		2,386		1,979	

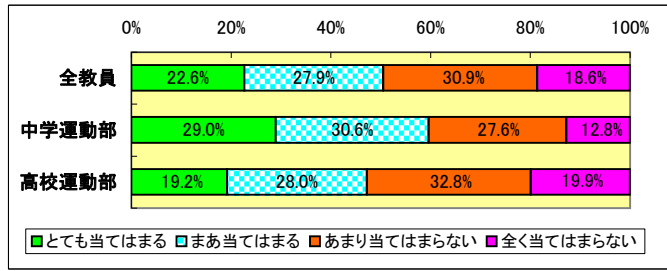
(人)



⑮[大会やコンクールの運営が負担である]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部	高校運動部		
とても当てはまる	1,469	22.6%	691	29.0%	380	19.2%
まあ当てはまる	1,808	27.9%	731	30.6%	555	28.0%
あまり当てはまらない	2,005	30.9%	659	27.6%	650	32.8%
全く当てはまらない	1,208	18.6%	305	12.8%	394	19.9%
合計	6,490		2,386		1,979	

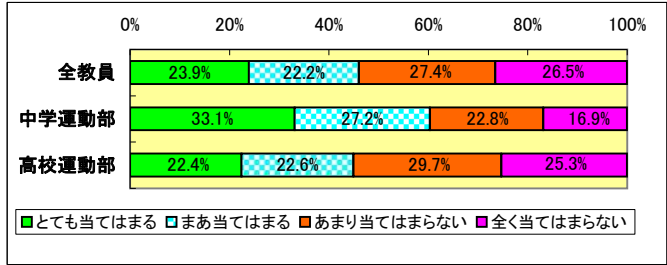
(人)



⑯[試合の審判やコンクールの審査員が負担である]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部	高校運動部		
とても当てはまる	1,550	23.9%	790	33.1%	443	22.4%
まあ当てはまる	1,439	22.2%	650	27.2%	447	22.6%
あまり当てはまらない	1,779	27.4%	543	22.8%	588	29.7%
全く当てはまらない	1,722	26.5%	403	16.9%	501	25.3%
合計	6,490		2,386		1,979	

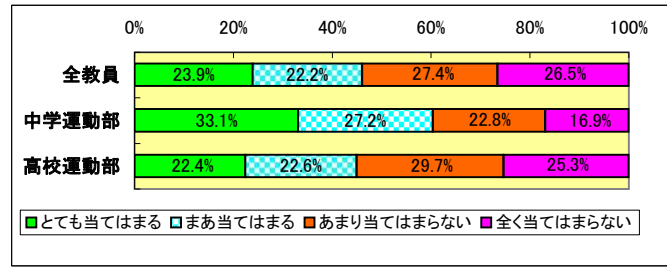
(人)



⑰[費用の自己負担があつて困る]

	全教員		運動部顧問			
			中学運動部	高校運動部		
とても当てはまる	1,550	23.9%	790	33.1%	443	22.4%
まあ当てはまる	1,439	22.2%	650	27.2%	447	22.6%
あまり当てはまらない	1,779	27.4%	543	22.8%	588	29.7%
全く当てはまらない	1,722	26.5%	403	16.9%	501	25.3%
合計	6,490		2,386		1,979	

(人)



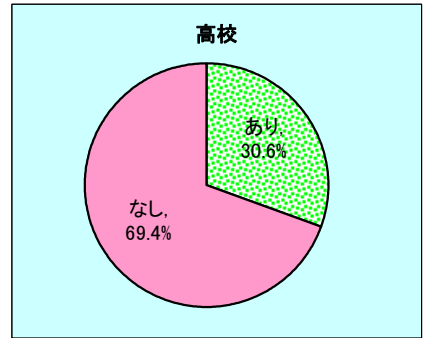
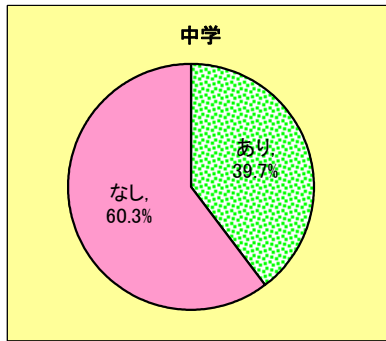
【配布版】部活動アンケート(学校部活動に所属する生徒)まとめ

問5 平日の朝練習の活動日数

【朝練習の有無】

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
あり	789	28.7%	345	39.7%	287	30.6%
なし	1,958	71.3%	523	60.3%	652	69.4%
合計	2,747		868		939	

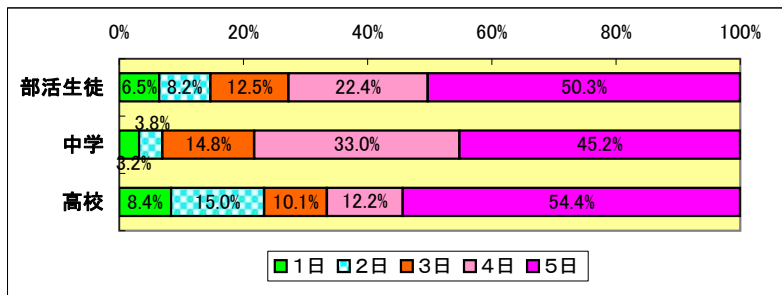
(人)



【朝練習の日数】

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
1日	51	6.5%	11	3.2%	24	8.4%
2日	65	8.2%	13	3.8%	43	15.0%
3日	99	12.5%	51	14.8%	29	10.1%
4日	177	22.4%	114	33.0%	35	12.2%
5日	397	50.3%	156	45.2%	156	54.4%
合計	789		345		287	

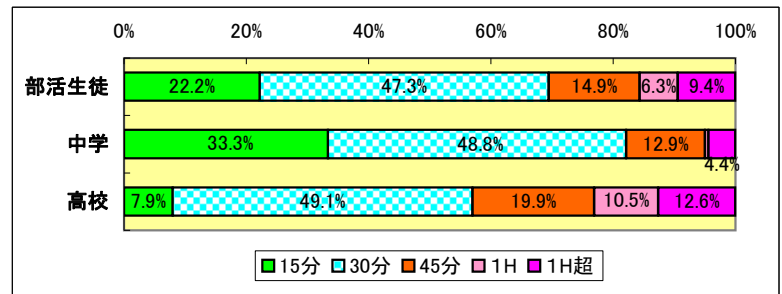
(人)



問6 朝練習の活動時間

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
15分	170	22.2%	114	33.3%	22	7.9%
30分	362	47.3%	167	48.8%	136	49.1%
45分	114	14.9%	44	12.9%	55	19.9%
1H	48	6.3%	2	0.6%	29	10.5%
1H超	72	9.4%	15	4.4%	35	12.6%
合計	766		342		277	

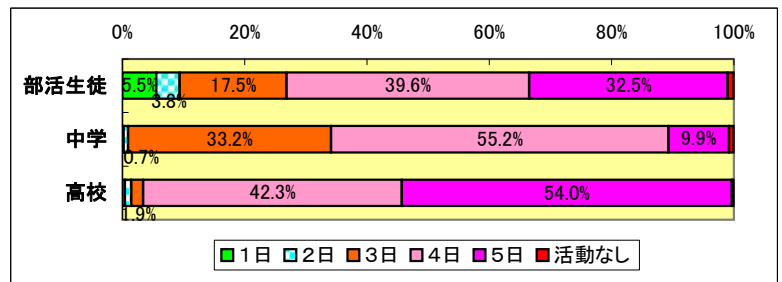
(人)



問7 平日放課後の活動日数

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
1日	153	5.5%	2	0.2%	4	0.4%
2日	105	3.8%	6	0.7%	10	1.1%
3日	484	17.5%	289	33.2%	18	1.9%
4日	1,094	39.6%	480	55.2%	400	42.3%
5日	897	32.5%	86	9.9%	510	54.0%
活動なし	27	1.0%	7	0.8%	3	0.3%
総計	2,760		870		945	

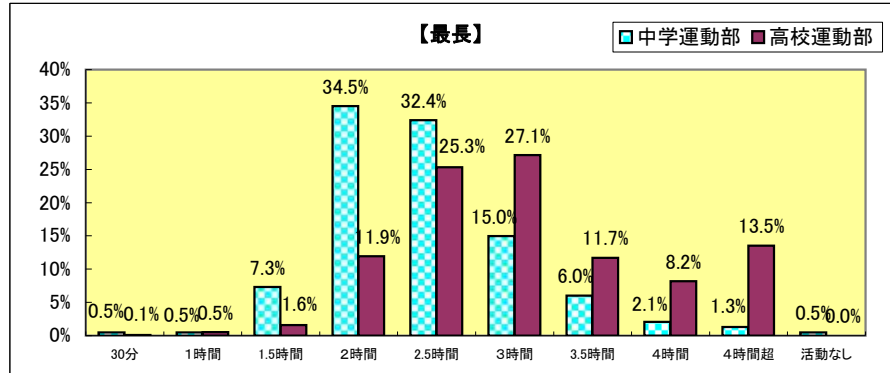
(人)



問8 放課後の活動時間(最長)

	中学運動部	高校運動部
30分	4 0.5%	1 0.1%
1時間	4 0.5%	5 0.5%
1.5時間	63 7.3%	15 1.6%
2時間	297 34.5%	112 11.9%
2.5時間	279 32.4%	238 25.3%
3時間	129 15.0%	255 27.1%
3.5時間	52 6.0%	110 11.7%
4時間	18 2.1%	77 8.2%
4時間超	11 1.3%	127 13.5%
活動なし	4 0.5%	0 0.0%
総計	861	940

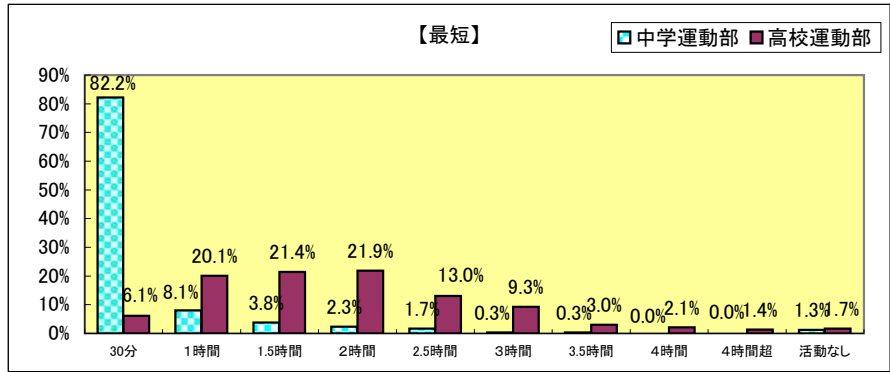
(人)



問9 放課後の活動時間(最短)

	中学運動部	高校運動部
30分	714 82.2%	58 6.1%
1時間	70 8.1%	190 20.1%
1.5時間	33 3.8%	202 21.4%
2時間	20 2.3%	207 21.9%
2.5時間	15 1.7%	123 13.0%
3時間	3 0.3%	88 9.3%
3.5時間	3 0.3%	28 3.0%
4時間	0 0.0%	20 2.1%
4時間超	0 0.0%	13 1.4%
活動なし	11 1.3%	16 1.7%
合計	869	945

(人)



【中学運動部】

最長平均時間 146 (分)
最短平均時間 40 (分)
平均時間 93 (分)

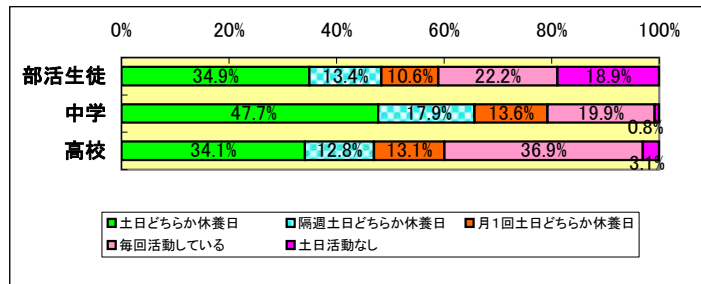
【高校運動部】

最長平均時間 188 (分)
最短平均時間 111 (分)
平均時間 149 (分)

問10 週休日の活動実態

	部活生徒		運動部生徒			
	人数	割合	中学		高校	
土日どちらか休養日	933	34.9%	400	47.7%	312	34.1%
隔週土日どちらか休養日	358	13.4%	150	17.9%	117	12.8%
月1回土日どちらか休養日	283	10.6%	114	13.6%	120	13.1%
毎回活動している	592	22.2%	167	19.9%	337	36.9%
土日活動なし	505	18.9%	7	0.8%	28	3.1%
合計	2,671		838		914	

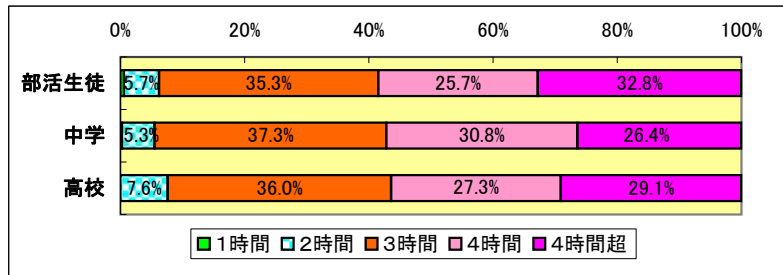
(人)



A 週休日の活動時間

	部活生徒	運動部生徒				
		人数	割合	中学	高校	
1時間	13	0.6%	2	0.2%	0	0.0%
2時間	126	5.7%	45	5.3%	69	7.6%
3時間	786	35.3%	318	37.3%	325	36.0%
4時間	572	25.7%	262	30.8%	247	27.3%
4時間超	730	32.8%	225	26.4%	263	29.1%
合計	2,227		852		904	

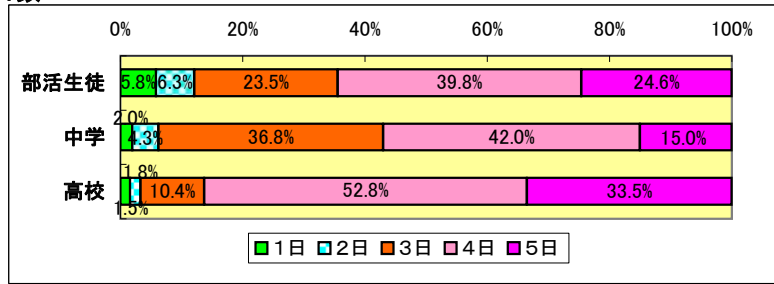
(人)



問11 平日放課後の適切と思われる活動日数

	部活生徒	運動部生徒				
		中学		高校		
1日	154	5.8%	16	2.0%	14	1.5%
2日	167	6.3%	35	4.3%	16	1.8%
3日	624	23.5%	301	36.8%	94	10.4%
4日	1,059	39.8%	344	42.0%	477	52.8%
5日	655	24.6%	123	15.0%	303	33.5%
合計	2,659		819		904	

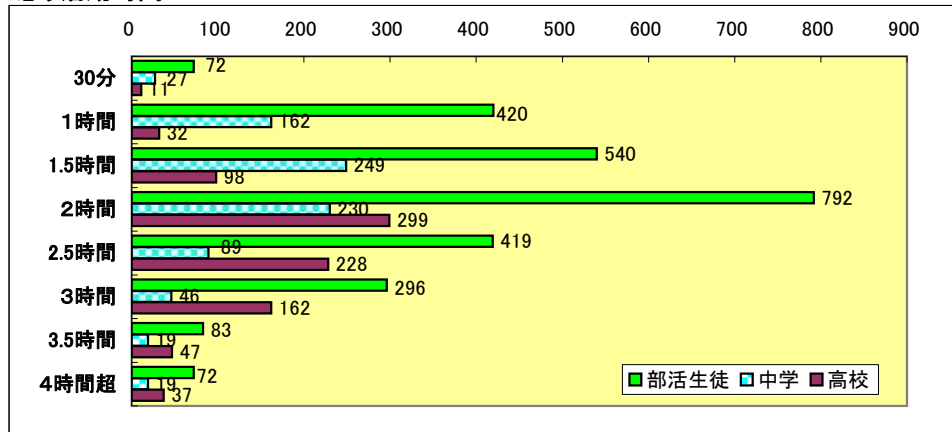
(人)



問12 平日放課後の適切と思う活動時間

	部活生徒	運動部生徒	
		中学	高校
30分	72	27	11
1時間	420	162	32
1.5時間	540	249	98
2時間	792	230	299
2.5時間	419	89	228
3時間	296	46	162
3.5時間	83	19	47
4時間超	72	19	37
合計	2,694	841	914

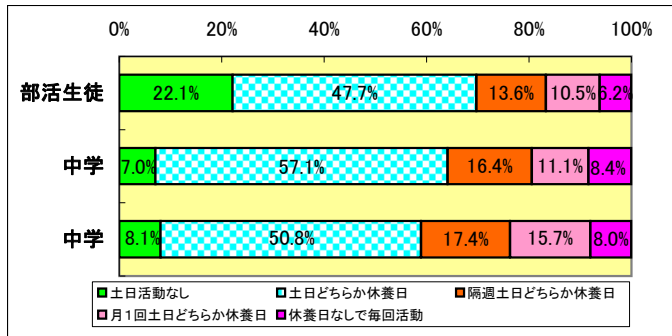
(人)



問13 適切と思う週休日の活動日数

	部活生徒	運動部生徒				
		中学		高校		
土日活動なし	584	22.1%	58	7.0%	73	8.1%
土日どちらか休養日	1,258	47.7%	470	57.1%	459	50.8%
隔週土日どちらか休養日	358	13.6%	135	16.4%	157	17.4%
月1回土日どちらか休養日	276	10.5%	91	11.1%	142	15.7%
休養日なしで毎回活動	164	6.2%	69	8.4%	72	8.0%
合計	2,640		823		903	

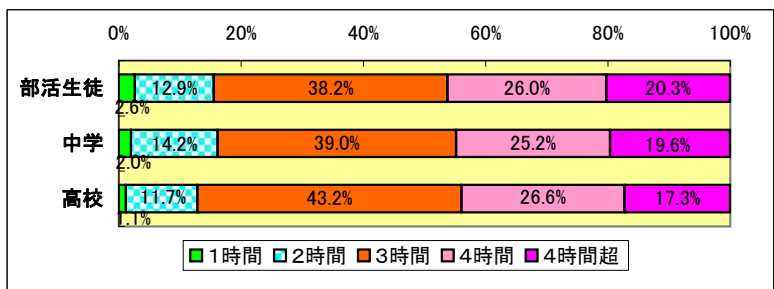
(人)



A 週休日の適切と思う活動時間

	部活生徒	運動部生徒				
		中学		高校		
1時間	59	2.6%	16	2.0%	10	1.1%
2時間	288	12.9%	115	14.2%	103	11.7%
3時間	853	38.2%	316	39.0%	380	43.2%
4時間	580	26.0%	204	25.2%	234	26.6%
4時間超	452	20.3%	159	19.6%	152	17.3%
合計	2,232		810		879	

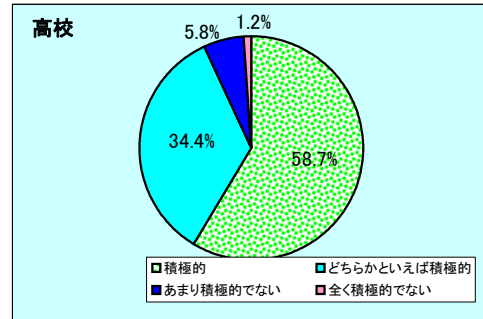
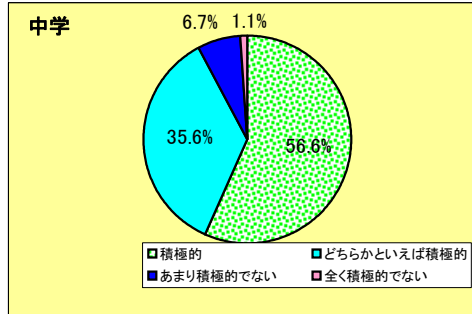
(人)



問14 部活動に取り組む姿勢

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
積極的	1,512	55.3%	483	56.6%	548	58.7%
どちらかといえば積極的	979	35.8%	304	35.6%	321	34.4%
あまり積極的でない	202	7.4%	57	6.7%	54	5.8%
全く積極的でない	42	1.5%	9	1.1%	11	1.2%
合計	2,735		853		934	

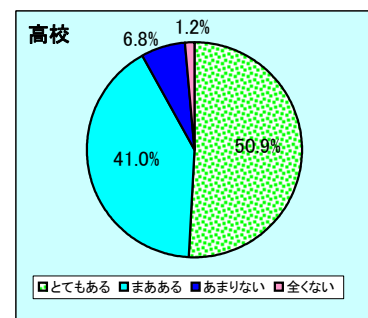
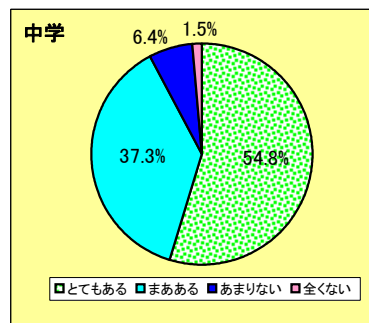
(人)



問15 部活動のやりがい

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもある	1,368	49.8%	471	54.8%	477	50.9%
まあある	1,099	40.0%	320	37.3%	384	41.0%
あまりない	224	8.2%	55	6.4%	64	6.8%
全くない	56	2.0%	13	1.5%	12	1.3%
合計	2,747		859		937	

(人)

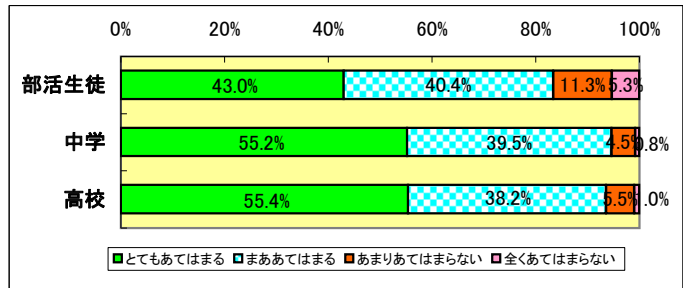


問16 部活動を通して身につけたいことや期待していること

①豊かな感性や、健康で丈夫な身体をつくる

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもあてはまる	1,179	43.0%	475	55.2%	518	55.4%
まああてはまる	1,109	40.4%	340	39.5%	357	38.2%
あまりあてはまらない	310	11.3%	39	4.5%	51	5.5%
全くあてはまらない	146	5.3%	7	0.8%	9	1.0%
合計	2,744		861		935	

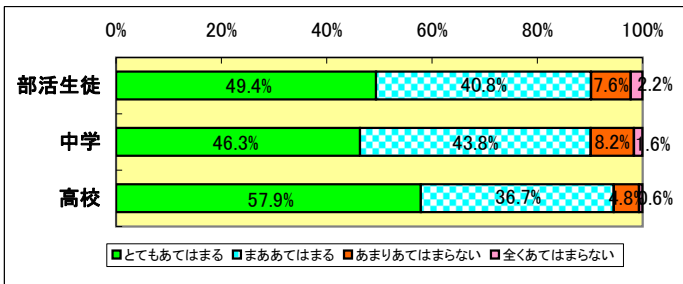
(人)



②思いやりの心や協調性を身につける

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもあてはまる	1,354	49.4%	399	46.3%	541	57.9%
まああてはまる	1,120	40.8%	377	43.8%	343	36.7%
あまりあてはまらない	208	7.6%	71	8.2%	45	4.8%
全くあてはまらない	61	2.2%	14	1.6%	6	0.6%
合計	2,743		861		935	

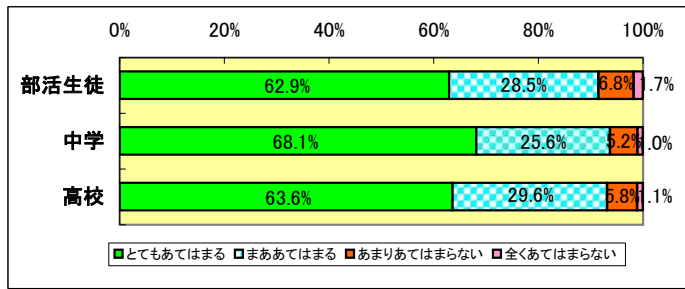
(人)



③目標に向かって最後まで努力し、達成感を味わう

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもあてはまる	1,726	62.9%	586	68.1%	594	63.6%
まああてはまる	783	28.5%	220	25.6%	276	29.6%
あまりあてはまらない	186	6.8%	45	5.2%	54	5.8%
全くあてはまらない	48	1.7%	9	1.0%	10	1.1%
合計	2,743		860		934	

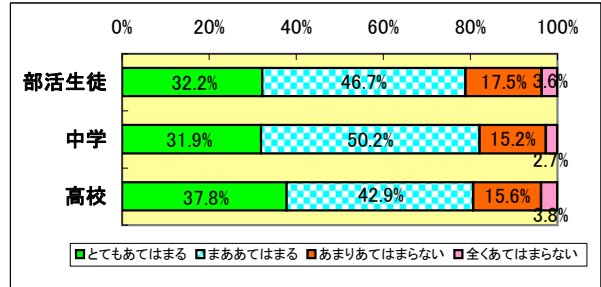
(人)



④自分に自信をもち、学校生活や勉強に意欲的に取り組める

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもあてはまる	882	32.2%	275	31.9%	352	37.8%
まああてはまる	1,279	46.7%	432	50.2%	400	42.9%
あまりあてはまらない	479	17.5%	131	15.2%	145	15.6%
全くあてはまらない	99	3.6%	23	2.7%	35	3.8%
合計	2,739		861		932	

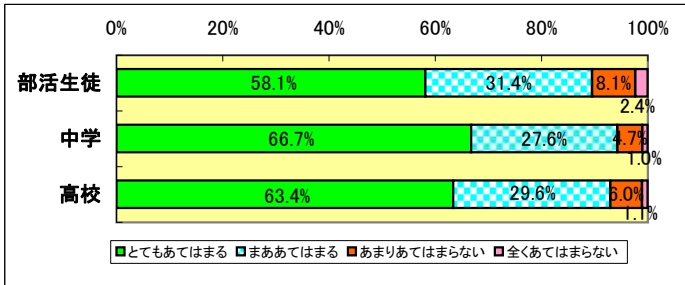
(人)



⑤あいさつや礼儀など、節度ある態度を身につける

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもあてはまる	1,594	58.1%	574	66.7%	592	63.4%
まああてはまる	861	31.4%	237	27.6%	276	29.6%
あまりあてはまらない	222	8.1%	40	4.7%	56	6.0%
全くあてはまらない	65	2.4%	9	1.0%	10	1.1%
合計	2,742		860		934	

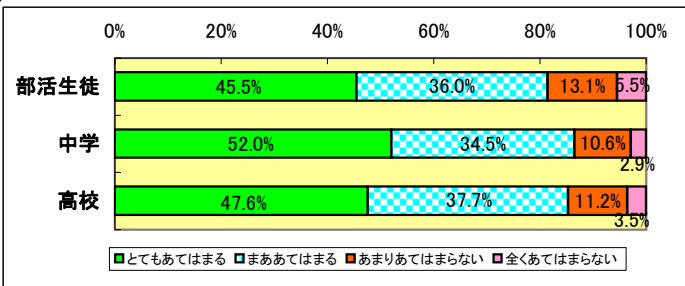
(人)



⑥高い技能を身につけ、大会等でよい成績を収める

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもあてはまる	1,245	45.5%	448	52.0%	443	47.6%
まああてはまる	986	36.0%	297	34.5%	351	37.7%
あまりあてはまらない	358	13.1%	91	10.6%	104	11.2%
全くあてはまらない	150	5.5%	25	2.9%	33	3.5%
合計	2,739		861		931	

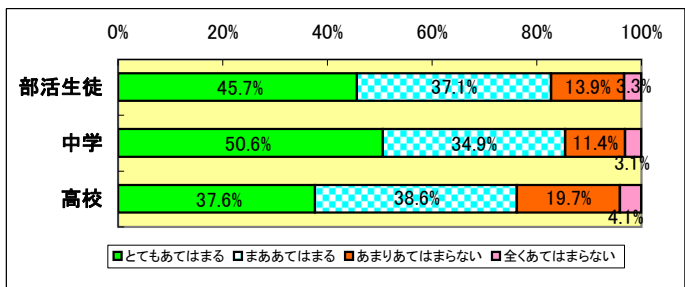
(人)



⑦結果にこだわらず、楽しく活動する

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもあてはまる	1,251	45.7%	435	50.6%	351	37.6%
まああてはまる	1,017	37.1%	300	34.9%	360	38.6%
あまりあてはまらない	381	13.9%	98	11.4%	184	19.7%
全くあてはまらない	91	3.3%	27	3.1%	38	4.1%
合計	2,740		860		933	

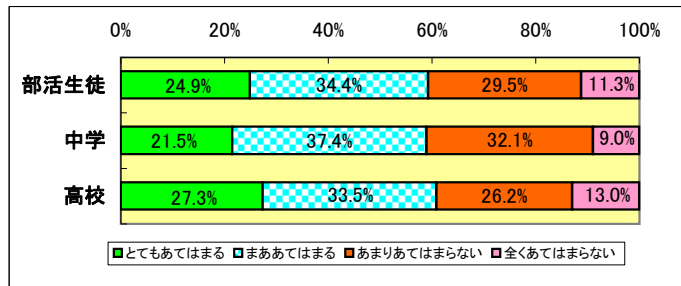
(人)



⑧進学や就職などに役立つ

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもあてはまる	681	24.9%	185	21.5%	255	27.3%
まああてはまる	941	34.4%	322	37.4%	313	33.5%
あまりあてはまらない	807	29.5%	276	32.1%	244	26.2%
全くあてはまらない	308	11.3%	77	9.0%	121	13.0%
合計	2,737		860		933	

(人)



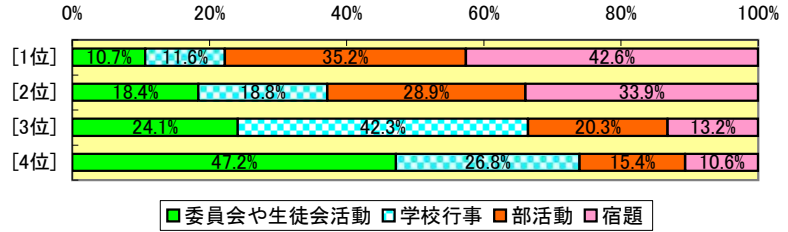
問11 日常生活の負担感

〈部活生徒〉

	[1位]	[2位]	[3位]	[4位]
委員会や生徒会活動	10.7%	18.4%	24.1%	47.2%
学校行事	11.6%	18.8%	42.3%	26.8%
部活動	35.2%	28.9%	20.3%	15.4%
宿題	42.6%	33.9%	13.2%	10.6%

(人)

〈部活生徒〉

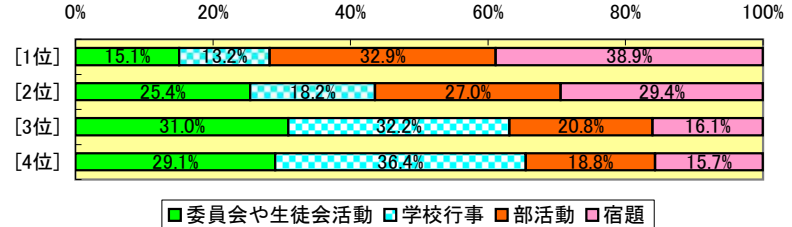


〈中学運動部〉

	[1位]	[2位]	[3位]	[4位]
委員会や生徒会活動	15.1%	25.4%	31.0%	29.1%
学校行事	13.2%	18.2%	32.2%	36.4%
部活動	32.9%	27.0%	20.8%	18.8%
宿題	38.9%	29.4%	16.1%	15.7%

(人)

〈中学運動部〉

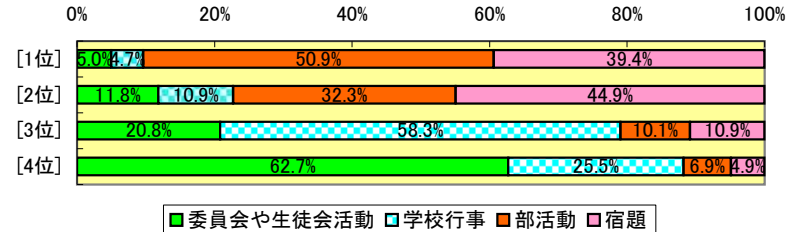


〈高校運動部〉

	[1位]	[2位]	[3位]	[4位]
委員会や生徒会活動	5.0%	11.8%	20.8%	62.7%
学校行事	4.7%	10.9%	58.3%	25.5%
部活動	50.9%	32.3%	10.1%	6.9%
宿題	39.4%	44.9%	10.9%	4.9%

(人)

〈高校運動部〉

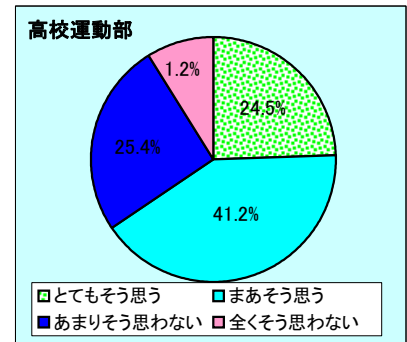
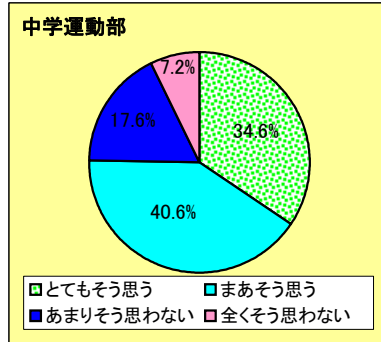


問18 技術指導ができない顧問の場合

①顧問にがんばってもらいたい

	中学運動部	高校運動部
とてもそう思う	292 34.6%	224 24.5%
まあそう思う	343 40.6%	377 41.2%
あまりそう思わない	149 17.6%	233 25.4%
全くそう思わない	61 7.2%	82 9.0%
合計	845	916

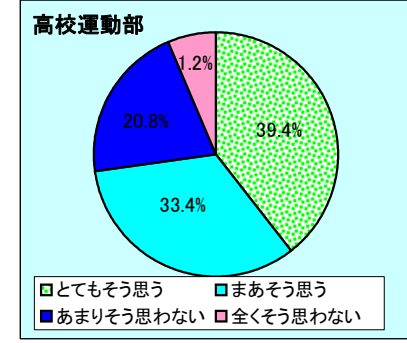
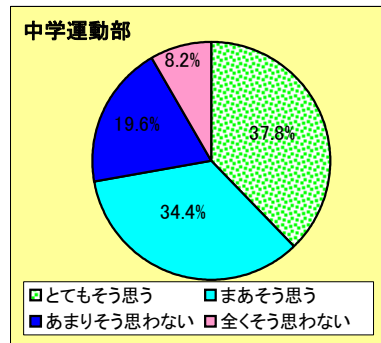
(人)



②外部指導者に来てもらいたい

	中学運動部	高校運動部
とてもそう思う	318 37.8%	361 39.4%
まあそう思う	290 34.4%	306 33.4%
あまりそう思わない	165 19.6%	191 20.8%
全くそう思わない	69 8.2%	59 6.4%
合計	842	917

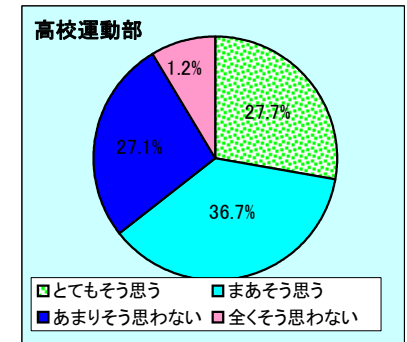
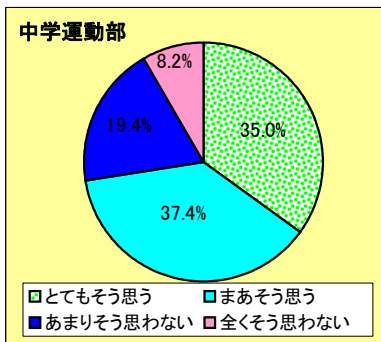
(人)



③活動場所において見守ってほしい

	中学運動部	高校運動部
とてもそう思う	295 35.0%	253 27.7%
まあそう思う	315 37.4%	335 36.7%
あまりそう思わない	163 19.4%	247 27.1%
全くそう思わない	69 8.2%	78 8.5%
合計	842	913

(人)

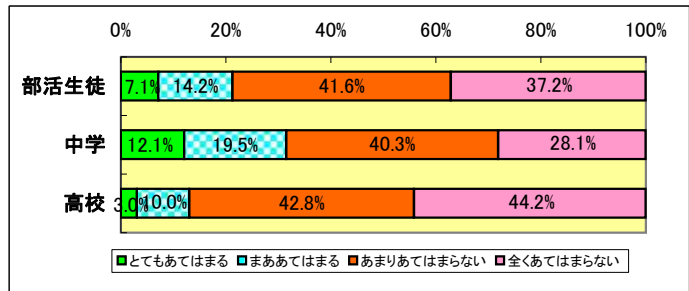


問19 部活動の悩み

①活動時間や日数が少なく、物足りない

	部活生徒	運動部生徒			
		中学		高校	
とてもあてはまる	193 7.1%	103 12.1%	28 3.0%		
まああてはまる	385 14.2%	166 19.5%	93 10.0%		
あまりあてはまらない	1,129 41.6%	344 40.3%	396 42.8%		
全くあてはまらない	1,009 37.2%	240 28.1%	409 44.2%		
合計	2,716	853	926		

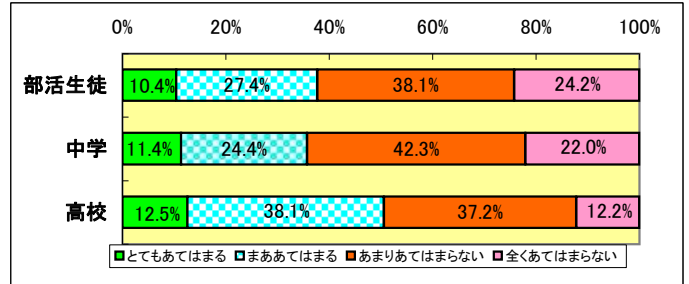
(人)



②活動時間や日数が多く、負担が大きい

	部活生徒	運動部生徒			
		中学		高校	
とてもあてはまる	282 10.4%	97 11.4%	116 12.5%		
まああてはまる	743 27.4%	208 24.4%	352 38.1%		
あまりあてはまらない	1,034 38.1%	361 42.3%	344 37.2%		
全くあてはまらない	657 24.2%	188 22.0%	113 12.2%		
合計	2,716	854	925		

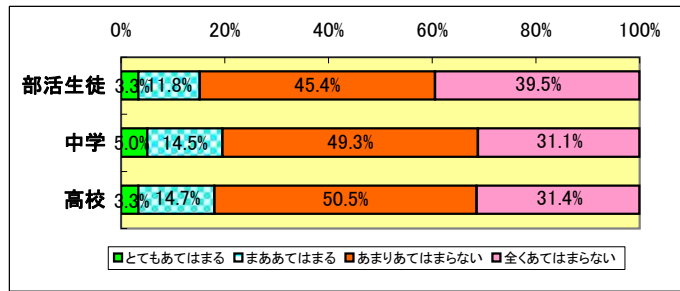
(人)



③指導が厳しすぎる

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもあてはまる	91	3.3%	43	5.0%	31	3.3%
まああてはまる	321	11.8%	124	14.5%	136	14.7%
あまりあてはまらない	1,233	45.4%	421	49.3%	468	50.5%
全くあてはまらない	1,072	39.5%	266	31.1%	291	31.4%
合計	2,717		854		926	

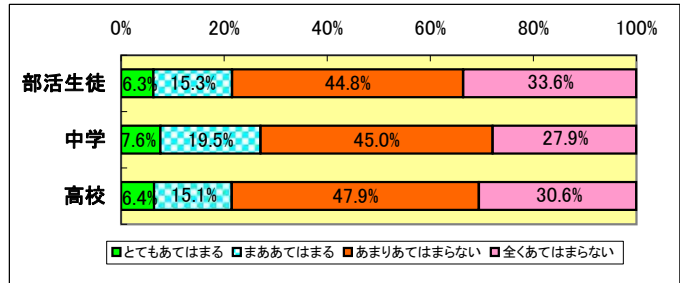
(人)



④もっと熱心に指導してほしい

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもあてはまる	170	6.3%	65	7.6%	59	6.4%
まああてはまる	415	15.3%	166	19.5%	140	15.1%
あまりあてはまらない	1,217	44.8%	384	45.0%	444	47.9%
全くあてはまらない	913	33.6%	238	27.9%	283	30.6%
合計	2,715		853		926	

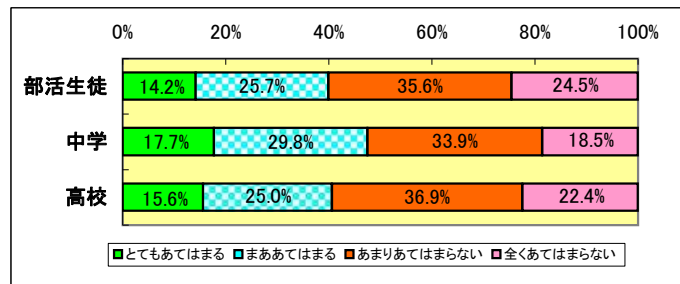
(人)



⑤もっと技術指導をしてほしい

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもあてはまる	384	14.2%	151	17.7%	144	15.6%
まああてはまる	698	25.7%	254	29.8%	231	25.0%
あまりあてはまらない	964	35.6%	289	33.9%	341	36.9%
全くあてはまらない	665	24.5%	158	18.5%	207	22.4%
合計	2,711		852		923	

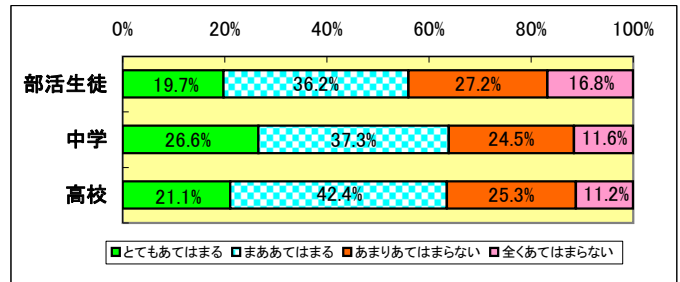
(人)



⑥大会やコンクールで成績が残せない

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもあてはまる	536	19.7%	227	26.6%	195	21.1%
まああてはまる	984	36.2%	318	37.3%	393	42.4%
あまりあてはまらない	739	27.2%	209	24.5%	234	25.3%
全くあてはまらない	457	16.8%	99	11.6%	104	11.2%
合計	2,716		853		926	

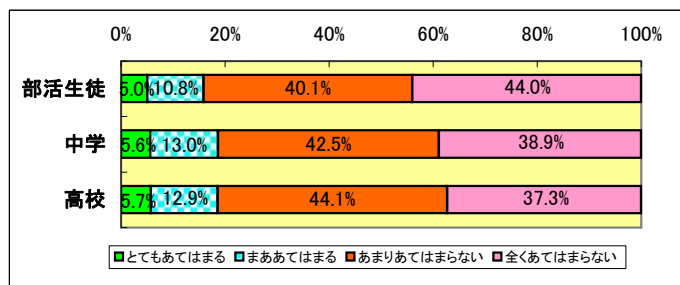
(人)



⑦顧問との人間関係がうまくいかない

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもあてはまる	137	5.0%	48	5.6%	53	5.7%
まああてはまる	294	10.8%	111	13.0%	119	12.9%
あまりあてはまらない	1,090	40.1%	363	42.5%	408	44.1%
全くあてはまらない	1,195	44.0%	332	38.9%	345	37.3%
合計	2,716		854		925	

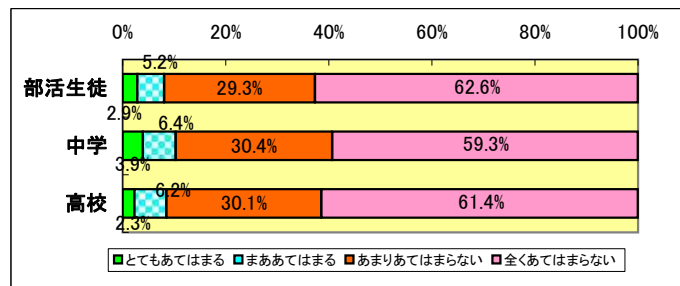
(人)



⑧外部指導者との人間関係がうまくいかない

	部活生徒		運動部生徒			
			中学		高校	
とてもあてはまる	77	2.9%	33	3.9%	21	2.3%
まああてはまる	140	5.2%	54	6.4%	57	6.2%
あまりあてはまらない	790	29.3%	256	30.4%	277	30.1%
全くあてはまらない	1,689	62.6%	500	59.3%	565	61.4%
合計	2,696		843		920	

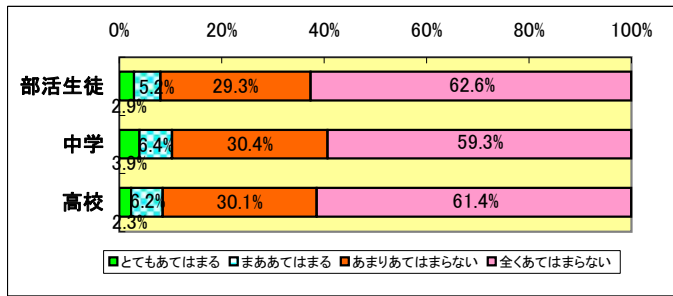
(人)



⑨部員同士の人間関係がうまくいかない

	部活生徒		運動部生徒	
	人数	割合	人数	割合
とてもあてはまる	156	5.7%	69	8.1%
まああてはまる	380	14.0%	144	16.9%
あまりあてはまらない	882	32.5%	271	31.8%
全くあてはまらない	1,296	47.8%	369	43.3%
合計	2,714		853	

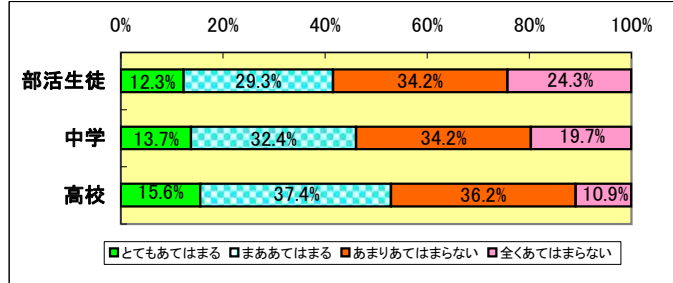
(人)



⑩勉強との両立ができない

	部活生徒		運動部生徒	
	人数	割合	人数	割合
とてもあてはまる	334	12.3%	117	13.7%
まああてはまる	795	29.3%	276	32.4%
あまりあてはまらない	928	34.2%	292	34.2%
全くあてはまらない	659	24.3%	168	19.7%
合計	2,716		853	

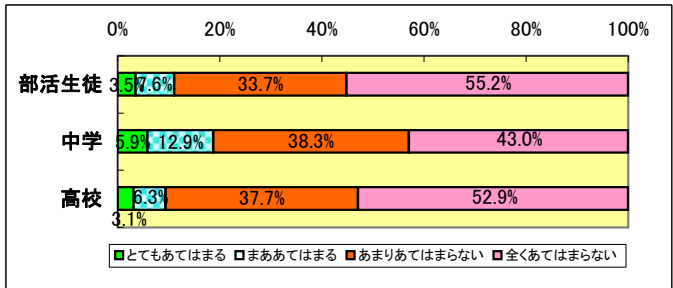
(人)



⑪家族からの期待が大きすぎる

	部活生徒		運動部生徒	
	人数	割合	人数	割合
とてもあてはまる	96	3.5%	50	5.9%
まああてはまる	206	7.6%	110	12.9%
あまりあてはまらない	916	33.7%	327	38.3%
全くあてはまらない	1,498	55.2%	367	43.0%
合計	2,716		854	

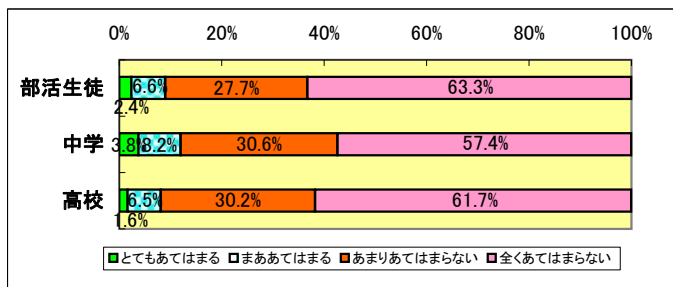
(人)



⑫家族の理解がない

	部活生徒		運動部生徒	
	人数	割合	人数	割合
とてもあてはまる	65	2.4%	32	3.8%
まああてはまる	180	6.6%	70	8.2%
あまりあてはまらない	752	27.7%	261	30.6%
全くあてはまらない	1,716	63.3%	489	57.4%
合計	2,713		852	

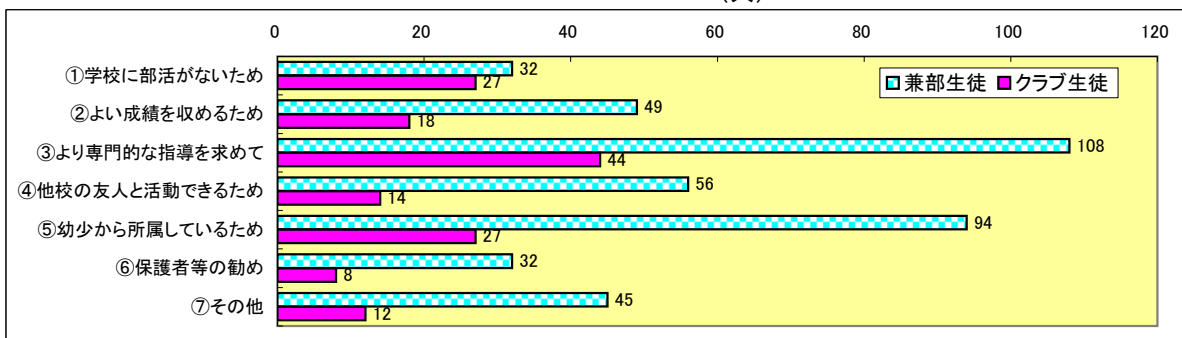
(人)



問21.25 校外クラブに所属している理由(複数回答)

	兼部生徒			クラブ生徒			総計
	人数	割合	割合	人数	割合	割合	
①学校に部活がないため	20	12	32	25	2	27	59
②よい成績を収めるため	40	9	49	18	0	18	67
③より専門的な指導を求めて	79	29	108	44	0	44	152
④他校の友人と活動できるため	48	8	56	14	0	14	70
⑤幼少から所属しているため	64	30	94	26	1	27	121
⑥保護者等の勧め	28	4	32	8	0	8	40
⑦その他	33	12	45	11	1	12	57
合計	312	104	416	146	4	150	566

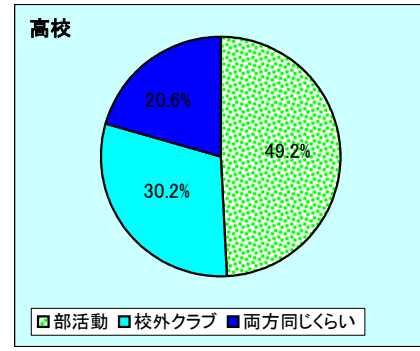
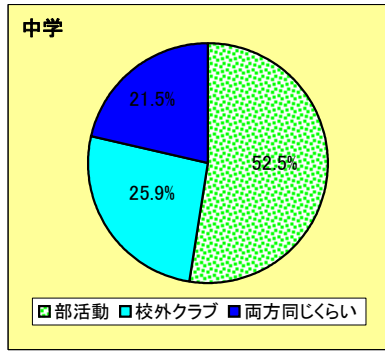
(人)



問22 兼部生徒の主な活動

	中学		高校	
部活動	83	52.5%	31	49.2%
校外クラブ	41	25.9%	19	30.2%
両方同じくらい	34	21.5%	13	20.6%
合計	158		63	

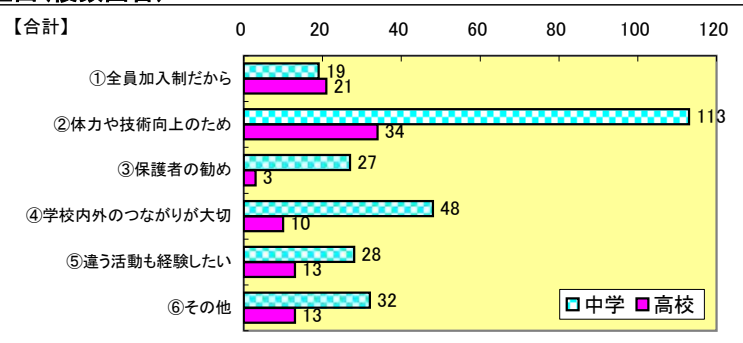
(人)



問23 部活動と校外クラブ両方に入っている理由(複数回答)

	中学	高校	合計
①全員加入制だから	19	21	40
②体力や技術向上のため	113	34	147
③保護者の勧め	27	3	30
④学校内外のつながりが大切	48	10	58
⑤違う活動も経験したい	28	13	41
⑥その他	32	13	45
合計	267	94	361

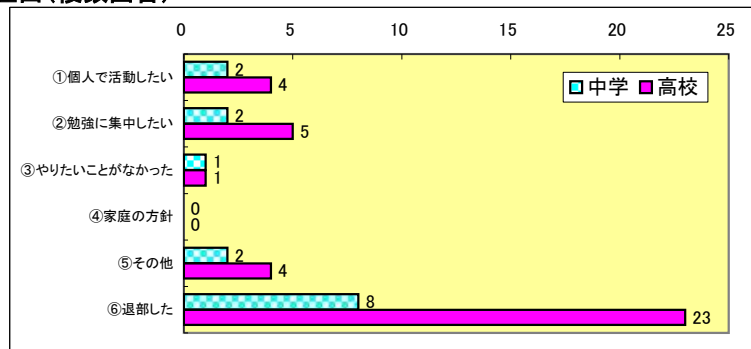
(人)



問26 部活動にも校外クラブにも所属しない理由(複数回答)

	中学	高校	合計
①個人で活動したい	2	4	6
②勉強に集中したい	2	5	7
③やりたいことがなかった	1	1	2
④家庭の方針	0	0	0
⑤その他	2	4	6
⑥退部した	8	23	31
合計	15	37	52

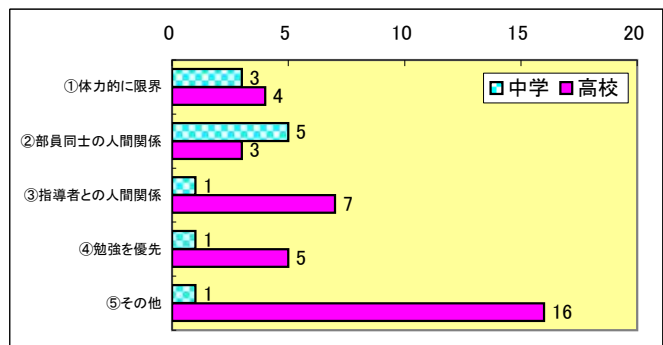
(人)



A 退部した理由(複数回答)

	中学	高校	合計
①体力的に限界	3	4	7
②部員同士の人間関係	5	3	8
③指導者との人間関係	1	7	8
④勉強を優先	1	5	6
⑤その他	1	16	17
合計	11	35	46

(人)

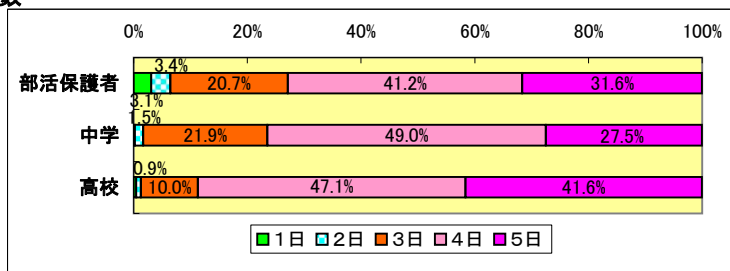


【配布版】部活動アンケート(学校部活動に所属する生徒の保護者)まとめ

問5 平日放課後の適切と思われる活動日数

	部活保護者		運動部保護者			
			中学		高校	
1日	84	3.1%	2	0.2%	4	0.4%
2日	92	3.4%	13	1.5%	8	0.9%
3日	563	20.7%	195	21.9%	93	10.0%
4日	1,124	41.2%	437	49.0%	438	47.1%
5日	862	31.6%	245	27.5%	387	41.6%
合計	2,725		892		930	

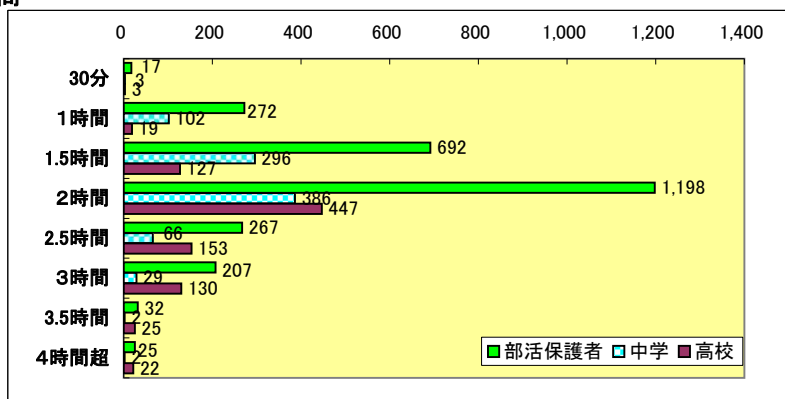
(人)



問6 平日放課後の適切と思う活動時間

	部活保護者		運動部保護者	
			中学	高校
30分	17	3	3	
1時間	272	102	19	
1.5時間	692	296	127	
2時間	1,198	386	447	
2.5時間	267	66	153	
3時間	207	29	130	
3.5時間	32	2	25	
4時間超	25	2	22	
合計	2,710	886	926	

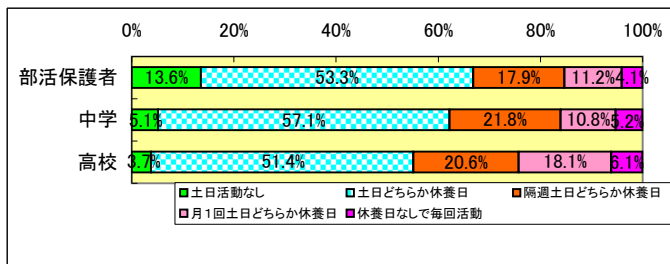
(人)



問7 適切と思う週末の活動日数

	部活保護者		運動部保護者			
			中学		高校	
土日活動なし	362	13.6%	45	5.1%	34	3.7%
土日どちらか休養日	1,422	53.3%	501	57.1%	469	51.4%
隔週土日どちらか休養日	477	17.9%	191	21.8%	188	20.6%
月1回土日どちらか休養日	299	11.2%	95	10.8%	165	18.1%
休養日なしで毎回活動	109	4.1%	46	5.2%	56	6.1%
合計	2,669		878		912	

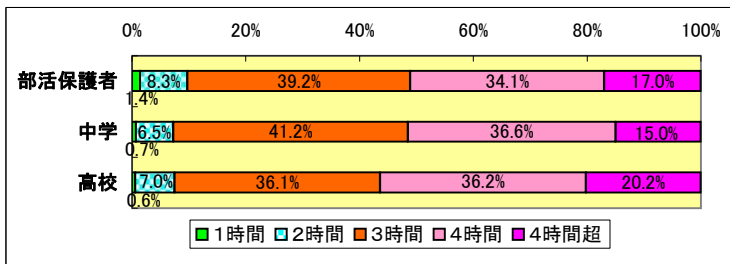
(人)



A 週休日の適切と思う活動時間

	部活保護者		運動部保護者	
			中学	高校
1時間	34	1.4%	6	0.7%
2時間	202	8.3%	56	6.5%
3時間	949	39.2%	353	41.2%
4時間	826	34.1%	313	36.6%
4時間超	412	17.0%	128	15.0%
合計	2,423		856	

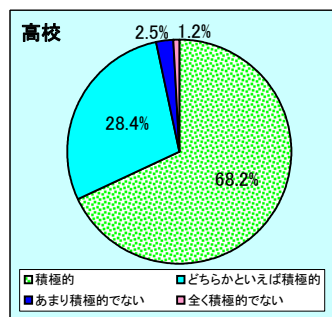
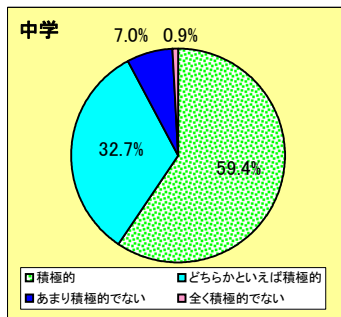
(人)



問8 お子さんが部活動に取り組む姿勢

	部活保護者		運動部保護者			
			中学		高校	
積極的	1,628	59.8%	529	59.4%	628	68.2%
どちらかといえば積極的	880	32.3%	291	32.7%	262	28.4%
あまり積極的でない	181	6.7%	62	7.0%	23	2.5%
全く積極的でない	32	1.2%	8	0.9%	8	0.9%
合計	2,721		890		921	

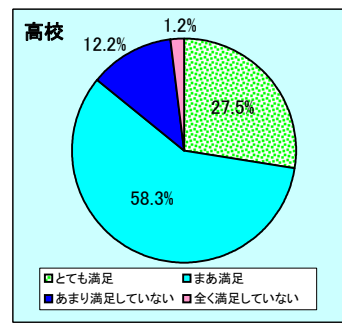
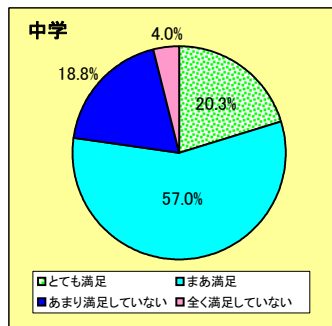
(人)



問9 保護者として部活動に満足しているか

	部活保護者		運動部保護者			
			中学		高校	
とても満足	651	24.0%	179	20.3%	253	27.5%
まあ満足	1,592	58.7%	503	57.0%	536	58.3%
あまり満足していない	402	14.8%	166	18.8%	112	12.2%
全く満足していない	69	2.5%	35	4.0%	18	2.0%
合計	2,714		883			919

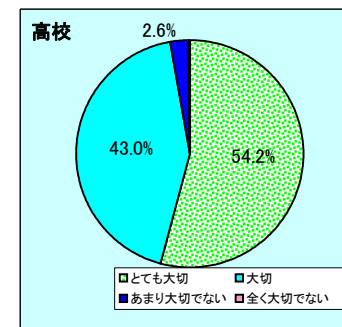
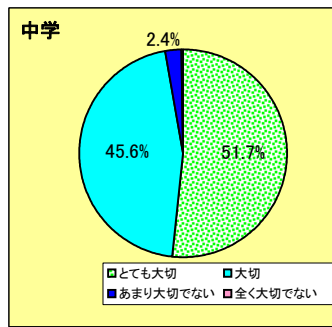
(人)



問10 部活動はお子さんにとって大切か

	部活保護者		運動部保護者			
			中学		高校	
とても大切	1,299	47.6%	460	51.7%	502	54.2%
大切	1,289	47.3%	405	45.6%	398	43.0%
あまり大切でない	130	4.8%	21	2.4%	24	2.6%
全く大切でない	10	0.4%	3	0.3%	2	0.2%
合計	2,728		889			926

(人)

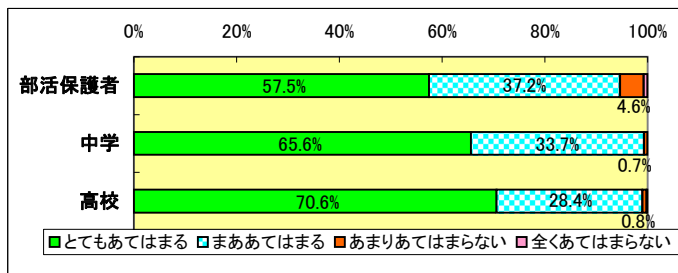


問11 部活動を通して身につけさせたいことや期待していること

①豊かな感性や、健康で丈夫な身体をつくる

	部活保護者		運動部保護者			
			中学		高校	
とてもあてはまる	1,563	57.5%	582	65.6%	653	70.6%
まああてはまる	1,012	37.2%	299	33.7%	263	28.4%
あまりあてはまらない	125	4.6%	6	0.7%	7	0.8%
全くあてはまらない	20	0.7%	0	0.0%	2	0.2%
合計	2,720		887			925

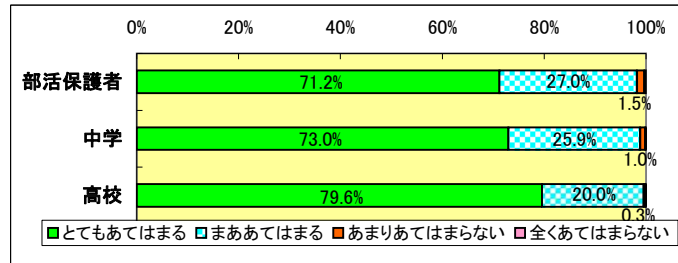
(人)



②思いやりの心や協調性を身につける

	部活保護者		運動部保護者			
			中学		高校	
とてもあてはまる	1,941	71.2%	649	73.0%	736	79.6%
まああてはまる	737	27.0%	230	25.9%	185	20.0%
あまりあてはまらない	40	1.5%	9	1.0%	3	0.3%
全くあてはまらない	8	0.3%	1	0.1%	1	0.1%
合計	2,726		889			925

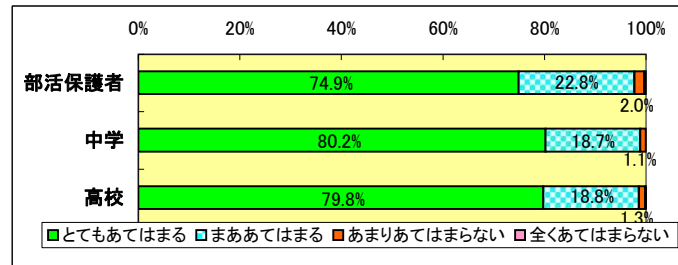
(人)



③目標に向かって最後まで努力し、達成感を味わう

	部活保護者		運動部保護者			
			中学		高校	
とてもあてはまる	2,041	74.9%	712	80.2%	737	79.8%
まああてはまる	621	22.8%	166	18.7%	174	18.8%
あまりあてはまらない	54	2.0%	10	1.1%	12	1.3%
全くあてはまらない	8	0.3%	0	0.0%	1	0.1%
合計	2,724		888			924

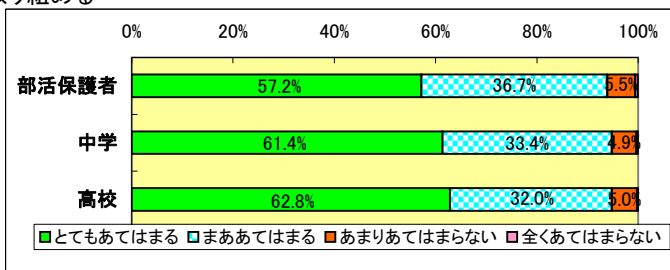
(人)



④自分に自信をもち、学校生活や勉強に意欲的に取り組める

	部活保護者		運動部保護者			
			中学		高校	
とてもあてはまる	1,558	57.2%	544	61.4%	581	62.8%
まああてはまる	998	36.7%	296	33.4%	296	32.0%
あまりあてはまらない	151	5.5%	43	4.9%	46	5.0%
全くあてはまらない	15	0.6%	3	0.3%	2	0.2%
合計	2,722		886		925	

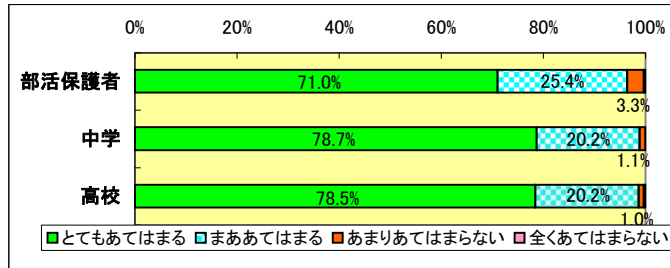
(人)



⑤あいさつや礼儀など、節度ある態度を身につける

	部活保護者		運動部保護者			
			中学		高校	
とてもあてはまる	1,935	71.0%	698	78.7%	725	78.5%
まああてはまる	691	25.4%	179	20.2%	187	20.2%
あまりあてはまらない	90	3.3%	10	1.1%	9	1.0%
全くあてはまらない	8	0.3%	0	0.0%	3	0.3%
合計	2,724		887		924	

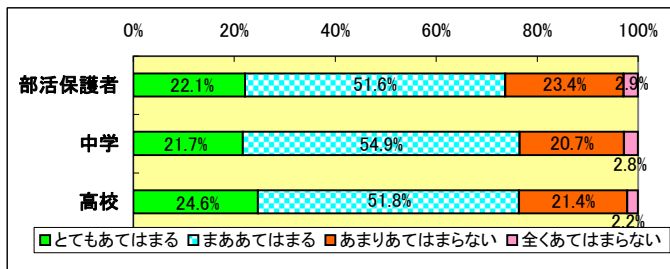
(人)



⑥高い技能を身につけ、大会等でよい成績を収める

	部活保護者		運動部保護者			
			中学		高校	
とてもあてはまる	602	22.1%	192	21.7%	228	24.6%
まああてはまる	1,405	51.6%	486	54.9%	479	51.8%
あまりあてはまらない	638	23.4%	183	20.7%	198	21.4%
全くあてはまらない	78	2.9%	25	2.8%	20	2.2%
合計	2,723		886		925	

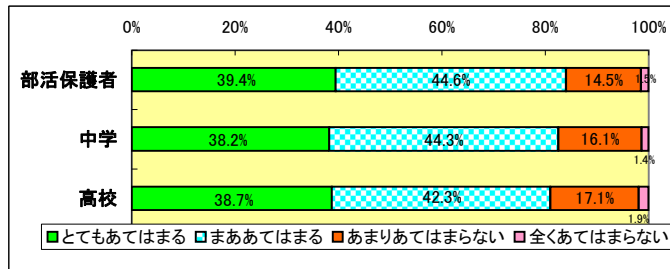
(人)



⑦結果にこだわらず、楽しく活動する

	部活保護者		運動部保護者			
			中学		高校	
とてもあてはまる	1,075	39.4%	339	38.2%	358	38.7%
まああてはまる	1,215	44.6%	393	44.3%	391	42.3%
あまりあてはまらない	395	14.5%	143	16.1%	158	17.1%
全くあてはまらない	40	1.5%	12	1.4%	18	1.9%
合計	2,725		887		925	

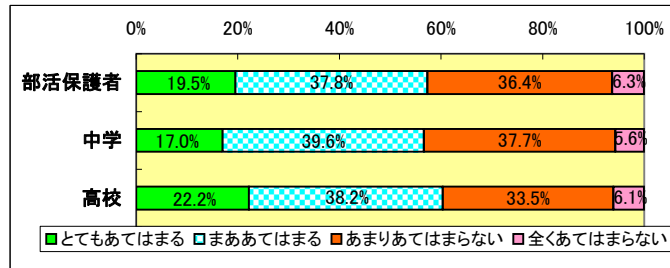
(人)



⑧進学や就職などに役立てる

	部活保護者		運動部保護者			
			中学		高校	
とてもあてはまる	531	19.5%	151	17.0%	205	22.2%
まああてはまる	1,030	37.8%	351	39.6%	353	38.2%
あまりあてはまらない	990	36.4%	334	37.7%	310	33.5%
全くあてはまらない	171	6.3%	50	5.6%	56	6.1%
合計	2,722		886		924	

(人)

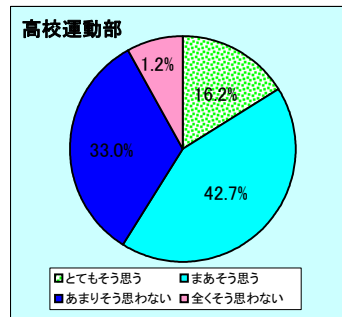
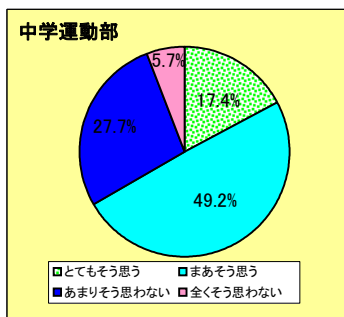


問12 技術指導ができない顧問の場合

①顧問にがんばってもらいたい

	中学運動部	高校運動部
とてもそう思う	148	144
まあそう思う	420	379
あまりそう思わない	236	293
全くそう思わない	49	71
合計	853	887

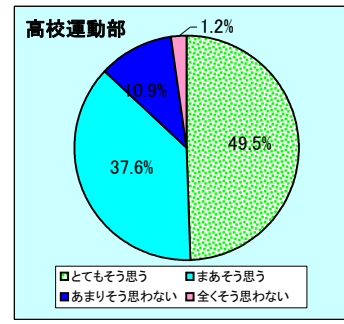
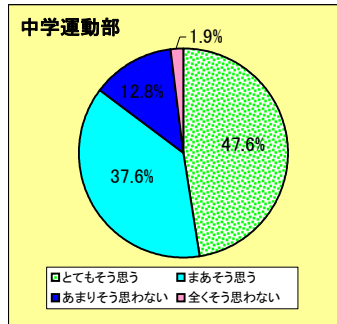
(人)



②外部指導者に来てもらいたい

	中学運動部	高校運動部
とてもそう思う	415 47.6%	450 49.5%
まあそう思う	328 37.6%	342 37.6%
あまりそう思わない	112 12.8%	99 10.9%
全くそう思わない	17 1.9%	19 2.1%
合計	872	910

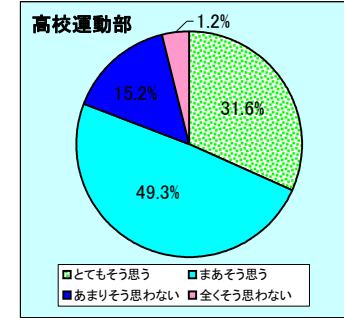
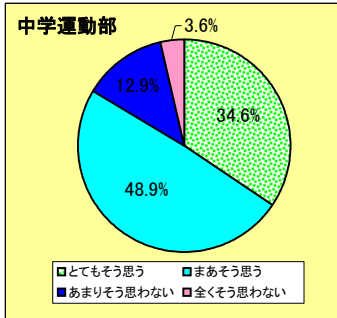
(人)



③活動場所にて見守ってほしい

	中学運動部	高校運動部
とてもそう思う	296 34.6%	281 31.6%
まあそう思う	419 48.9%	439 49.3%
あまりそう思わない	110 12.9%	135 15.2%
全くそう思わない	31 3.6%	35 3.9%
合計	856	890

(人)

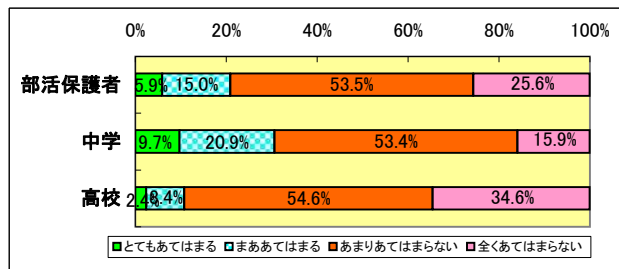


問13 保護者として感じる部活動の悩み

①活動時間や日数が少なく、物足りない

	部活保護者		運動部保護者	
	中学	高校	中学	高校
とてもあてはまる	160 5.9%	86 9.7%	22 2.4%	
まああてはまる	408 15.0%	185 20.9%	77 8.4%	
あまりあてはまらない	1,453 53.5%	473 53.4%	501 54.6%	
全くあてはまらない	696 25.6%	141 15.9%	317 34.6%	
合計	2,717	885	917	

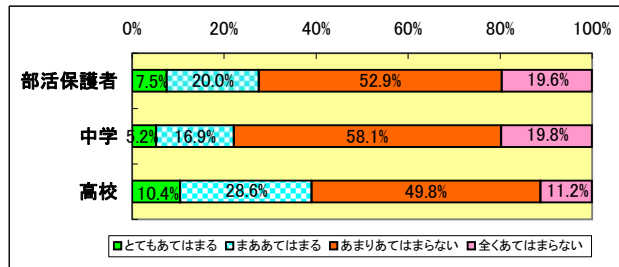
(人)



②活動時間や日数が多く、負担が大きい

	部活保護者		運動部保護者	
	中学	高校	中学	高校
とてもあてはまる	204 7.5%	46 5.2%	96 10.4%	
まああてはまる	543 20.0%	149 16.9%	263 28.6%	
あまりあてはまらない	1,434 52.9%	512 58.1%	458 49.8%	
全くあてはまらない	532 19.6%	174 19.8%	103 11.2%	
合計	2,713	881	920	

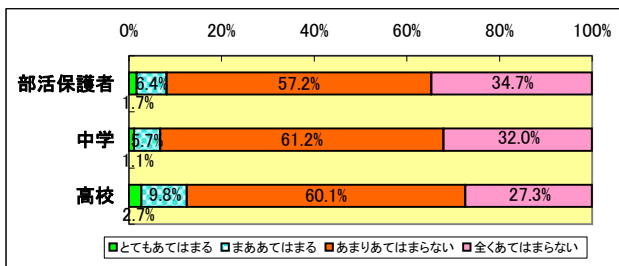
(人)



③指導が厳しすぎる

	部活保護者		運動部保護者	
	中学	高校	中学	高校
とてもあてはまる	46 1.7%	10 1.1%	25 2.7%	
まああてはまる	175 6.4%	50 5.7%	90 9.8%	
あまりあてはまらない	1,554 57.2%	540 61.2%	552 60.1%	
全くあてはまらない	942 34.7%	283 32.0%	251 27.3%	
合計	2,717	883	918	

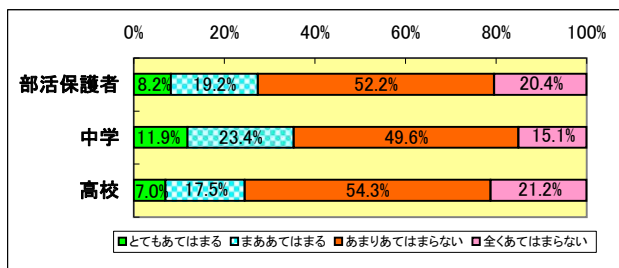
(人)



④もっと熱心に指導してほしい

	部活保護者		運動部保護者	
	中学	高校	中学	高校
とてもあてはまる	222 8.2%	105 11.9%	64 7.0%	
まああてはまる	521 19.2%	207 23.4%	160 17.5%	
あまりあてはまらない	1,416 52.2%	438 49.6%	496 54.3%	
全くあてはまらない	553 20.4%	133 15.1%	194 21.2%	
合計	2,712	883	914	

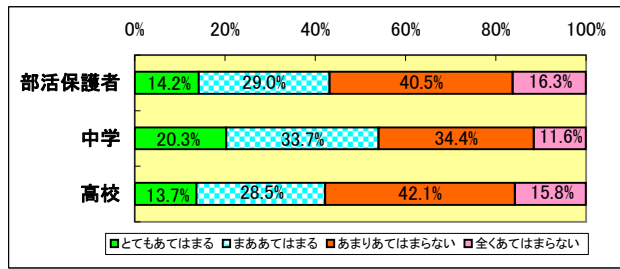
(人)



⑤もっと技術指導をしてほしい

	部活保護者		運動部保護者	
	中学	高校	中学	高校
とてもあてはまる	384	14.2%	179	20.3%
まああてはまる	786	29.0%	297	33.7%
あまりあてはまらない	1,097	40.5%	303	34.4%
全くあてはまらない	440	16.3%	102	11.6%
合計	2,707		881	913

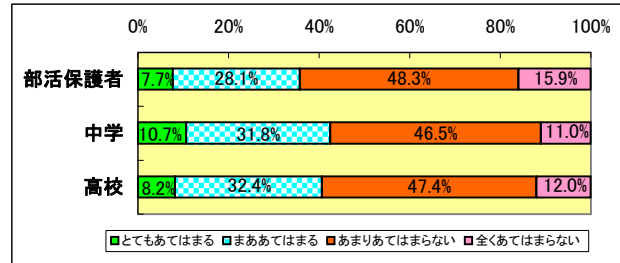
(人)



⑥大会やコンクールで成績が残せない

	部活保護者		運動部保護者	
	中学	高校	中学	高校
とてもあてはまる	209	7.7%	94	10.7%
まああてはまる	760	28.1%	279	31.8%
あまりあてはまらない	1,308	48.3%	408	46.5%
全くあてはまらない	432	15.9%	97	11.0%
合計	2,709		878	916

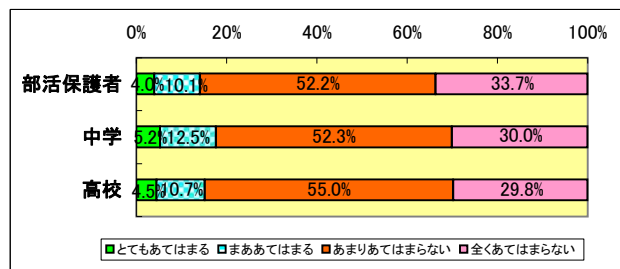
(人)



⑦顧問との人間関係がうまくいかない

	部活保護者		運動部保護者	
	中学	高校	中学	高校
とてもあてはまる	108	4.0%	46	5.2%
まああてはまる	274	10.1%	110	12.5%
あまりあてはまらない	1,415	52.2%	461	52.3%
全くあてはまらない	912	33.7%	265	30.0%
合計	2,709		882	914

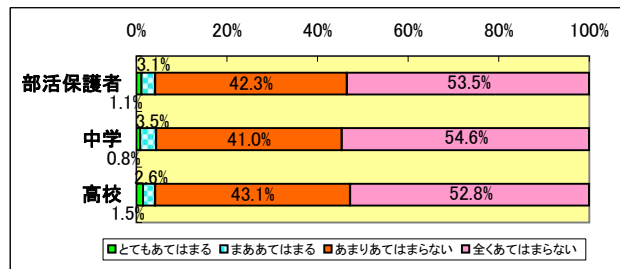
(人)



⑧外部指導者との人間関係がうまくいかない

	部活保護者		運動部保護者	
	中学	高校	中学	高校
とてもあてはまる	29	1.1%	7	0.8%
まああてはまる	81	3.1%	30	3.5%
あまりあてはまらない	1,109	42.3%	347	41.0%
全くあてはまらない	1,403	53.5%	462	54.6%
合計	2,622		846	868

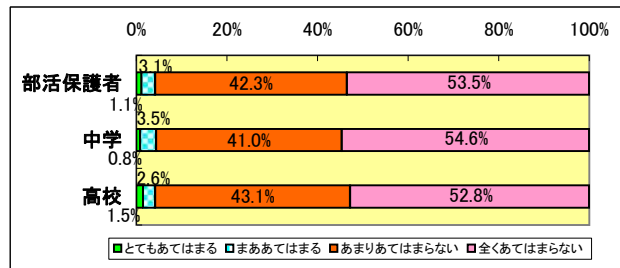
(人)



⑨部員同士の人間関係がうまくいかない

	部活保護者		運動部保護者	
	中学	高校	中学	高校
とてもあてはまる	66	2.4%	27	3.1%
まああてはまる	226	8.3%	99	11.3%
あまりあてはまらない	1,337	49.3%	457	51.9%
全くあてはまらない	1,081	39.9%	297	33.8%
合計	2,710		880	917

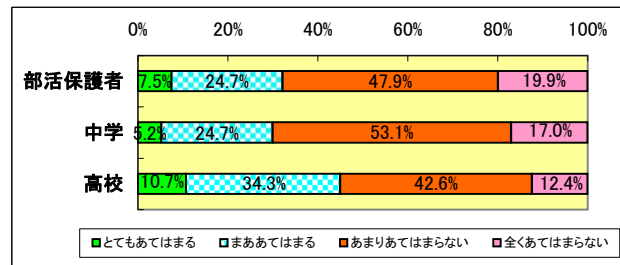
(人)



⑩勉強との両立ができない

	部活保護者		運動部保護者	
	中学	高校	中学	高校
とてもあてはまる	203	7.5%	46	5.2%
まああてはまる	671	24.7%	218	24.7%
あまりあてはまらない	1,299	47.9%	468	53.1%
全くあてはまらない	541	19.9%	150	17.0%
合計	2,714		882	918

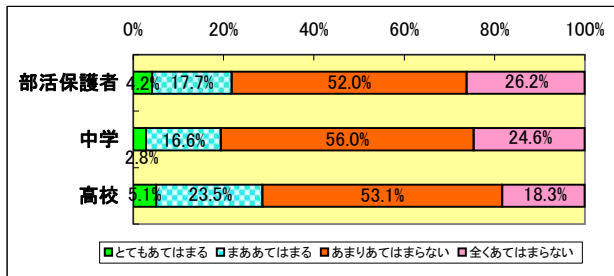
(人)



⑪家族のふれあいの時間がとれない

	部活保護者		運動部保護者			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
とてもあてはまる	113	4.2%	25	2.8%	47	5.1%
まああてはまる	480	17.7%	146	16.6%	216	23.5%
あまりあてはまらない	1,412	52.0%	494	56.0%	488	53.1%
全くあてはまらない	711	26.2%	217	24.6%	168	18.3%
合計	2,716		882		919	

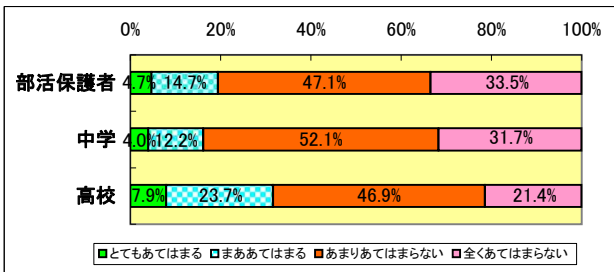
(人)



⑫部活動の費用負担が大きい

	部活保護者		運動部保護者			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
とてもあてはまる	128	4.7%	35	4.0%	73	7.9%
まああてはまる	400	14.7%	108	12.2%	218	23.7%
あまりあてはまらない	1,280	47.1%	460	52.1%	431	46.9%
全くあてはまらない	910	33.5%	280	31.7%	197	21.4%
合計	2,718		883		919	

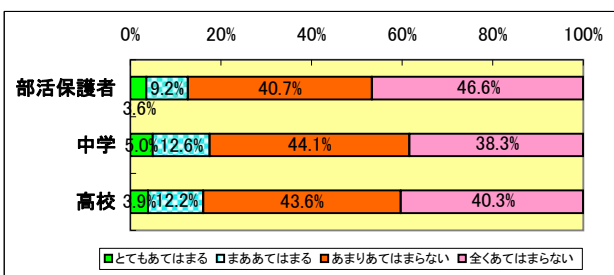
(人)



⑬保護者会の負担が大きい

	部活保護者		運動部保護者			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
とてもあてはまる	97	3.6%	44	5.0%	36	3.9%
まああてはまる	249	9.2%	111	12.6%	112	12.2%
あまりあてはまらない	1,105	40.7%	390	44.1%	400	43.6%
全くあてはまらない	1,267	46.6%	339	38.3%	370	40.3%
合計	2,718		884		918	

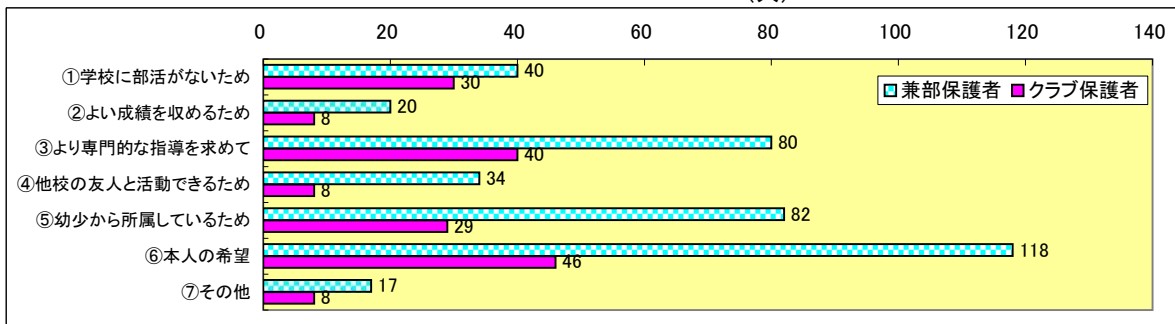
(人)



問14, 17 校外クラブに所属している理由(複数回答)

	兼部保護者			クラブ保護者			総計
	人数	割合	割合	人数	割合	割合	
①学校に部活がないため	27	13	40	29	1	30	70
②よい成績を収めるため	15	5	20	7	1	8	28
③より専門的な指導を求めて	62	18	80	39	1	40	120
④他校の友人と活動できるため	27	7	34	8	0	8	42
⑤幼少から所属しているため	57	25	82	28	1	29	111
⑥本人の希望	86	32	118	44	2	46	164
⑦その他	12	5	17	7	1	8	25
合計	286	105	391	162	7	169	560

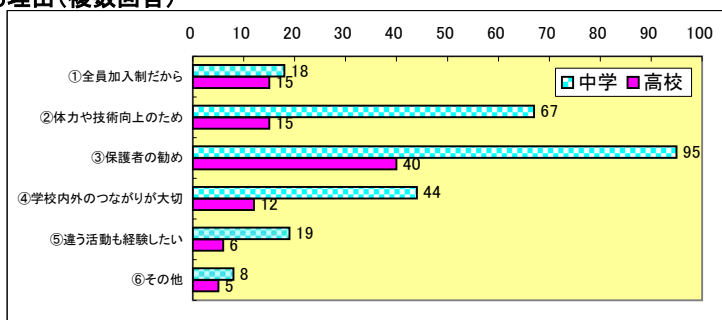
(人)



問15 部活動と校外クラブ両方に入っている理由(複数回答)

	中学	高校	合計
①全員加入制だから	18	15	33
②体力や技術向上のため	67	15	82
③保護者の勧め	95	40	135
④学校内外のつながりが大切	44	12	56
⑤違う活動も経験したい	19	6	25
⑥その他	8	5	13
合計	251	93	344

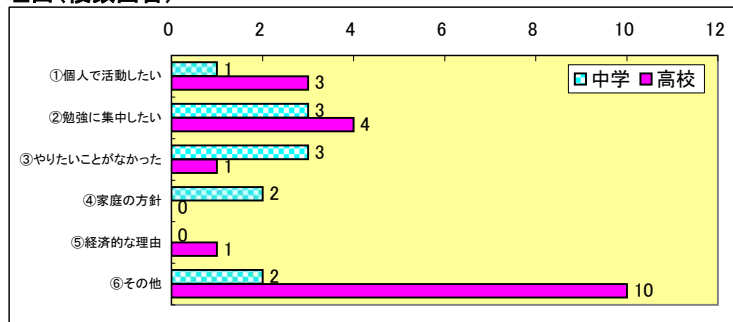
(人)



問18 部活動にも校外クラブにも所属しない理由(複数回答)

	中学	高校	合計
①個人で活動したい	1	3	4
②勉強に集中したい	3	4	7
③やりたいことがなかった	3	1	4
④家庭の方針	2	0	2
⑤経済的な理由	0	1	1
⑥その他	2	10	12
合計	11	19	17

(人)



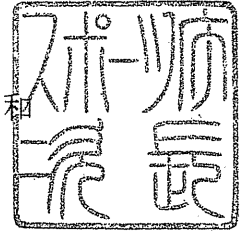


28ス庁第704号
平成29年3月14日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
殿

スポーツ庁次長

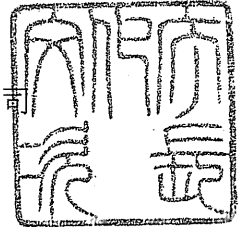
高橋道和



(印影印刷)

文化庁次長

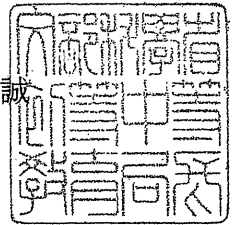
中岡



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

藤原



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第4号）」が平成29年3月14日に公布され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部（以下「学校」という。）におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにするものです。

本改正の概要及び留意事項等は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、本通知の内容について指導、助言及び周知をお願いいたします。都道府県知事におかれては所轄の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては認可した株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の内容について十分周知をお願いいたします。

記

第1 改正の概要

本改正は、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにするものであること。

第2 留意事項

1 部活動指導員の職務

- (1) 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事すること。
- (2) 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられること。なお、部活動指導員が置かれる場合であっても、これらの職務を教諭等が行うことを妨げるものではないこと。

- ・実技指導
- ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ・用具・施設の点検・管理
- ・部活動の管理運営（会計管理等）
- ・保護者等への連絡
- ・年間・月間指導計画の作成

部活動指導員が作成する場合は、学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図るためなど必要に応じ教諭等と連携して作成し、校長の承認を得ること。

- ・生徒指導に係る対応

部活動指導員は、部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめや暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに教諭等に連絡し、教諭等とともに学校として組織的に対応を行うこと。

・事故が発生した場合の現場対応

部活動指導員は、事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行い、必ず教諭等へ報告すること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教諭等に連絡すること。

- (3) 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができること。また、教諭等の顧問を置かず、部活動指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、上記(2)にあるように年間・月間指導計画の作成、生徒指導、事故が発生した場合の対応等の必要な職務に当たらせること。
- (4) 部活動指導員は、当該部活動の顧問である教諭等や上記(3)の部活動を担当する教諭等と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分に図ること。

2 部活動指導員に係る規則等の整備

学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備すること。当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬や費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する事項等必要な事項を定めること。

なお、災害補償については、地方公共団体において部活動指導員を非常勤職員として任用する場合、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第3条第2項により、労働者災害補償保険の適用となることに留意すること。

3 部活動指導員の任用

部活動指導員の任用に当たっては、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者とする。

4 部活動指導員に対する研修

学校の設置者及び学校は、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）等を踏まえ、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行うこと。研修においては、部活動が学校教育の一環であること等部活動の位置付けや部活動が生徒の学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであること等教育的意義のほか、学校全体や各部の活動の目標や方針を熟知すること、生徒の発達段階に応じた科学的な指導を行うこと、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰が禁止されていること、服務（部活動指導員が校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）を遵守すること等について、十分に理解させること。

5 生徒の事故への対応

学校の管理下において部活動指導員が部活動の指導を行った際に生徒に負傷等の事故が発生した場合であっても、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用となること。

6 適切な練習時間や休養日の設定

学校の設置者及び学校は、部活動指導員による指導を行う場合であっても、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、生徒における様々な無理や弊害を生むことから、「平成28年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の取扱い及び活用について」（平成29年1月6日付け28ス庁第540号）も踏まえ、練習時間や休養日を適切に設定すること。

なお、文部科学省においては、平成29年度に部活動に関する総合的な実態調査等を行い、平成30年3月末を目途に、スポーツ医・科学の観点や学校生活等への影響を考慮した練習時間や休養日の設定を含む「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を策定することとしていること。

7 生徒、保護者及び地域に対する理解の促進

学校の設置者及び学校は、部活動に対する生徒や保護者、地域の関心が高いことから、部活動指導員の配置に当たっては、事前に情報提供を行うなど、生徒や保護者等の理解を得るよう努めること。また、学校の設置者は、部活動指導員の確保に資するため、地域の体育協会、スポーツ団体及びスポーツクラブ等との連携を積極的に図ること。

第3 施行期日

本施行通知に係る省令については、平成29年4月1日から施行することとしたこと。

別添資料

【別添1】学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年3月14日文部科学省令第4号）

【別添2】新旧対照表

【本件担当】

<運動部活動に関すること>

スポーツ庁政策課学校体育室

電話：03-5253-4111（内線3777）

<文化部活動に関すること>

文化庁文化部芸術文化課

電話：03-5253-4111（内線2828）

<学校教育全般に関すること>

初等中等教育局初等中等教育企画課

電話：03-5253-4111（内線2346）

教 健 第 2 4 号
平成30年 4 月 9 日

各 県 立 学 校 長 様

健 康 体 育 課 長

県立学校に勤務する部活動指導員の身分等取扱の運用について(通知)

このことについて、静岡県立学校の非常勤職員身分等取扱要綱（平成30年 2 月27日付け教総第305号。以下「要綱」という。）第22条の規定に基づき、要綱第 2 条第 1 項第16号に規定する部活動指導員に規定する（以下「指導員」という。）の身分等の取扱いに関し、下記のとおり定めたので通知します。

記

1 第 1 条(趣旨)関係

学校に勤務する指導員の身分は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職であり、一般職である臨時的任用教職員とは適用される法律が異なるので留意する。

2 第 2 条(非常勤職員の種類)関係

(1) 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事し、次のアからサに掲げる業務を行うことができる。また、校長は、部活動指導員に対し部活動の顧問を命ずることができる。

ア 部活動の練習等の実技指導

イ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導

ウ 学校外での活動（練習試合・大会等）の引率

エ 用具・施設等の点検・管理

オ 部活動の管理運営

カ 部活動の会計管理

キ 年間・月間指導計画の作成（部活動指導員が作成する場合は、学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図るためなど教諭等と連携して作成し、校長の承認を得ること）

ク 保護者への連絡

ケ 生徒指導に係る対応（部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめや暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに教諭等に連絡し、教諭等とともに学校として組織的に対応すること）

コ 事故が発生した場合の対応（応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連

絡等を行い、必ず教諭等へ報告すること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教諭等に連絡すること)

サ その他配置校の部活動の充実及び支援のため、特に校長が必要と認めた業務

- (2) 校長は、部活動指導員を部活動の顧問として命じた場合は、当該部活動を担当する職員（以下「部活動担当職員」という。）を指定し、部活動指導員の業務への対応等、必要な職務に当たらせる。
- (3) 部活動指導員は、担当する部活動の顧問である職員（以下「部活動顧問」という。）や部活動担当職員と、日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行い、連携を十分に図る。

3 第3条(任用手続)関係

- (1) 部活動指導員の任用条件は、次のいずれかの事項に該当し、部活動の教育的意義を理解し、部活動指導に必要な知識・技能を有する者とする。
 - ア 教員免許状を有する者
 - イ 「しずおかスポーツ人材バンク」にスポーツ指導者として認定されている者
- (2) 校長は、(1)イに該当する者を部活動指導員として任用するときは、当該任用予定者に対し、「しずおかスポーツ人材バンク指導者認定証」の写しの提出を求めること。
- (3) 健康診断書は要綱様式第2号を使用し、医師の所見がある場合には、勤務に支障がない状態であることを確認すること。

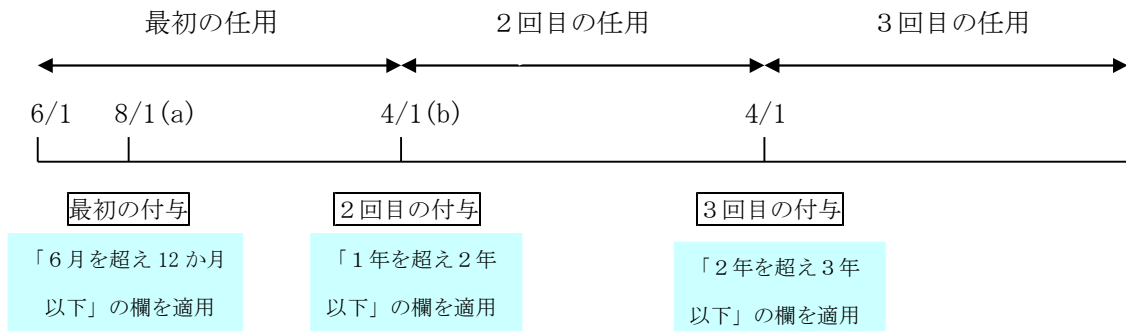
4 第6条(勤務時間等)関係

- (1) 部活動指導員が、他の非常勤職員の職を兼ねている場合には、1日について部活動指導員の勤務時間と他の非常勤職員の職の勤務時間との合計を7時間45分以内とする。また、1週間当たりについても部活動指導員の勤務時間と他の非常勤職員の職の勤務時間との合計を29時間以内とする。
- (2) (1)による他の非常勤職員の職が非常勤講師の場合、1日及び1週間の授業等の時間数の勤務時間への換算については、単位時間ではなく実際の授業等の従事時間を基に行うこと。(1単位時間＝1時間ではなく、実際の授業等の従事時間(50分等)とする。)
- (3) 研修の業務における勤務時間は、研修の開始から終了までの時間を対象とし、移動時間は含まない。ただし、移動中であっても労働者災害補償保険法は適用される。
- (4) 生徒引率の業務における勤務時間は、生徒引率の開始から終了までの時間を対象とし、引率開始前及び引率終了後の移動時間は含まない。ただし、移動中であっても労働者災害補償保険法は適用される。

5 第8条(年次有給休暇)関係

- (1) 年次有給休暇は、最初に任用された日から2か月を経過した日(a)に、要綱別表第2に基づく日数を付与する。前年度に引き続き任用され、すでに2か月継続して勤務している場合(b)は、最初の任用期間と新たな任用期間の合計期間に相当する欄に基づく日数を2回目の任用日(b)に付与する。

(例)



- (2) 「全勤務日の8割以上の勤務」とは、任用日から起算して2か月間の勤務時間が割り振られた日(休日を除く。)に対して勤務した日が8割以上あることをいう。この場合において、「勤務した日」とは1日の勤務時間のうち、一部でも勤務した日をいい、この割合を算定する場合に限り、第9条に規定する有給休暇、第10条に規定する無給休暇及び第11条に規定する育児休業の期間についても、すべて「勤務した日」とみなして取り扱う。
- (3) 任用日以降2か月の全勤務日の8割以上勤務していなかった場合は、それ以降勤務実績が8割以上となった時点で規定により得られる日数を付与する。
- (4) 時間単位で年次有給休暇を取得する場合の時間の日への換算方法は次のとおりとする。

1週間の勤務時間を1週間の勤務を割振られた日数で除して得た時間数(1分未満の端数は切り捨て)をもって1日とする。

(例) 週3日、20時間勤務の場合→ $20 \text{ 時間} \div 3 \text{ 日} = 6.66 \dots \text{時間/日}$ →6時間39分/日

- (5) 部活動指導員が、同一校または他校における非常勤職員の職と兼ねている場合、それぞれの任用条件により、個別に年休を付与する。
- (6) 休暇簿については、本務職員に準じて作成する。

6 第9条(年次有給休暇以外の有給休暇)関係

- (1) 第1項第4号に規定する有給休暇は、平成20年2月15日付け教福第341号福利課長通知「非常勤職員等の定期健康診断について」及び平成22年4月7日付け教福号外福利課長通知「非常勤職員等の定期健康診断について」の対象者に限る。なお、健康診断のうち、業務遂行との関連において実施される腰痛健康診断及びVDT作業従事者健康診断を受診する場合には、職務として取り扱う。
- (2) 第1項第5号に規定する「その他の感染症予防上必要な措置により勤務することが不適當な場合」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に該当する場合とする。
- (3) 第1項第10号に規定する有給休暇については、自然災害や学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の臨時休業による授業中止の場合を含むものとする。(平成24年10月10日付け教人号外学校人事課長通知「台風来襲等に係る非常勤職員の服務について(通知)」参照)

7 第10条(無給休暇)関係

- (1) 第1項第2号に規定する休暇期間中の社会保険については、本人からの申し出により免除される。
- (2) 第1項第3号に規定する休暇については、校長がやむを得ない事情があると認めた場合は、1日の2回分(60分)を連続して取得することができる。

(3) 無給休暇の請求書類は本務職員に準じるものとする。

8 第 11 条（育児休業）関係

(1) 雇用保険加入者は、一定要件の下で、育児休業給付金が支給される。なお、育児休業期間中は無給のため雇用保険の保険料は発生しない。

(2) 社会保険については、本人からの申し出により育児休業期間中の保険料が免除される。

(3) 前号の規定は要綱第 10 条第 1 項第 7 号に規定する休暇及び第 12 条に規定する部分休業に準用する。

9 第 12 条（部分休業）関係

(1) 3 歳に満たない子を養育する部活動指導員が次のいずれにも該当する場合、部分休業をすることができる。

ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である部活動指導員

イ 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている部活動指導員

ウ 1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上の部活動指導員

(2) 部分休業の承認は、正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

(3) 第 10 条第 1 項第 3 号又は同項第 8 号に規定する無給休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該無給休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(4) 当該部活動指導員については、1 日について定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(5) 部分休業の請求に係る書類は本務職員に準じるものとする。

10 第 16 条（通勤手当相当報酬）関係

部活動指導員が、同一校における他の非常勤職員の職を兼ねている場合、当該非常勤職員の職における通勤手当の支給対象となる日については、通勤手当の支給対象としない。

11 第 18 条（支給方法）関係

(1) 基本報酬、通勤手当相当報酬及び宿日直手当相当報酬は、前月初日から前月末日までの勤務実績に応じて、翌月 10 日（以下「基本支給日」という。）に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その前においてその日に最も近い休日等でない日とする。

(2) 基本支給日と当該基本支給日の前月末日との間に、休日等でない日が 3 日以上ない月にあつては、前号の規定にかかわらず、基本支給日の翌日に支給するものとする。

(3) 基本報酬を算出するに当たり、勤務時間の合計に 1 時間未満の端数が生じた場合の計算方法及び端数処理は、次のとおりとする。

ア 基本報酬の計算方法

（時間数＋時間未満の端数（分）／60 分）×勤務 1 時間当たりの額

イ 端数処理の方法

前号の計算方法により 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

12 第 19 条（旅費）関係

部活動指導員の自家用車出張については、自家用車の公務使用に関する要綱（平成 10 年 4 月 8

日付け教高第 31 号高校教育課長通知、養護教育課長通知) を準用し、同要綱第 3 条の「公務の円滑な執行に資するため自家用車の使用がやむを得ないと認めた用務」で自家用車の公務使用に関する要領第 3 条の「公務の遂行が著しく遅滞し、又は困難となる場合」に該当すると校長が判断した場合に、自家用車出張を命ずることを可能とする。

13 研修

- (1) 部活動指導員は、事前研修及び定期研修に参加しなければならない。
- (2) 事前研修は校内研修とし、部活動指導員としての業務を行う前に、必ず実施すること。
- (3) 定期研修は県教育委員会主催研修とし、県教育委員会からの通知により参加すること。

14 適用日

平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

事故の防止及び対応について

部活動は、教育活動の一環であることから、何を置いても生徒の安全が優先されます。そのため、教職員は、生徒の健康・安全に対する意識を高め、事故の未然防止やけがの予防に万全を期さねばなりません。

しかし一方で、事故やけがの根絶は大変困難なため、学校全体で「命を守る」体制を整備する必要もあります。例えば、部活動中のけがや事故、疾病が発生（発症）した場合、学校が備えている危機管理マニュアル等に即し、顧問だけでなく管理職や養護教諭を含めたチームで対応するなど、学校や教職員が果たすべき役割などを事前に徹底しておくことはとても重要です。

(1) 事故等の防止

ア 健康管理

- ・ 日頃から健康管理について関心や意識を持たせ、適度な休養や栄養の補給に留意する。
- ・ 顧問は、生徒の健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒に対しては無理をさせず、活動内容を制限したり、休ませたりするなどの対応を確実に行う。また、生徒が体調等も顧問に相談できるような関係を築く。
- ・ 健康診断等で異常が認められた生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態を常に把握する。
- ・ 顧問自身も、自らの心身の健康維持に配慮した指導をするよう努める。

イ 身体能力管理

- ・ 学年や活動歴等の個人差に十分配慮した活動内容と方法を工夫し、計画的な指導を行う。特に高校に入学した直後の1年生は上級生と体格、体力等に差がある。また、受験勉強等で長期に渡って運動を実施していない可能性があるため、運動の強度には十分に注意する。
- ・ 新しい練習内容や難易度の高い技術の練習は、必ず顧問の指導の下で実施するとともに、個人や集団の能力に応じた練習方法で行う。

ウ 競技の特性を踏まえた合理的な指導

- ・ 運動部活動では、その競技の特性を踏まえた指導が必要である。主運動につながる準備運動を十分に行い、基礎的・基本的な技能を習得する練習を段階的にを行い、事故を未然に防ぐようにする。

エ 施設・設備・用具の安全点検と安全指導

- ・定期点検日を設けるなど、学校全体で安全意識を高めるとともに、使用前には必ず、練習場所、使用器具の整備・点検を実施し、生徒に対しても安全確認の習慣化を図る。
- ・移動体育施設の転倒等については、死亡事故に繋がる可能性が高いため、転倒等しないよう、しっかりと固定をする。
- ・施設、設備、用具等は、使用方法に従って正しく使用し、使用後の整備や収納の仕方等についても指導を行い、安全管理を徹底させる。
- ・活動中は、施設の広さと活動人数を考慮する必要がある。狭い場所で、多の人数の活動をする場合には、練習内容、約束事を徹底する。

オ 自然条件の把握

- ・豪雨、突風、雷等、突然天候の急変や、地震等の自然災害への対応が迅速で的確に行えるよう、常に備えておく。
- ・天候の急変には十分に気を配り、気象情報の収集と確認を徹底する。また、活動中だけでなく、下校時の安全も考え、早めに判断をする。
- ・地震等、緊急時の対応は、学校全体で判断し、対応することが重要である。何よりも、生徒の命を最優先する。
- ・熱中症のリスクを考え、気温、湿度、生徒の体調等に即した活動内容の軽減等、適切な配慮をする。

カ 熱中症事故の防止

- ・熱中症を防止するためには、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底すること。
- ・熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。(別添資料を参照)
- ・熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温(25～30℃)でも湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。
- ・気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。

キ AEDの設置場所の確認

- ・練習や試合等で、突然生徒が倒れた場合、意識、呼吸、脈拍の有無の確認し、意識がなく、普段どおりの呼吸がない場合には直ちに心肺蘇生法を行う。
- ・いち早く、AEDを使用することが、命を繋ぐ重要なポイントになるため、AEDの設置場所を確認しておくことが必要になる。
- ・対外試合等、外部に出かけた場合においても、その施設のAED設置場所を確実に把握しておく。

(2) 事故発生時及び発生後の対応

部活動中のけがや事故、疾病に対しては、迅速且つ的確に対応しなければなりません。まずは、冷静に周りを見て、決して一人で対応するのではなく、協力者を呼ぶことが重要となります。

また、現在の状況と発生（発症）時の状況をしっかり確認し、負傷者には慎重な対応を心掛けねばなりません。

ア 直ちに手当・通報すべき傷病

これらの傷病は、直ちに手当をしないと生命にかかわる。直ちに協力者を求めて119番通報とAEDの手配をする。

- ・意識障害
- ・気道閉塞
- ・呼吸停止
- ・心停止
- ・大出血
- ・ひどい熱傷
- ・中毒

イ 事故への対応

- ・負傷者の搬送は、慎重に行う。特に、頭部、胸部、腹部等のけが等の場合は、容態の急変に対応できるよう、自家用車ではなく、救急車の出動を依頼する。
- ・顧問のみの判断ではなく、養護教諭等にも協力を仰ぎ、適切な判断に努める。
- ・病院への付き添いは、負傷者や保護者の心情に配慮し、少人数にとどめる。
- ・搬送する病院が決まったら、直ちに保護者に連絡する。
- ・たとえ軽症であっても、事故の態様によっては保護者へ連絡をする。
- ・外部との窓口は一本化し、対応は常に複数で行うようにする。
- ・報告は、校内の事故発生時の報告系統に従い、正確かつ迅速に行うようにする。
- ・保護者に対して誠意を示すことは大切であるが、不確実なことは即答しないように注意する。
- ・賠償に係る話は相手の要求を正確に聞き取るとともに、個人の判断による回答を避け、管理職に報告する。

ウ 生徒に対する補償制度

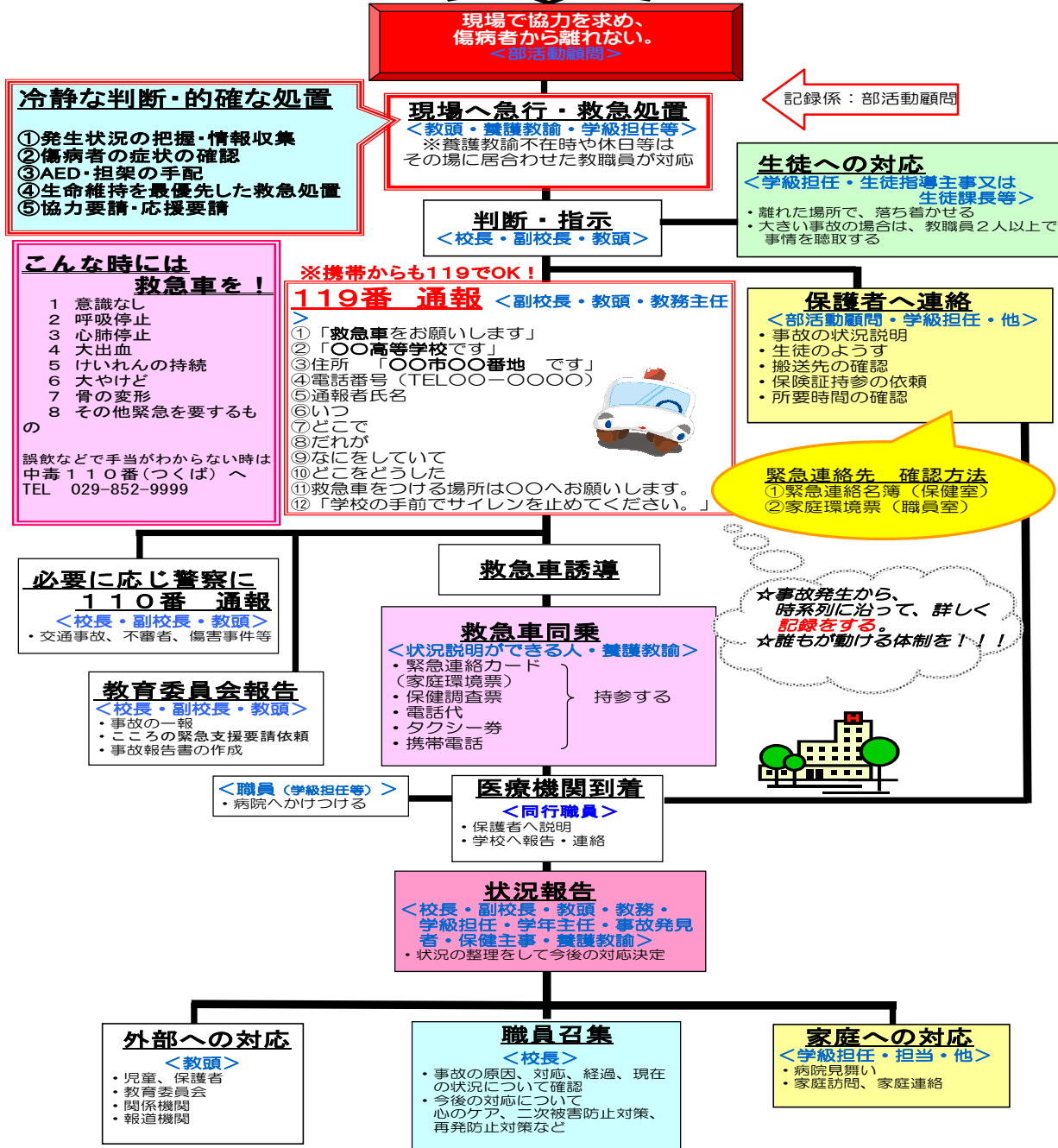
○独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入すれば加入者は部活動における補償が受けられる。センターの災害共済給付は、学校・保育所の設置者が保護者等の同意を得て、センターとの間に災害共済給付契約を結び、共済掛金（保護者と設置者が負担）を支払うこと（災害共済給付制度への加入が必要）によって行われる。また、災害共済給付に係る共済掛金は、年額として学校種ごとに定められている。

○その他の保険

日本スポーツ振興センターの災害給付制度のほかに、高等学校安全振興会がある。安全振興会への加入は、日本スポーツ振興センター及び県公立高等学校PTA連絡協議会への加入が前提となる。日本スポーツ振興センターの同一傷病に対する給付額の総計が5万円以上の場合、見舞金を請求することができる。特に死亡事故及び重い傷病災害が発生した時は、事務局（054-255-4678）に問い合わせる。その他にも、入学時に総合型等の任意保険についての案内がある。

大事故発生！



※休日や校外での事故の場合は、その場に居合わせた教職員や周りの人たち協力を求めること。

参考：静岡県養護教諭研究会

緊急事故記録

静岡県立〇〇高等学校

事故者氏名	年 組	
住 所	市	保護者氏名 TEL ()

★事故発生の状況		傷病名
発生日時	平成 年 月 日 曜日 (午前・午後)	時 分
発生時の活動		
発生場所		
概要及び原因		

★状況の観察

救急車要請	時 分	要請者氏名()
-------	-----	----------

意識…(鮮明 ・ 混濁 ・ 半昏睡 ・ 昏睡)

※意識消失

呼吸困難…(あり ・ なし)

時 分～
時 分

瞳孔(黒目の様子)…(正常 ・ 散大 ・ 縮小 ・ 不動)

☆正常値 70～80回/分前後

脈拍…()回 /分

★要注意 50回/分以下

嘔吐…(あり ・ なし ・ 吐き気のみ)

120回/分以上

出血…(あり ・ なし)

(出血部位:)

けいれん…(あり ・ なし)

顔色…(正常 ・ 蒼白 ・ チアノーゼ ・ 赤みをおびている)

体温…[.]°C

保健調査票より

- | |
|------------------------|
| 1 既往症 (なし ・ あり…疾患名等) |
| 2 アレルギー疾患 (あり ・ なし) |
| 薬アレルギー() |
| 食物アレルギー() |
| その他のアレルギー() |

★保護者への連絡

保護者連絡時刻	時 分	保護者の続柄 (父 ・ 母 ・ その他)
連絡者		
保護者連絡状況	<input type="checkbox"/> 連絡が取れた → <input type="checkbox"/> 学校に来校 <input type="checkbox"/> 病院で落ち合う その他 <input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 連絡が取れない	
受診希望病院		

教職員のための 危機対応 BOOK

子どもの命を守るアクション



静岡県教育委員会

① 地震発生時の初動対応

1. 命を守る

▶ 落ちてくる物、倒れてくる物に
近づくな

▶ 頭を守りなさい

▶ 脚をつかむ!



▶ 姿勢を低く!



2. 落ち着かせる

▶ ケガをしている友達はいないか?

▶ 避難に備えて頭を守りなさい



▶ 子どもたちに次の行動をイメージさせる。



揺れが弱くなったら
避難を開始します。

3. 安全に避難する

▶ 余震に注意しなさい

▶ 指示に従って
避難しなさい

▶ 押すな! 走るな!
喋るな! 戻るな!

少しでも早く!
少しでも高く!

津 波 避 難

② 竜巻・雷・局地的大雨発生時の初動対応

1. 危険の察知

黒い雲の接近



雷の音



冷たい風



竜巻・雷・局地的大雨の兆候

2. 身を守る指示

▶ 水辺から離れなさい

▶ 建物や自動車の中に
避難しなさい

▶ 木の下で雨宿りは危険

▶ 雨が降る前から避難

▶ 木や電柱から離れなさい

▶ 雷鳴が遠くでもすぐに避難

竜巻

▶ 頑丈な建物の中に
避難しなさい

▶ 物陰で身を伏せなさい

▶ 車庫や物置への避難は危険

▶ 窓や壁から離れなさい

▶ 窓を閉め
カーテンを引きなさい

屋外 **スズ** 避難 → 屋内

③ 傷病者発見時の初動対応

1. 応援の要請

●●さんと■■さんは職員室に、先生を呼びに行きなさい!

! 発見者は現場を離れない

▲▲さんと◆◆さんはAEDを取りに行きなさい!

! 指示する相手と内容を明確に!

! 2人以上に指示

🚶 記録を取る

! 救急隊への円滑な引継ぎ

2. 意識が無い者への対応

🚶 現場の安全確保

呼吸あり

呼吸なし

回復体位

心肺蘇生



🚶 声をかける

★★さん、わかりますか? もうすぐ救急車がくるから大丈夫ですよ!

3. 応援者との役割分担

🚶 具合の悪い人は申し出なさい!

! 周囲の子どもの動揺を防ぐ

🚶 他の人は教室に戻りなさい!

! 倒れた子どものプライバシーの保護

🚶 近づけさせない!



参考：静岡県教育委員会

<熱中症予防の原則>

1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、下記の「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行う。汗には塩分も含まれているので水分補給は0.1～0.2%程度の食塩水がよい。運動前後の体重を測定すると水分補給が適切であるかがわかる。体重の3%以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減少が2%以内におさまるように水分補給を行うのがよい。激しい運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないため、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。週間予報等の気象情報を活用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成することも大事である。

3 個人の条件を考慮すること

肥満傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。特に肥満傾向の者は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。

また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪い者は暑い中で無理に運動をしない、させない。

4 服装に気をつけること

服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で防ぐようにする。

5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

WBGT [湿球黒球温度] とは

○ 温度環境を評価する指標

WBGTは暑さ寒さに関係する気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を取り入れた指標

(計算方法)

■ 屋外で日射のある場合

$$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

※現在、WBGTを簡便に測定できる指標計があります。

■ 室内で日射のない場合

$$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

熱中症予防運動指針

WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は 原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	▲▲▲ ▲▲▲ ▲▲▲	厳重警戒 (激しい運動は中止)
28	24	31	▲▲▲ ▲▲▲ ▲▲▲	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
25	21	28	▲▲▲ ▲▲▲ ▲▲▲	警戒 (積極的に休息)
21	18	24	▲▲▲ ▲▲▲ ▲▲▲	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
21	18	24	▲▲▲ ▲▲▲ ▲▲▲	注意 (積極的に水分補給)
21	18	24	▲▲▲ ▲▲▲ ▲▲▲	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	▲▲▲ ▲▲▲ ▲▲▲	ほぼ安全 (適宜水分補給)
21	18	24	▲▲▲ ▲▲▲ ▲▲▲	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- 1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい。
- 2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい条件の運動指針を適用する。

※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公益財団法人日本体育協会)平成25年4月改訂」

熱中症対応フロー

熱中症を疑う症状

- ★ 四肢や腹部のけいれん（つる）と筋肉痛が起きる。
- ★ 全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などが起きる。
- ★ 頻脈、顔面蒼白となる。足がもつれる・ふらつく・転倒する。
- ★ 突然座り込む・立ち上がれない 等

質問をして応答をみる

- ここはどこ？
- 名前は？
- 今何をしてる？

熱中症を疑う症状状

意識障害を確認

あり

- ★ 応答が鈍い
- ★ 舌動がおかしい
- ★ 意識がない 等

119番通報
応急手当



★ ★ 涼しい場所へ避難
★ ★ 衣服をゆるめるため脱がせる

水分塩分を補給する

- 水分と塩分（スポーツドリンクや経口補水液など）を補給する
- 熱けいれんの場合は生理食塩水（0.9%）などの濃いめの食塩水を補給する



症状改善した
症状改善しない

できる

水分摂取
ができるか確認

脱衣と冷却

※ 迅速に体温を下げることであれば、救命率は上がる。

救急車到着までの間、積極的に体を冷やす。

- ★ 水をかけたり、濡れタオルを当てて扇く。



One Point

氷やアイスバックがあれば、頸部、脇の下、足の付け根などの大きい血管を冷やすのもよい！

経過観察

病院へ！

体を冷やししながら、設備や治療スタッフが整った集中治療のできる病院へ一刻も早く搬送する。

体罰根絶に向けて

(1) 体罰と懲戒

○学校教育法 第 11 条

校長及び教員は教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣が定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

【懲戒と体罰の区別について】

- (1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状態、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持される等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。（「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」平成 25 年 3 月 13 日付け文部科学省初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）

「体罰」は、学校教育法で禁止されている行為であり、児童生徒の心身に生涯にわたって癒えない傷を残す、いかなる経緯があっても決して許されない行為です。

(2) 体罰等の許されない指導と考えられるもの

①殴る、蹴る

②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難いまたは限度を超えたような精神的負荷を課す。

<例>

- ・長時間にわたって無意味な正座・直立等の特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示をしているのにも関わらず攻撃を受ける。
- ・防具で守られていない身体の特定の部分を打突することを繰り返す。

- ③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅かし、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④セクシュアルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり、否定したりするような発言を行う。）
- ⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

(3) 認められると考えられる指導（案）

○通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるもの。

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技術や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、(下記のような)肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定される。

<例>

- ・バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブさせる。
- ・柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者 of 生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。
- ・練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

○学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるもの。

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で(下記のような例)を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられる。

<例>

- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて反則行為の危険性等を説諭する。
- ・練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わな

い生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃の練習態度、チームプレーの重要性を考えさせ、今後の取組姿勢の改善を促す。

○有形力の行使であるが正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)として考えられるもの。

- ・児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使。
- ・他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対してこれを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使。
- ・生徒から顧問の教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使。

<例>

- ・生徒が顧問の教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、生徒の背後に回り体をきつく押される。
- ・練習中に、危険な行為を行い、当該生徒又は関係の生徒に危険が及ぶ可能性があることから、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが従わないため生徒の腕を引っ張って移動させる。
- ・試合中に相手チームの選手とトラブルとなり、殴りかかろうとする生徒を押さえつけて制止させる。

(4) 行政上の責任(懲戒処分)

教職員は、地方公務員であり、全体の奉仕者であることから、公務員としての職の信用を傷つけ、不名誉となるようなことをしてはいけない。「体罰」は、公務員としての信用を傷つけ、不名誉となる行為である。状況によっては、懲戒処分となります。

○地方公務員法(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

【信用失墜行為の禁止】

憲法第15条第2項にあるとおり、公務員は、全体の奉仕者であり、住民全体の信託を受けて職務を行うものであるから、その本来の職責を果たすにふさわしくない行為をしてはならないという趣旨である。しかし、具体的にどのような行為が信用失墜行為に該当するかについては明確な基準を設けることは困難で、この規定の設けられた趣旨を考えて、社会通念に従って個々に判断することになる。

(平成 19 年 1 月 19 日通知、平成 19 年 4 月 1 日施行)

【懲戒処分の基準】

第 1 基本事項

- (1) 本基準は、本県の懲戒処分的等の標準的な処分量定（以下「標準例」という。）を示したものである。
- (2) この基準は、静岡県教育委員会が任命権を有する教職員（以下「教職員」という。）を対象とする。ただし、非常勤講師は除く。
- (3) 具体的な量定の決定に当たっては、
 - ア 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。
 - イ 故意又は過失の度合いはどの程度であったか。
 - ウ 非違行為を行った教職員の職責はどのようなものだったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。
 - エ 児童生徒、教職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。
 - オ 果子に非違行為を行っているか。
 等のほかに、適宜、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等を含め総合的に考慮の上、判断するものとする。
- (4) 個別の事案の内容や具体的な行為の態様によっては、標準例に示す量定以外とすることもあり得る。
- (5) 標準例に示されていない非違行為についても、懲戒処分等の対象となり得るものであり、これらについては標準例に示す取扱いを参考としつつ判断する。
- (6) 標準例については、必要に応じて見直しを行っていく。

第 2 処分の標準例

Ⅱ 児童生徒関係

処 分 事 由		免職	停職	減給	戒告	訓告等	備考	
1	児童生徒等への わいせつ行為等	(1) 児童生徒等にわいせつ行為を行った場合	○					
		(2) 児童生徒等にわいせつ行為を行った場合セクシュアル・ハラスメントを行った場合	○	○	○	○	○	具体的な行為の態様、悪質性、社会影響等も情状して考慮の上判断する。
2	体罰	体罰を加えたことにより、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた場合	○	○				負傷の程度に加え、体罰の態様等も考慮の上判断する。
		上記以外の体罰		○	○	○	○	
3	児童生徒に対し、不適切な言動等	○	○	○	○	○		

体罰により、校長等の管理職も監督責任を問われることがある。

Ⅶ 監督責任関係

処 分 事 由		免職	停職	減給	戒告	訓告等	備考
1	指導監督不適正			○	○	○	
2	非違行為の隠ぺい・黙認		○	○	○	○	

懲戒処分を受けると、次の基準により公表される。

【懲戒処分の公表基準】（平成 23 年 6 月 28 日改正 静岡県教育委員会）

静岡県教育委員会が、教員の非違行為等に対して地方公務員法に基づく懲戒処分を行った場合は、教職員への周知によりその再発防止を図るとともに、人事管理の透明性を高め、説明責任を果たすことを目的として、つぎの基準により公表する。

1 公表の基本方針

静岡県教育委員会は、懲戒処分を行った場合は、すべての懲戒処分について、その事由も含め、速やかに公表することとする。同時に、各市町教育委員会・学校に対し、公表内容を伝達し、指導の徹底を図る。

2 公表する処分

地方公務員法に基づく戒告、減給、停職及び免職の懲戒処分

(5) 刑事上の責任

体罰によって、生徒に何らかの被害や傷害を与えた場合、当該教員に刑事上の責任が生じる。起訴された場合、刑法上の暴行罪、傷害罪等の罪に問われ、罰金や懲役等の刑罰を受けることがある。禁錮刑以上が確定した場合は、地方公務員法の規定により失職となり、さらに教育職員免許法の規定により、教員免許状が失効となる。

○傷害罪

【刑法 第 204 条】

人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役または五十万円以下の罰金に処する。

○暴行罪

【刑法 第 208 条】

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金または拘留若しくは科料に処する。

<例>

- ・衣服を掴んで引っ張る行為。
- ・髪を切ったり、剃ったりする行為。

- ・脅かすつもりで刃物を振り回す行為。
- ・石などを投げつける行為。
- ・並進している自動車に嫌がらせをするために幅寄せする行為。

(6) 民事上の責任

体罰を加えた教員は、被害を受けた生徒に対して、治療費や慰謝料などの損害賠償責任を負うことがある。

【民法 第709条】

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害の賠償する責任を負う。

体罰は、教員が意図的に加える生徒への懲戒権を逸脱した行為であることから、過失ではなく故意として見なされる行為に当たる。

また、被害を受けた生徒が国家賠償法を根拠として損害賠償を求めた場合は、県や市町村が被告となる。

(7) 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

- ①顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう。
- ②各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう。
- ③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう。
- ④適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう。
- ⑤肉体的、精神的な負担や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう。
- ⑥最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう。
- ⑦多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう。

<「運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月）」より>

(8) 暴力を生まない指導のために留意すべきこと

下記の6点に関して留意し、部活動を行うこと。

- ①指導方針の明確化と練習計画の作成
- ②バランスのとれた練習への配慮
- ③年間の活動の評価と次年度へのフィードバック

- ④コミュニケーションの充実への努力
- ⑤選手の状況を細かく把握。適切なフォローを加えた指導
- ⑥徹底した事故防止、安全確保に注意した指導

＜平成 26 年度第 1 回部活動指導者サミット 早稲田大学 教授 友添 秀則 氏＞
 ＜「運動部活動の在り方に関する調査報告書（文科省）からアレンジ＞

(9) 良いスポーツ指導とは・・・

- ①良いスポーツ指導には、**勢い**がある。
 …生徒の練習活動によどみがなく、成果に向けて練習がテンポよく進んでいる。
- ②良いスポーツ指導には、**雰囲気**がよい。
 …運動集団が明るく暖かい雰囲気に満ち、指導者と生徒との肯定的な相互作用が頻繁に行われている。

(10) 指導者が体罰を振るう要因の類型化、4つのタイプ

- ①確信犯型・・・暴力をふるうことでチームが強くなると本気で思っている。
- ②指導方法わからず型・・・建前で分かっているが、どうすれば強くできるか分からず手を上げる。指導力不足で、つい出ちゃう。
- ③感情爆発型・・・カッとなってキレてしまう。感情がコントロールできない。
- ④暴力好き型・・・暴力を振るうことが好き。快感。指導者のストレス解消に。

(11) 体罰のない部活動にするための参考に・・・

I アンガーマネジメント・・・感情をコントロールできない感情爆発型

- ・1970 年代 米国で生まれた心理トレーニング
- ・フェデラー選手（テニス）らも実践

1 目的

「怒りの感情を抑え込むのではなく、怒りの原因を探り不必要な怒りをなくす」

2 怒りの感情のコントロール 3 ステップ

(1)「衝動」のコントロール

最初の 6 秒をやり過ごす

怒りの感情のピークは 6 秒程度。

心の中で、1、2、3、…とゆっくり数えたり、深呼吸したり、場を離れたりする。

(2)「思考」のコントロール

自分の常識、信条、ルールに固執しない。

「～すべき」の種類も範囲も人それぞれと心得て、許容範囲を広げる

(3)「行動」のコントロール

怒るべき、怒る必要のない事を選別してから行動する。

「諦める」「我慢する」のではなく、こういうこともあると「受け入れる」

参考：日本アンダーマネジメント協会 代表理事 安藤俊介 氏 (2015. 11. 19 女性セブン)
(2016. 6. 2 サンケイスポーツ)

II ペップトーク…**指導方法わからず型**

- 1 「ペップトーク」とは
ペップ=元気、刺激。
「勇気づけてパフォーマンスを上げるためのメッセージ」
元々スポーツ選手を励ますためのメッセージ法から始まった。
- 2 「ペップトーク」の基本
 - (1) ポジティブな言葉を使う。
 - (2) 短い言葉でわかりやすく
 - (3) 状況を理解する。
- 3 ポジティブな言葉に変換
 - ・「間違わないように」× ⇒ 「丁寧にやってみよう」○
 - ・「できない？」× ⇒ 「どこまでできた？」○
 - ・「風邪引かないようにね」× ⇒ 「暖かくするようにね」○
 - ・「もうできないの？」× ⇒ 「よく頑張ったね」○
 - ・「やる気でないの？」× ⇒ 「やり遂げたらすごい！！」○
 - ・「同じ事言わせないの」× ⇒ 「前失敗したときどうだった？」○
 - ・「心配するな」× ⇒ 「安心しろ」○
 - ・「シュート外すなよ」× ⇒ 「シュート決めていこう！！」○

Q. どちらを選びますか？

強豪校との試合が決まりました。監督であるあなたは…。

- ① 「相手は強豪校だ!!点差をつけられすぎないように!!」
- ② 「強豪校との試合は、いい経験になる。今の力を全て出し切って、試合に臨もう。」

III ボトムアップ理論…**指導方法わからず型**

ボトムアップ理論は、畑 喜美夫 氏（広島県立安芸南高等学校教諭）が提唱した、プレーヤーが主導してチーム運営を行う指導方法である。練習メニュー、公式戦に出場するメンバー、戦術、選手交代等、プレーヤー自ら決定していく。指導者は、必要に応じて問題提起など対話を通じて行いながら、プレーヤーの可能性を引き出すファテシリテーターとして機能する

- 1 「ボトムアップ理論」とは。
組織の下から意見を吸い上げて全体をまとめていく管理方法（下意上達）。
選手力、現場力を主軸に個人の能力を最大限に発揮して、チームとして創造しながら同じゴールを目指すチームビルディングの手法を採用。「個×組織」を構築していく理論のこと。

- 2 「ボトムアップ理論」の基本
選手自身で自主性・主体性を持って常に考え創造工夫して物事をやり遂げ全体をまとめていく方法（選手の自発性を促す）
 - (1) 「プレーヤーズファースト」と「ファシリテーター」
「プレーヤーズファースト」とは、生徒たち主体で、「個」、「組織」を作り上げていく。
「ファシリテーター」とは、プレーヤーの可能性を引き出す者。必要に応じて、質問提起など対話を通じて行う。指導者、コーチが行う。
⇒指導者やコーチの役割は、プレーを細かく指示するのではなく、プレーヤーが考え判断することが推奨されるような環境を作り出すこと。従って、指導者、コーチは、きちんとした理論的背景やアプローチに関する手法を学んでから実践すべきである。
 - (2) 「ミッション」と「ビジョン」
「ミッション」とは、「使命」、「ビジョン」は「未来像」
<例>
「ミッション」としては「人間力」
(知性、体力、実践力、コミュニケーション力等、生きる力)
「ビジョン」としては「人間形成」
(チーム作り、グッドゲームの追求等)
⇒「ミッション」と「ビジョン」を定め、生徒と指導者が共有することが大切。
 - (3) 自主自立の精神
「自分たちで、チームを作る」
プレーヤーが自ら決定していく。
<例>
 - ・ チーム運営（主将、副主将）・・・学年でキャプテン制を導入
 - ・ 選手登録
 - ・ スタートアップメンバー
 - ・ 戦術
 - ・ 選手交代

IV 主役は常に選手（指導者は裏方）

選手の心身の特徴や個性を理解したうえで、様々な面で、「選手（生徒）に対応する能力」

- (1) 選手に合わせたトレーニング方法を生み出す「アイデア力」
- (2) 多様な形で選手と相互理解できる「コミュニケーション力」
- (3) 目標達成に向けた複数のプロセスを構築する「プランニング力」

参考：岡崎慎司専属トレーナー 杉本龍勇 氏（2013. 1. 25 静岡新聞 時評）



26 全国高体連第 42 号
平成 26 年 5 月 20 日

各都道府県高等学校体育連盟 会長 殿
同 上 理事長 殿
(公財) 全国高体連各専門部 部長 殿
同 上 委員長 殿

(公財) 全国高等学校体育連盟
会長 小野 力



体罰根絶全国共通ルールの制定について (通知)

日頃より本連盟の諸事業及び高等学校における運動部活動の充実・発展はじめ、インターハイの開催にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、体罰の根絶に向けて、本連盟は一昨年度来、「運動部活動における体罰根絶に向けて」の通知文を発出し、また、日本中体連と合同で「体罰根絶宣言」を発信しました。昨年度には、4月にスポーツ関係5団体と協力し、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を採択しました。また、その中で具体的な取組が行われるよう、5月に高体連独自の「行動宣言」を出しました。さらに、昨年度インターハイの全競技会場には、根絶スローガンを記した横断幕を掲出するなど、様々な取組を行ってまいりました。

しかし、社会全体で体罰や暴力行為等を一扫しようとの機運が高まっている中であるにもかかわらず、運動部活動における体罰が散見されることは、誠に残念なことであります。

今後、こと体罰の問題は、全国共通の問題として捉え直し、各都道府県高体連が共通して指導する部分を「全国共通ルール」として設定し、この共通ルールの趣旨・内容を全ての加盟校及び指導者に対し周知徹底する必要があると考えています。その共通理解のもとに、各加盟校をはじめ、各都道府県高体連、各競技専門部及び全国高体連が、組織をあげて体罰根絶に向け指導することが、根絶宣言の具現化につながると考えます。

このことは、公益財団法人としての全国高体連や各加盟校を直接管轄する立場にある各都道府県高体連の責務でもあります。関係機関と連携を図りながら、高体連の各組織が一丸となって、「全国共通ルール」のもと体罰を根絶させる取組を行うことが、全国120万人の登録生徒の健全育成に良い影響を及ぼし、広く社会からの信頼を得ることにつながると考えます。

つきましては、別紙の「全国共通ルール」の制定のねらい、内容、運用等を管下の加盟校及び全ての指導者に周知徹底し、体罰根絶の取組を一層充実させるようお願いいたします。

また、本ルールの周知理解を促すため、別添えの「各加盟校の校長先生方へ」及び「運動部活動指導者の皆様方へ」を作成いたしました。併せて、ご活用方お願い申し上げます。

<別紙>

1 体罰根絶全国共通ルール制定のねらい

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定する。体罰を行った指導者への詳細な罰則規定をつくるのが目的ではなく、本ルールの趣旨や内容を全ての運動部活動指導者、生徒、保護者、そして、社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかわる体罰の発生を未然に防止することをねらいとする。

2 体罰根絶全国共通ルール

- (1) 指導者（監督、コーチ、顧問教諭、外部指導者等）に関するルール
- ア 体罰を行った指導者については、原則として当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、高体連主催大会に出場できないものとする。（選抜大会を含む）
- イ 体罰を行った指導者については、原則として高体連の役職を解くものとする。また、当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、原則として高体連の役職に充てない。
- (2) 本ルールは、平成26年7月1日より施行適用する。

3 体罰根絶全国共通ルールの運用について

- (1) 本ルールにおける体罰は、平成25年5月文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」を参考にして、適用の対象とする。
- 参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm
- (2) 本ルールの適用に当たっては、該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定した後、該当校の校長が、該当指導者本人の了解を得た上で、別紙様式により各都道府県高体連に報告する。
- (3) 運動部活動にかかわる場面での体罰について、本ルールを適用する。（ミーティング中、部員への個別指導中、運動部の寮生活等の場面を含む。）
- (4) 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等の内容に、大会出場停止や高体連の役職停止の期間がある場合は、その期間を本ルールの1年間の中に含むこととする。
- (5) 本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から2週間以内に、（公財）全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。ただし、本ルールそのものに関する不服申立てを除く。



平 2 9 日 中 体 第 4 6 6 号

平 成 3 0 年 3 月 2 9 日

各関係機関及び関係団体御中

(公財) 日本中学校体育連盟
会長 直田 益明「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する
日本中学校体育連盟の対応」再度のお知らせ（通知）

日頃より本連盟の諸事業及び中学校における運動部活動の充実・発展に、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。引き続きのご支援をお願いいたします。

さて、昨年11月29日付文書「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する日本中学校体育連盟の対応」（平29日中体第357号）にてお知らせをしました件につきまして再度のお知らせです。

文書第357号を発した時点では決定していませんでした全国中学校体育大会での部活動指導員の導入が決定しましたので、別紙にありました下線を消去いたしました。ご確認ください。

部活動の場から暴力・体罰・セクハラ等が一掃され、生徒たちの懸命に取り組む真剣な顔、弾けるような笑顔、仲間との励まし合いと談笑する姿が、全ての学校、全ての部活動で見られるよう本連盟としても努力していく覚悟です。

今後は各方面からのご意見、ご質問等をお受けし、Q&Aを充実させていきます。

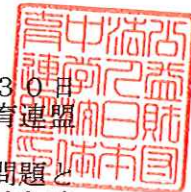
引き続きのご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本件についての問い合わせ先

(公財) 日本中学校体育連盟 専務理事 菊山 直幸
電話 03-3481-2425

運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する
日本中学校体育連盟の対応（再送）

平成30年3月30日
(公財)日本中学校体育連盟



運動部活動顧問の暴力・体罰・セクハラ等（以下「暴力等」という。）が大きな社会問題となっている。各地方公共団体や競技団体等による研修会も開催され、これらの根絶に向けた取組も強化されている。しかし、毎年、暴力等の事案が報告されている。

文部科学省・スポーツ庁、(公財)日本体育協会、(公財)高等学校体育連盟等においては、これらの行為に対して厳しく対処している。

本連盟においても、運動部活動は学校教育の一環であり、生徒の人間教育として、また、学校全体の雰囲気を明るく元気にしていく大きな力を持っていると考えている。そこで、各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力等の防止策について継続して検討してきた。

スポーツを文化として大切にし、教育者として指導する者には必要ないと信じているが、本連盟の決意として、下記のとおり監督等の条件、対応・処置を明確に示すこととする。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

記

1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

(公財)日本中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)、トレーナー等(以下「指導者等」という)は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。

なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

●以下の文を全国中学校体育大会各競技大会要項の「引率者及び監督」の項に記載する

「(公財)日本中学校体育連盟が主催する本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。」

2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校(中等教育学校及び義務教育学校を含む)に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

3 本連盟の対応

1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する

★後任の補充は、該当都道府県中体連会長と相談し、該当都道府県中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする

2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する

4 判定及びその時期

1) 当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

5 期間

1) 違反行為1回目

校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする

(1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする)

2) 違反行為2回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする

6 本対応は、平成30年4月1日より施行適用する。

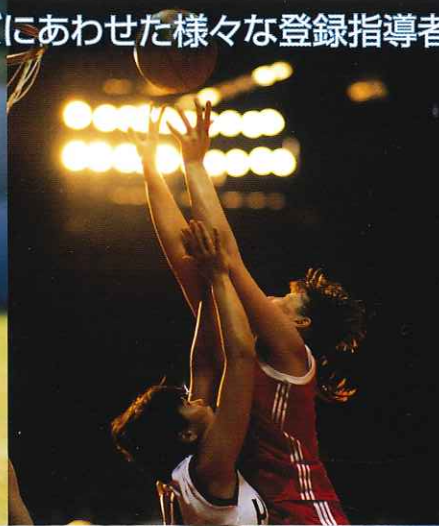


公益財団法人静岡県体育協会

しずおかスポーツ人材バンク

Shizuoka Sport Personnel Search


運動部活動などでニーズにあわせた様々な登録指導者を活用するシステムです。



<http://ssj-bank.com>

静岡県教育委員会の委託を受け事業を行っています

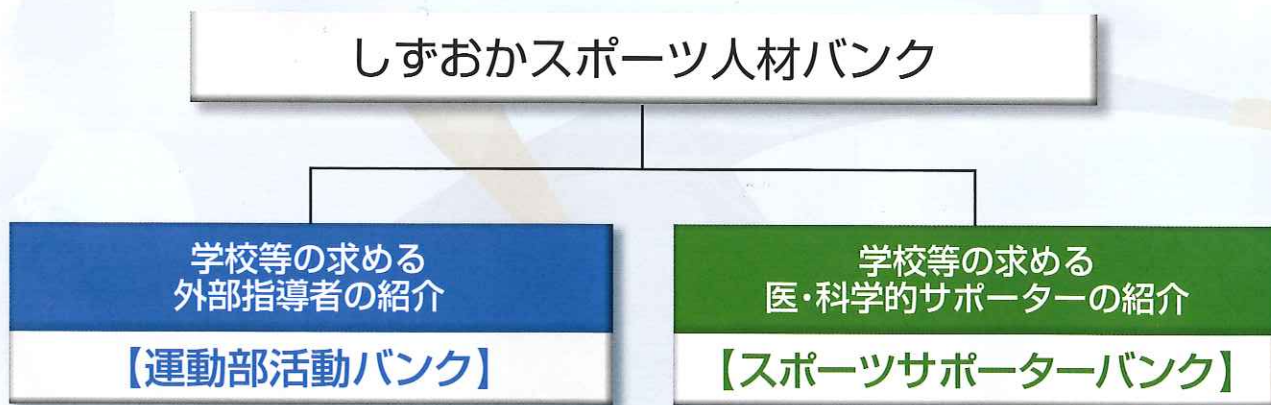
社会総がかりの教育に向けた地域の人材活用、
専門性を有する人材を運動部活動等に活用しましょう。



バンクの特徴

- ☆指導者と依頼者をコーディネーターがつなぎます
- ☆指導者を求めている学校等を知ることができます
- ☆指導者は新しい知識と共に進化し続けます
- ☆活動を振り返り、常にステップアップします
- ☆医・科学サポート可能な人材もご紹介します

登録個人情報が流出しない仕組みを構築しました



※現在、地域スポーツ活動へ、指導者や医・科学的サポーターを紹介できる

【地域スポーツバンク】 の準備を進めています。